

るのであります。物価は上がるのであります。三%税負担率が上がるのであります。国民生活はそれだけ実質的に圧迫される結果に相なることは言うまでもない。片方、資本の側の税負担率というものを見てみますと、わが国の国民所得に対する国民一人当たりの税負担率は二二%、外国の事例を見てみますと、イギリスにおいて三四、フランス三二、アメリカにおいて二九、以下相当税負担率は高いことに相なつているのでありますけれども、実はいわゆる低所得階層の税負担率というものを階層別に見てみますと、名目的に日本の二二%に比ばして、諸外国の国民低所得階層の人の税負担率は比較にならないほど低いのであります。にもかかわらず、高い税負担率を表面にあげているのは何かといえ、たとえば法人税というのを見てみますと、アメリカにおいて五二%法人の負担、イギリスは五四、フランス五一、一番低い西独が五〇%の法人税率というものがあるにもかかわらず、日本は三八%で、ギリシャその他の国の、つまり西欧の後進的水準にある国の税負担率であります。

それで、一体二二%という税負担率の中で金を見出すとすれば、社会資本投資をしなければ、資本の蓄積をしなければならぬという政府の言い分は、しよせん——だからといって、高い税負担率を持つていくことはできないので、結局、資本側の租税特別措置による減免、国民大衆、つまり低所得層に対しては高率の税負担をかけねばならぬ、こういう結果をもたらしていることでもあります。さらに加えて、資本の側の社会資本の投資、あるいは公共資本、公共投資の要求というものにとたえていくためには、片一方では金がないといながら、それにこたえるために、申し上げたように、勤労所得階層の税率負担を上げねばならぬという結果を招来し、税の公平の原則というものは、完全に一そう、去年の税法に比べて今期の税法は公平を乱しているということになり、必要以上に資本の側の利益を擁護するための措置がとられている。こういう点から、つまり租税負担率の不公平というものを一そう助長しておるといふ観点から、私は第二に反対をいたすのであります。

第三に、間接税を初め勤労所得階層に対する税の軽減ということの政府の約束、これを実行し得なかつたことこの理由に、政府当局は、財源がない、こういうように言つておるのであります。しかし、前に第二の点で申し上げたように、税負担率は不公平になるように、一方は高くし、一方は利子所得課税のごとく半分にしてみました。そうして、金がないと言わなければ減税政策をやらない理由を裏づけすることができないということ、財源がないと、こういう言い方をしておるのでありますけれども、去年の予算に比べて今年の予算は、まさに両方で、片一方一七%、片一方二三%、財投等を含めまして膨大なふくらし方をしておる。そこに今後、不公平な税の建前が、一そう今度は徴税強化という格好に、この税法に基づく徴税執行業務が行なわれていくことは必然であります。額に汗をして働く勤労者階層というものが一そう税をしばられ、徴税強化に追まわれ、片一方は配当所得に見られるごとく、総理大臣は、先取り税を安くしただけで相対的には同じだと言いながら、平年度において九十億というものが帳面づらで税収減になる。まさにこれは配当所得者に対する脱税を認めたという結果にならない限り、税収減にならないわけでありませぬ。もし総理大臣が言われるように、一銭も大所得者に対しては減税しておらぬと言われるなら、なぜあの九十億になんんとする配当所得の収入減が生まれてくるのでありませうか。何らこれに対して本会議においても、大蔵委員会においても、政府の責任ある答弁ができていません。できないはずであります。そういうように財源がないという裏には、からくりがある、こういうふうに申し上げなければならぬのであります。

第四に、租税特別措置そのものについてであります。今日では、租税特別措置というものは、もはや順次、資本においてもその力が増大してきた実情にかんがみれば、さらにこれを延長し、助長し、さらに減額をする、減税をするというようなことは、一体あり得るだらうか。こう考えてみる場合、さらにまた、第二点で指摘をしたいのは、もうこの辺で租税特別措置というものはやめるべきであるという意見が、衆参両院における公聴会に出席された国民の代表は、ひ

としくその口をそろえて、もうこの辺でやめるべきであるというのに、時代逆行もはなはだしく、さも既得権であるかのごとく資本にそれを奉仕する。こういう態度は、今回の租税特別措置法の一歩の特徴的性格である。そういうことはもうこれ以上続ける必要はないという観点から、私は反対をするものであります。

次に、間接税などについてであります。かりに所得税法、法人税法、租税特別措置法などによる私どもの言い分が受け入れられないといたしましても、昨年来の審議の過程を通して、政府は間接税を引き下げるといふことはこれを実行いたしますと、国会で国民に対して約束をいたして参りました。それもただ一言、銭がない、財源がないという言葉でもつて、これをほかおぶりし、しかも衆議院で予算が上がったその瞬間に、来年度は、国税において、間接税において、地方税において減税をいたします、税外負担においてもこれを徹底的に取り締まって縮小いたしますという見解を明らかにいたしております。まさに国会においては、そういうことの処置についての質問に対しては、具体的な態度表明を一切いたさずに、国会外においてさような公約をするという態度や、まさに国会軽視であり、国民を愚弄するのはなほだしい。言葉はきつよいようでありますけれども、言わざるを得ないのです。そこで、この間接税の減税に対する具体的な処置いかんという質問に対しても、何らこれを具体的に示さないというのが現状であります。私ども国民は、一体、寝ることと食ふことのほかに、考へるのは税金の問題であります。出さなければならぬ税金は出しましよう。けれども、まともにと取つてもらいたい、公平にと取つてもらいたい、納得のいくように取つてもらいたい。同時にまけるならまけるとして、納得のいくようにまけてもらいたいというのが、これは国民の希望であり、政治に対する期待であります。この国民の税に対する期待、政治に対する期待を裏切つたのがこの三法であるといふことをいわなければならぬし、間接税の減税を一顧だもしなかつたといふ私どもの批判であると申し上げざるを得ないのであります。

時間がありませんから、以上簡単に申し上げました。私どもはあげて三法の改正に対しては反対をいたしまして、討論を終わります。

○柴田栄君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました三法律案について、次のような理由から賛成するものであります。

第一に、減税の規模についてであります。三案の改正によりまして、昭和三十八年度合計五百五十二億の減税が実施されることになりまして、自然増収も増加財源も、前年度に比して必ずしも大きくはないにもかかわらず、国民所得に対する国税の割合は前年比〇・六％低くなつております。減税額は多ければ多いほど好ましいといふこともいわれますけれども、わが国の財政の現状から見ても、最大の努力が払われたものと認められるのであります。

第二には、中小所得者及び中小法人に対する税負担の軽減についてであります。所得税の諸控除が引き上げられることによりまして、たとえば夫婦と子供三人の家族の給与所得者が年間五十万円の所得でありますならば、実に三四・九％の軽減となり、また課税最低限は約四十四万円に引き上げられることとなります。中小所得者の税負担の軽減は、数字をもつていたしましても明白であります。また、中小法人に対する税負担の軽減についても、同族会社の留保所得に対する課税の控除額を引き上げることとなり、中小企業者の多年にわたります要望が実現されることとなるのであります。そして、その軽減の効果は多大なものがあろうと推察されるのであります。

第三といたしまして、利子所得及び配当所得に対する課税の特例を強化してあります。わが国経済は、国際競争力の流れに順応いたし、今やIMF八条国移行体制を作る重要課題に直面しております。すなわち、企業の国際競争力の強化、産業基盤の充実等を一刻も早く実現しなければなりません。これには、何をにおいても資本の蓄積あるいは貯蓄の増強が必要であることは多言を要しないところであります。もつとも、貯蓄の増強のためには所得の増加に

よるといふ考え方も当然でございますが、しかし、一段と貯蓄の増強をはかるためには、国民各位が貯蓄意欲の向上に努めることが肝要であります。

このように見て参りますると、政府は今回税制上、利子所得並びに配当所得をさらに優遇することとしたのは妥当な措置であると考えられるのであります。

第四の理由として、今回新たに諸種の租税特例措置が加えられたのであります。これらはいずれも、最近の経済情勢に顧み、有効適切な措置であると考えるのであります。すなわち、特定公共事業の用地買収等について譲渡課税の特例を設けましたことや、事業用資産の買いかえ、居住用財産の買いかえについて特例措置を拡充したことなどは、社会資本の充実、国民生活環境の改善を迅速に進める上におきまして、国民各層の要請にこたえるものであると思つてあります。

以上簡単に理由を申し述べまして、賛成の意を表し、討論を終わるものであります。

○永末英一君 私は、民主社会党を代表いたしまして、ただいま上程せられております所得税、法人税、租税特別措置法、三つの法律の一部改正法案のすべてに対して反対をいたします。

政府がとつております。経済の成長政策、この効果は国民の各社会層に異なつた比重をもつて影響を及ぼして参ります。そこで、政府といたしましては、その政治のやり方を考えます場合に、それが悪い影響を及ぼしているところには、この悪影響を取り除くように努めて考えなければならぬ、これが重要な施策の根本であろうかと私どもは存じております。そういう観点から、上程されております三つの法案の趣旨を考えて参りますと、私どもは遺憾ながら今のようない目的に沿つておるといふ判定をいたしかねるのであります。すなわち、政府のやります施策は、単に税法だけではないでございます、そのほかにいろいろな法がございます。しかし、税法もまたその一環として、今のようない方向に向けてこ

れの方向づけを考えておるといふことが、国民の中に政府の施策に対しての信頼感をわき起こす一番重要な点であろうと私どもは存するのであります。たとえば、アメリカのケネディ政権が大幅な所得税減税というものを打ち出してきましたのも、もちろん、国際経済に対するアメリカの置かれております地位から考えて、国内に有効需要を喚起しようという点に大きな目的がありますことは一つの理由でございます。しかし、それとともに、そういう一つの施策が及ぼす心理的な影響、心理的な効果というものは、また見のがしてはならぬのであります。それはちやうど、現在まで池田内閣がとつて参りました経済のやり方というものが、必ずしも当初見込みましたようなペースに乗つてどんどん進んではないかというときには、他山の石としてやはり考え直し、これを参考とする意味合いが私はあるのではないかと考えます。

そのときに及んで、今回提案されました所得税法におきます減税のものの考え方はいまだそこに至らず、やはり政府の財政需要によつて税の総額をはかろうとする考え方が非常に強く出ておる。庶民の生活を非常に愛し、庶民の感覚を身につけているという田中角栄大蔵大臣にして、しかもなお政府の財政需要の点に重点を置いたことは、私にとりまして最も遺憾とする一つでございます。願わくは、この庶民が今与えられておる税法に対してどういふ感覚をもつて臨んでおるかということをごきみ砕いて、この庶民の期待にこたえていただきたいと思つてあります。

私どもは、そういう観点から所得税法をなめました場合に、現在の税法は、中堅所得階層が所得の伸びを一割あるという判定を下されました場合には、税の伸張率は一割ではなく二割、三割、四割にまで及ぶような税法でございます。こういう点の手直しをするということではなくては、ただ単に課税最低限を少し引き上げたということだけではおおい切れない。特に中堅所得層あるいは低額所得層が、税法に対する信頼感というものを十分に持ち得ない原因を胚胎せしめるのではないかと思つてあります。

さらにまた、租税特別措置法の問題にいたしましても、これが日本経済の再建のために必要であつた時代もございませぬ。しかし、現在ではこの租税特別措置法が、日本経済を成長発展せしめる上について経済的にいろいろな刺戟の用を果たしているよりは、むしろ、この措置法によつて救われない企業から救われているものに対する心理的なアンバランスの感じというものが強く残つていのように私どもは感じております。したがつて、先ほども申し上げましたように、税法上の公平——自然は飛躍するものではございませぬから、政府当局としては一歩一歩手直しをされるであらう。しかしながら、税法上の公平よりは、むしろ納税という問題に対して国民が考へている心理的な実体上の公平に重点を置くということを考へるならば、租税特別措置法のごときはもつと大幅に是正をしていく考へ方をとらるべきであつたと私どもは存じます。残念ながら、この考へ方が今回の改正にははつきりとその方向づけができていないのか、かえつて反対の資本蓄積を強行しようとする方向すら出ておるということを私どもは非常に遺憾に存するわけでございます。

法人税法につきましても、確かに中小企業の、特に同属会社を作つている人々の待望しておる点はかなえられようといはしてあります。しかし先ほど申し上げましたような観点に立つならば、法人税について特に中小企業者が期待をいたしておりますところは、自分たちの小さな小規模事業というものがなぜ大法人と同じような角度から税を取られなくてはならないか。確かに税法は二段階に分けております。しかし、そういう点についてもつと具体的な公平を要望している。この要望が、現在政府が中小企業基本法案を提出することを決意せしめた一つの理由であつたと思ふのであります。であるならば、もし政府が今年中小企業基本法案を成立せしめて、これによつて中小企業者も、あるいはまた中小法人に対する施策をやつていこうとするならば、これに見合う何らかの方針が考へらるべきであつたとわれわれは考へております。残念ながら、この点につきましても、政府の配慮はされたということには私どもは見ることができない。

以上の点を、私は簡単に指摘をいたしまして、要するに、現在、政府の財政によつて経済に刺戟を与えようとする政策は、特に日本の経済や社会の二重構造のもとにおける人々に、決していい影響を与えない。いい影響を与えないとするならば、これを上に引き上げるようなためには、税法もまたその一翼をかわなくてはならない。この任務を、今回の改正案は十分に果たしていない。

以上の論点によつて、この三法案に対して反対の意見を開陳するゆえんであります。

○鈴木市藏君 私は、日本共産党を代表して、租税に関する三つの法案に一括反対をいたします。

この三法案に対する根本的な理由は、この法案自体、ますます露骨な独占資本本位への方向をはかるとともに、人民の生活を苦しめ、さらに予想される税制の根本的な改悪への道を開いたものであり、その性格が何であるかはつきりと示しているものだと思うからであります。

第一に、所得税についてであります。われわれは、勤労者に対する源泉所得課税方式そのものに強く反対し、この不当かつ狡猾な収奪税制の撤廃を重ねて要求をします。さて、今回二百七十七億円の一般減税ほどごまかしの産物はありません。税制調査会の答申をも無視しているばかりか、消費者物価の値上がり推移を見ても、実質上の所得の低下は免れません。そして勤労者、労働者の税負担が過重となり、事実、勤労人民の最低生活費にさえ食い込んで課税されているということは、きわめて重大であり、許さるべきではありません。労働者、勤労者は、単に自己とその妻子の生存をはかるだけでなく、社会的生活を社会的進歩に応じて営む当然の権利を有しております。すなわち、自己と次代の労働力の再生産に必要な経費には、断じてこれを課税の対象としてはならないのだと考へております。したがつて、政府は、当面労働者、勤労者の要求している、少なくとも所得六十万円までの免税措置をただちに講ずべきであると考えます。また、申告所得につきましても、政府は中小、零細企業、零細農民をますます破綻の状態に追い込みながら、しかも

三十七年度当初予算の税収見込みに比べて、三十八年度の税収見込みは、実に四三%の増税を見込んでいたのであります。これほど所得税について過酷な税の収奪を行なっているのは、全く驚くべきものであると言わざるを得ません。これでは、減税どころか、実質的に大増税であり、反対すべきは当然のことです。

第二に、中小法人に対するこの法案の措置は、一方に中小企業の取りつづしのむちを振るいながら、税の面でわずかの優遇措置を講ずることによつて、その真の意図をごまかそうとするものにほかなりません。

第三は、以上のように、勤労人民に対する税の収奪を一そう強めながら、他方では独占体に対する租税特別措置による優遇措置を行なつてきたにもかかわらず、三十八年度はさらに二百四十六億円という減税を行ない、中央、地方を通じて毎年三千億円に上る大減税を行なおうとするものであります。今回とられたこの租税特別措置の特長の一つは、利子所得、配当所得に対する減免であります。明らかにこれは銀行、証券などの大資本と一部の高額所得者だけを優遇し、その利益に奉仕し、金融資本の育成強化をはかろうとするものであります。その特徴の二は特定公共事業に関する土地譲渡所得の減税を名目にしておりますが、事実は独占体の産業基盤を拡大するために、土地の取り上げを容易ならしめるためのねらいを持つものであり、さらに合併に伴う清算所得の特例などは、独占への集中を一そう容易ならしめるものであります。

このような内容と特徴を持つ特別措置は、池田政府の経済政策の性格を示すものであり、財政金融政策と相待つて、税制面から大衆収奪の強化を独占体への一大奉仕を行なおうとする意図の露骨な現われであります。

したがつて、われわれはこのような租税政策に反対するとともに、このような三法案には断固反対するものであります。

四 委員長報告

(所得税法、法人税法、租税特別措置法の三改正案と一括)

まず、所得税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、税制調査会の臨時答申を受け、さらに政府が検討、修正の結果、昭和三十八年度税制改正の一環として、中小所得者の税負担の軽減等をはかるため、平年度約三百二十億円の減税を行なおうとするものであります。

そのおもなる内容について申し上げますと、

第一は、諸控除の引き上げであります。すなわち、基礎控除を一万円引き上げ、十一万円にするとともに、配偶者控除、十五才未満の扶養控除額及び専従者控除額をそれぞれ五千円引き上げる等、その負担を軽減しております。この改正により、夫婦及び子三人の家族の場合で所得税を課せられない限度額は、給与所得者につきましては、現在の約四十一万六千円より約四十四万五千円に、青色申告の事業所得者につきましては、約三十九万一千円より約四十二万二千円に引き上げられております。

第二は、少額貯蓄優遇のため、利子所得の軽減措置とも関連して、国民貯蓄組合法を廃止し、一人、一種類、一店舗に限り元本五十万円までの預貯金等について、その利子所得に対する所得税を免除する制度に切りかえるものであります。

第三は、海外事業活動の振興に資するため、外国税額控除の控除事業年度の合理化及び繰り越し、繰り戻し規定を新たに設け、その拡充をはかつております。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、中小法人の税負担の軽減等に資するため、同族会社の留保所得に対する課税につき、その留保所得から控除す

る金額を引き上げ、課税所得金額の一五%または年百万円のいずれか多いほうをとることとしております。これによりまして、平年度約三十億円の減税額となる見込みであります。

このほか、所得税と同様、外国税額控除制度の拡充合理化をはかつております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案もまた、昭和三十八年度の税制改正の一環として、現下の経済情勢に顧み、資本蓄積の促進、社会資本の充実、産業体制の整備等に資するため、租税特別措置法に所要の改正を行なうとするものであります。

第一に、貯蓄奨励の見地から、利子所得及び配当所得の課税特別措置につきまして、税率を一〇%から五%に引き下げるとともに、期限を二年間延長することとしております。

第二に、社会資本の充実等をはかるため、高速自動車国道など特定公共事業遂行により土地収用等が行なわれる場合、本年一月一日から三年間に限り、従来の制度に加え、収用等による譲渡所得のうち年七百万円以下の部分について免税とするほか、事業用資産並びに居住用財産の買いかえにつきましても、譲渡所得課税の特例を拡充してあります。

第三に、中小企業等の振興のため、中小企業近代化促進法による指定事業を営む中小企業者に対し、機械設備等の割増償却を認めることにも、合併等に伴う課税の軽減を行なうほか、森林組合の合併、農業生産法人に対する現物出資等につきましても課税の特例を設けております。

第四に、貿易の振興等当面要請される諸施策との関連を考慮し、輸出所得控除制度並びに輸出増増償却制度等について適用期限の延長をはかるほか、海運企業の合併等に伴う登録税につき軽減措置を講ずる等所要の改正を行なっております。

委員会の審査におきましては、参考人より意見を聴取する等慎重審議を行なつたのでありますが、おもなる質疑について

申し上げますと、複雑難解な現在の税制を国民にわかりやすく改善する考えはないか。今回の減税で、はたして名目所得の増額による実質増税を調整できるか。将来間接税に対し減税する用意があるか等の諸点であります。さらにまた勤務先預け金の取り扱いに関して、最近放慢に流れ、弊害を生じている向きもあるので、監督官庁はすみやかに適正な措置を講ずべきではないか等の意見の開陳がありました。その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、三案一括して討論に入りましたところ、野々山委員より「政府案は税制調査会の答申から大幅に後退したもので、大衆の税負担の軽減が足りない。資本側の軽減が大きく、低所得者側の税負担の軽減が少なく、税負担の公平を乱している。財源不足を理由に減税できないということは納得できない。租税特別措置は本来廃止すべきであるのにもかかわらず、措置の延長、軽減をはかつている。さらに間接税については、昨年引き下げを約束しながら軽減が行なわれなかつた等の理由から反対する」との意見が述べられ、次に柴田委員より、「減税規模は財政の現状より見て妥当であり、中小所得者、中小法人の税負担の軽減がはかられている。自由化に備えて資本蓄積をはかる見地から、利子配当所得課税の特例を強化することは適切である等の理由から賛成する」との意見が述べられ、次に永末委員より、「経済成長政策の恩恵を受けない低所得階層に対する税制上の配慮が欠けている。特別措置はその本来の使命を果たした今日、廃止すべきものである等の理由から反対する」との意見が述べられ、最後に鈴木委員より、「今回の改正案は、独占に奉仕する政策をさらに強めるもので、将来予想される税制改悪の方向を示すものである。その観点から現在の源泉徴収方法を撤回すべきものである等の理由から反対する」との意見が述べられました。

討論を終了し、三案一括して採決の結果、いずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

五 参 考 事 項

(一) 衆議院における審議の概要

1 本会議において本院と同様、所得税法、法人税法の二改正案につき、田中大蔵大臣より趣旨説明が行なわれ、有馬輝武君(社)の質疑に対し田中大蔵大臣より答弁がなされた。

2 大蔵委員会において、所得税法、法人税法、租税特別措置法の三改正を一括して討論が行なわれ、所得税、法人税については坪野米男君(社)より反対、毛利松平君(自民)より賛成の討論がなされ、本会議においても、武藤山治君(社)反対、田沢吉郎君(自民)賛成の討論が行なわれた。(なお、租税特別措置法一部改正案については修正案が提出せられているので、同法の項を参照せられたい……一四六頁)

(二) 税制調査会の昭和三十八年度税制改正についての基本的な考え方

来年度(昭和三十八年度)の税制改正については、その方向を次の二点に集約することとした。すなわち、第一点は、最近における社会経済事情の変化に応じてさしあたり必要と認められる税負担の調整の問題であり、第二点は、社会資本の充実、産業基盤の強化等、わが国経済の発展のために当面要請されている税制上の措置に関する問題である。

第一点については、最近における消費者物価の上昇に伴う所得税の負担の調整軽減と個人企業との負担のバランス等の観点からする同族会社の留保所得課税の軽減について結論をえた。第二点については、本年度末に期限の終了する租税特別措置と、最近各方面で要望されている租税特別措置とについて検討した結果、期限の延長及び新設を適当と認める措置についての結論をえた。……

(地方税に関する部分は省略)……

なお、最近の経済情勢からみて来年度の国及び地方の財政収支の状況が必ずしも適確には握できる状態になかつたので、来年度の税制改正について減税の規模をどの程度にするかについては、あまり重点を置かず、税制上とるべき措置の内容を中心として審議を行なつたことを付言しておく。(税制調査会・答申の審議の内容及び経過の説明より)

(三) 名目所得と実質所得との増差に対する税負担の調整について

所得税の本来の負担は、実質所得に対する負担を中心に考えられるべきものである。消費者物価の上昇があつたために実質所得の増加の割合をこえて名目所得が増加した場合でも、もし所得税の負担が、実質所得に対応する税額(実質所得に対して累進税率を適用して得られる税額に消費者物価の上昇率を乗じて得られる金額)に相当する負担であれば、別に問題はない。しかるに実際には、名目所得に直ちに累進税率が適用され、消費者物価の上昇に相当する部分についても一律に累進税率が課せられるので、その税額は、上記の実質所得に見合う税額よりも当然に多くなつてくる。この差額は、明らかに同じ税法のもとにありながら、消費者物価の上昇が実質的な負担の増加をもたらしていることを示すものといえよう。言いかえれば、物価上昇がある場合には、所得税の累進課税の結果、実質所得に対する実効税率よりも名目所得に対する実効税率の方が高くなるというところに問題があるのである。しかも、所得税が基礎控除、扶養控除等を設けて、一定の課税最低限をこえる課税所得に対して累進税率により課税を行なつているところから、この実質的な税負担の増加は、低額所得者ほど、その程度が著しく、いわばこの税負担の増加が逆進的に働くところに特に問題がある。

したがって、この問題は物価騰貴により所得の増加が減殺されている場合に、その減殺された部分を直ちに減税でカバーすべしというような問題ではない。また、このような物価騰貴による所得の減殺という事実は、所得税の納税者のみに限られた問題ではないことは、改めていうまでもない。

もとより、このような実質的な税負担の増加がわずかな場合にまで、これを調整すべしとするのは実際的ではあるまい。しかし、その増加が相当の程度に達すれば、これを無視することはできないであろう。

われわれは、以上のような考え方から、来年度においては、少なくとも実質的な負担の増加を調整する意味における所得税の改正を行なうことが適当であると考えたのである。(税制調査会答申より)

(四) 調査会答申と改正との較比表

項目	調査会答申	改正	改正前
基礎控除	一一〇、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円
配偶者控除	一一〇、〇〇〇	一〇五、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
扶養控除	改正前どおり 一五才以上 四〇、〇〇〇	同上	五〇、〇〇〇 三〇、〇〇〇
除税者控除	二〇才以上 一三〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	一二〇、〇〇〇
青色申告	二〇才未満 一〇〇、〇〇〇	九五、〇〇〇	九〇、〇〇〇
白色申告者	八〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	七〇、〇〇〇

(五) 改正による事項別減収額

(単位 百万円)

法人税	所得税		初年度	平年度
	基礎控除 配偶者控除 扶養控除 専従者控除	の引上げ		
計	一、九四五	二九、六三九	一五、六四一 四、〇三二 七、五五六 四六五 二七、六九四	一八、〇〇二 四、六四九 八、七六二 六二二 三二、〇三五
留保所得課税の軽減			二、九九二	三、〇二七

(六) 改正による課税最低限(平年分)

(単位 円)

事業所得者	給与所得者	扶養親族		配偶者	配偶者 未五才一人	配偶者 未五才二人	配偶者 未五才一人	配偶者 未五才二人
		構成	数					
専従者あり	専従者なし	〇人	一人	二人	三人	四人	五人	
白色申告	白色申告	一五五、一八一	二九三、二六七	三三九、二九五	三八五、三三三	四四五、八八九	五〇二、八三九	
青色申告	青色申告	一一二、三六三	二二一、一六九	二五七、七九五	二九四、四二二	三七一、三二九	四二二、四四七	
計	計	二六七、四七四	五一四、四三六	五九六、〇四四	六七九、七五五	八一七、七八六	九二四、二八六	

(七) 生計費に関する統計

マーケット・バスケットによる 食料費を基準とした生計費	昭和三六年				
	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯
改正前	一四二、八七九	二四〇、四八七	二九〇、四四五	三四二、八二一	四二六、一五七
最低限度額	一四二、〇三〇	二七三、五四〇	三一二、九九三	三五二、四四六	三九一、八九九
家計調査における勤労世帯の消費支出金額	昭和三六年 三三七	昭和三六年 三五一、一八七	昭和三六年 四〇六、一四三	昭和三六年 四八一、四四四	昭和三六年 五五〇、〇二六

(単位 円)

備考 マーケット・バスケットによる食料費を基準とした生計費は最低額を示すものとみられ家計調査の消費支出金額は平均額を示すものと考えられる。

(税制調査会答申資料による)

(八) 各年度の国税の自然増収に対する税制改正による初年度減収額の割合(当初予算ベース)

昭和二九年度	自然増収額	減収額	割合	合
三〇	六三〇	一三〇	二〇・六	
三一	四二五	三九五	九二・九	
三二	五一九	七二〇	〇・〇	
三三	一九二二	二六一	三七・五	
三三	一、〇五一		二四・八	

(単位億円。割合%)

昭和二九年度	自然増収額	減収額	割合	合
三四	一、〇八六	一三三	一二・二	
三五	二、〇九六	五八	二・八	
三六	三、九三〇	六四八	一六・五	
三七	四、八〇七	九八七	二〇・五	
三八	三、一三〇	四九八	一五・九	

備考 税制調査会答申資料による。

昭和三十八年度は「租税及び印紙収入予算の説明」による。

(九) 所得税納税人員の推移

構成比 (%)	納税者数 (千人)	昭和二五年				
		昭和三〇年	昭和三五年	昭和三六年	昭和三七年	昭和三八年
給与所得者	一四、二七一	一〇、九六九	一三、八八四	一五、一五二	一四、七三七	一七、六二三
農業所得者	六九、六	七八、〇	八四、五	八六、二	八七、六	八六、八
事業所得者	一一、九	八、〇	二、九	一、四	一、二	一、三
その他所得者	一三、九	一〇、三	七、九	七、二	六、六	六、六
その他所得者	三、六	三、七	四、九	五、二	四、六	五、三

備考 税制調査会答申資料による。昭和三十八年度は「租税及び印紙収入予算の説明」による。

昭和三十七、三十八年度は予算、その他は実績である。

(十) 勤労世帯の貯蓄動向

世帯当り貯蓄保有高	貯蓄のある世帯	所得階級
38,771	60%	~10万円未満
67,365	70	10万円以上~20万円未満
108,950	88.3	20 ~ 30
150,095	95.5	30 ~ 40
196,459	97.1	40 ~ 50
319,697	98.1	50 ~ 60
474,588	97.6	60 ~ 70
437,309	100	70 ~ 80
595,456	99.1	80 ~ 90
732,953	98.7	90 ~ 100
966,422	100	100 ~ 120
1,583,653	100	120 ~ 150
1,657,940	100	150 ~ 200
4,347,665	100	200 ~
410,938	95.9	合計

(税制調査会答申資料による)

(十一) 外国税額控除金額の推移

昭和	法人		所得	
	件数	金額	件数	金額
三三三三	四	三三、一〇〇	四二	二七〇
三三三三	七	二六、一〇〇	三三	一〇五
三三三三	一三	二九、五〇〇	二九	一、七九〇
三三三三	一九	四六、四〇〇	二六	一四七

○租税特別措置法の一部を改正する法律

一 制定の理由

昭和三十八年度の税制改正の一環として、最近の経済事情にかえりみ、貯蓄の奨励及び資本蓄積の促進、貿易の振興、企業設備の合理化、ならびに社会資本の迅速な充実に資するため、必要な特別措置の新設適用期限の延長等所要の改正を行なったものである。

二 内容の説明

(一) 利子所得及び配当所得関係の特例

貯蓄の奨励及び資本蓄積の促進を図るため、利子所得及び配当所得につき、次の措置を講ずる。

- 1 利子所得は本来総合課税の対象とされているが、特例として一〇%の軽減税率による分離課税が適用されている。この分離課税特例措置は昭和三十八年三月末で期限切れとなるので、同年四月一日以降は軽減税率を五%に引下げ、なお二年間この特例を存置する。

- 2 配当所得の源泉徴収税率は本来二〇%であるが、特例として一〇%の軽減税率が適用されている。この特例措置は利子所得の特例と同様昭和三十八年三月末で期限切れとなるので、同四月一日以降は軽減税率を五%に引下げ、なお二年間この特例を存置する。

(二) 譲渡所得関係の特例

1 土地収用法などにより土地等が収用された場合、現行法では

(1) 収用後一年以内に代替資産を取得した者に対し、収用により受取った補償金額が代替資産の取得価額以下のときは、譲渡はないものとして（法人については旧資産の取得価額を代替資産の簿価として引継ぐ圧縮記帳の方法により）非課税

(2) 代替資産を取得しないもの（1）で受取った補償金額が代替資産の取得価額をこえる部分についてはこの場合に準ずる）に対しては、受取補償金額と収用による譲渡資産の取得価額の差額の二分の一を譲渡所得とする特例が設けられているが、

今回、高速自動車国道、国鉄主要幹線など「公共用地の取得に関する特別措置法」による特定公共事業遂行に伴う土地等の譲渡について、これら事業の促進を図るため、昭和三十八年一月一日から三年間に限り、買取り等の申出後一年以内に譲渡した者に対し、従来の特例措置に加えて、その譲渡所得のうち年七〇〇万円以下の部分について課税を免除する。（注）（第三十三条の二、第六十五条の三）

（注）（1）の場合は従来通り

（2）の場合には、七〇〇万円をこえる部分については、譲渡所得の計算は次のようになる。

$$[\text{受取った補償金額} - (\text{譲渡資産の取得価額} + \text{譲渡経費}) - 700 \text{万円}] \times \frac{1}{2} = \text{譲渡所得}$$

従つて課税所得は所得税法第九条により次のようになる（法人についてはこの適用はない）
$$(\text{譲渡所得} - 15 \text{万円}) \times \frac{1}{2} = \text{課税所得}$$

2 収用等とはことなり譲渡が強制的に行なわれない場合においても、従来、市街地開発等一定の政策目的にそつ同種資産の買換えに限り、旧資産の買取りによる譲渡所得に対し非課税の特例が、認められているが、今回、この特例措置を拡充して、昭和三十八年一月一日から三年間に限り、土地、建物等事業用資産を譲渡し、その翌年中に買換えた者に対し、旧資産の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額以下のときは、譲渡はないものとして（法人については旧資産の取得価額を買換資産の簿価として引継ぐ圧縮記帳の方法により）非課税とする。（第三十八条の六、第六十五条の四）

3 個人が居住用財産の買換えを行なつたときは、現行法では旧財産の譲渡価額が新たに取得した居住用財産の取得価額をこえる場合にのみ、その差額について譲渡所得課税を行なつているが、

今回、個人住宅の建設促進をはかるためこの特例措置を拡充して、譲渡する財産が現に居住用のものでなくとも、土地又は家屋等の譲渡であれば、居住用財産としての買換えを認め、特例措置の適用を認める。（第三十五条）

4 農業経営の共同化を図るため、個人が昭和三十八年一月一日から三年間に農業生産法人に対して農地、採草放牧地等を現物出資した場合には、担保の提供と申請を要件として、その譲渡所得に対する所得税の納期限を延長する。（第四十一条の九）

(三) 減価償却関係の特例

1 中小企業の設備の近代化を促進し、その国際競争力の強化に資するため、中小企業近代化促進法（今国会で別途成立）により昭和三十八年四月一日から三年間に指定される指定事業を営む中小企業者（青色申告書を提出する個人、法人）の機械設備及び工場用建物について、指定後五年間に限り、その償却範囲額を三分の一増額することを認める。（第十三条の二、第四十六条）

2 青色申告書を提出する者(個人、法人)が企業合理化促進法により承認を受けて、試験研究の成果である新技術の企業化のために取得した機械設備等の減価償却については、昭和三十三年四月一日から五年間に取得したものについて、一般の減価償却とあわせて初年度にその取得価額の三分の一を特別償却する特例が認められている。この措置は本年三月末にその適用期限が到来するのであるが、自由化に備えて設備の近代化を促進するため、なお三年間存置する。(第十二条の二、第四十四条の二)

四 輸出所得関係の特例

輸出の振興をはかるため、青色申告書を提出する者(個人、法人)に対し、通常、次の計算

$$\begin{aligned} \text{取引基準} & \quad \text{輸出収入金額} \times \frac{1}{100} \text{ (商社の場合)} \left(\frac{5}{100} \text{ フラット輸出, } \frac{3}{100} \text{ その他} \right) \\ \text{所得基準} & \quad \text{輸出所得金額} \times \frac{80}{100} \end{aligned}$$

により算出した金額のうちいずれか低い方を、課税所得計算上、経費(損金)に算入することが認められている。しかるに、昭和三十六年十月、第三十九回国会において、当時の国際収支危機に際し、一層輸出の振興を図るため、前述の輸出所得控除制度に加え、指定期間(昭和三十六年十月から同三十八年三月末までの間)内の各年の輸出収入金額が、前年中の輸出収入金額をこえるときは、取引基準によらず、輸出所得金額の八〇%を課税所得計算上、経費(損金)に算入する特例制度が定められた。

またこれと同時に、指定期間内の各年の輸出収入金額が、前年中の実績をこえ、かつ、輸出金額割合(輸出収入金額 / 総収入高)が前年に比べ増加した場合には、次の計算により

$$\frac{\text{当該年}}{\text{前年}}$$

$$\text{普通償却額} \times \left(\frac{\text{輸出収入金額}}{\text{総収入高}} - \frac{\text{輸出収入金額}}{\text{総収入高}} \right) \text{ (注)}$$

算出した金額を普通償却額に加えて減価償却を認めるいわゆる輸出割増償却制度が定められた。

(注) 括弧内の数値が50/100をこえるときは50/100で打切る。

しかしして、これらの制度は、昭和三十八年三月末で期限切れとなるのであるが、輸出振興の重要性にかんがみ、なお一年間存置する。(第二十一条の二、第五十五条の二)

(五) 合併関係の特例

1 中小企業近代化促進法に基づきその合併について承認を受けた中小企業者及び森林組合(合併助成法(今国会で別途成立)に基づきその合併について認定を受けた森林組合が、一定期間内に合併を行なった場合における清算所得のうち、評価益から或る部分の金額について、課税の繰延べを認める。また、森林組合が森林組合併助成法に基づく認定を受けて合併を行なうときは、合併法人が被合併法人の欠損金を引継ぐことを認める。(第六十六条の二、第六十六条の五)

2 中小企業近代化促進法に基づいて、中小企業法人(青色申告書を提出している者)が事業の共同化のため、一定期間内に他の法人に対し現物出資をした場合には、その出資により取得した株式について圧縮記帳の方法により、取得株式の価額とその簿価との差額を損金に算入する。(第六十六条の六)

(六) 相続税関係の特例

科学又は教育の振興に資するため、国又は地方公共団体、試験研究法人及び学校法人に対し、相続人が相続により取得した財産を、相続税の申告期限までに寄附したときは、その寄附財産について、相続税を免除する。(第七十条の二)

(七) 登録税関係の特例

1 防災建築街区造成法に規定する防災地域又は災害危険区域内に、昭和三十八年四月一日から三年間に、新築した耐火構造の中高層住宅の保存登記について、登録税率(基本税率 $\frac{6}{1000}$)を取得後一年以内の登記に限り $\frac{1}{1000}$ に軽減する。(第七十二条第三項)

2 昭和三十八年四月一日から三年間に、農業生産法人が現物出資により取得する農地又は採草放牧地等の取得登記について、取得後一年以内の登記に限り、登録税率(注)を $\frac{6}{1000}$ に軽減する。
ただし、特例措置により算出した金額が登録税法の基本税率による金額をこえるときは、基本税率による。(第七十七条の三)

(注) 登録税法による基本税率は、次の如くである。

① 所有権の取得登記(相続、遺言等による取得登記を除く) $\frac{50}{1000}$

② 地上権、永小作権又は賃借権の取得登記 各権利の存続期間により $\frac{2}{1000}$ — $\frac{32}{1000}$

3 海運業の再建整備に関する臨時措置法(今国会で別途成立)、中小企業近代化促進法又は森林組合合併助成法により法人の設立又は合併等が行なわれた場合、合併の承認等の後一年以内に行なう不動産、船舶等の権利取得登記について、登録税を次の如く軽減又は免除する。(第八十一条、第八十一条の二)

(1) 法人の設立、資本の増加等の場合

不動産 $\frac{6}{1000}$

船舶 $\frac{4}{1000}$ (海運業の再建整備に関する臨時措置法によるもの $\frac{1}{1000}$)

(2) 合併による法人の設立、資本の増加等の場合

不動産 $\frac{2}{1000}$

船舶 $\frac{2}{1000}$ (海運業の再建整備に関する臨時措置法によるもの $\frac{1}{1000}$)

(3) 森林組合の合併の場合

不動産又は漁船の権利取得登記、登録税を免除

(八) その他

1 昭和三十八年三月末で期限の到来する重要外国技術使用料に対する課税の特例(海外からの技術指導に対する技術使用料については、原則として二〇%の源泉徴収税率による課税が行なわれているが、この源泉徴収税率が一五%に軽減する)について、外国技術の導入によつて産業の合理化、高度化をはかる必要性にかんがみ、適用期限を二年間延長する。(第二十八条)

2 昭和三十八年三月末で期限の到来する航空機の燃料用等の揮発油に対する揮発油税及び地方道路税免税制度について、適用期限を三年間延長する。(第九十条、第九十条の二)

三 審議の概要

(所得税法一部改正法の項参照)……………(一一二頁)

四 委員長報告

(所得税法一部改正法と一括報告)……………(一二九頁参照)

五 参考事項

(一) 衆議院における審議の概要

大蔵委員会においては、所得税法及び法人税法の各一部改正法案と一括して討論がなされ、本改正案については坪野米男君(社)より有島輝武君(社)外十一名提出の修正案に賛成、政府提出原案に反対の討論がなされ、毛利松平君(自民)より修正案に反対、原案に賛成の討論がなされた。なお、修正案の内容は、利子所得に対する分離課税及び配当所得に対する源泉徴収税率の特例を廃止しようとするものである。

本会議においても、武藤山治君(社)より反対の討論、田沢吉郎君(自民)より賛成の討論がなされた。

(二) 今回の租税特別措置法の改正においては、中小企業近代化促進等の見地から、別途今国会に提案された「中小企業近代化促進法案」ほか二法律案を引用して各種の特例措置を設けている。しかし、これら引用した法律案が未成立のまま、租税特別措置改正案が成立・公布される場合には、「未成立三法律案関係条文の施行期日について、それぞれの法律施行の日から施行する」との修正が必要ではないか検討されたが、未成立法案の成立、公布後、官報「正誤欄」を利用して、修正をみなかつた。

なお、これらの三法律は、今国会ですべて成立、公布をみた。
 (三) 特別措置の主要項目別減収額は次の通りである。

項 目	三十七年度	三十八年度
利子所得の分離課税及び税率の軽減	一一五	三六〇
配当所得に対する源泉徴収税率の軽減	一一〇	一一〇
輸出所得の特別控除	一九五	二二五
輸出特別償却	二〇	一〇
中小企業設備に対する割増償却	—	一五
科学技術振興のための特別償却	二五	二五
航空機用揮発油税の免税	三九	四四
特定公共事業等に関する譲渡所得課税の特例	—	二〇
その他の特別措置を含む減収見込総額	一六九五	一九九八

(単位 億円)

(注) 昭和三十七、三十八年度とも平年度減収見込額の試算である。

四 勤労世帯の貯蓄動向

(単位円・%)

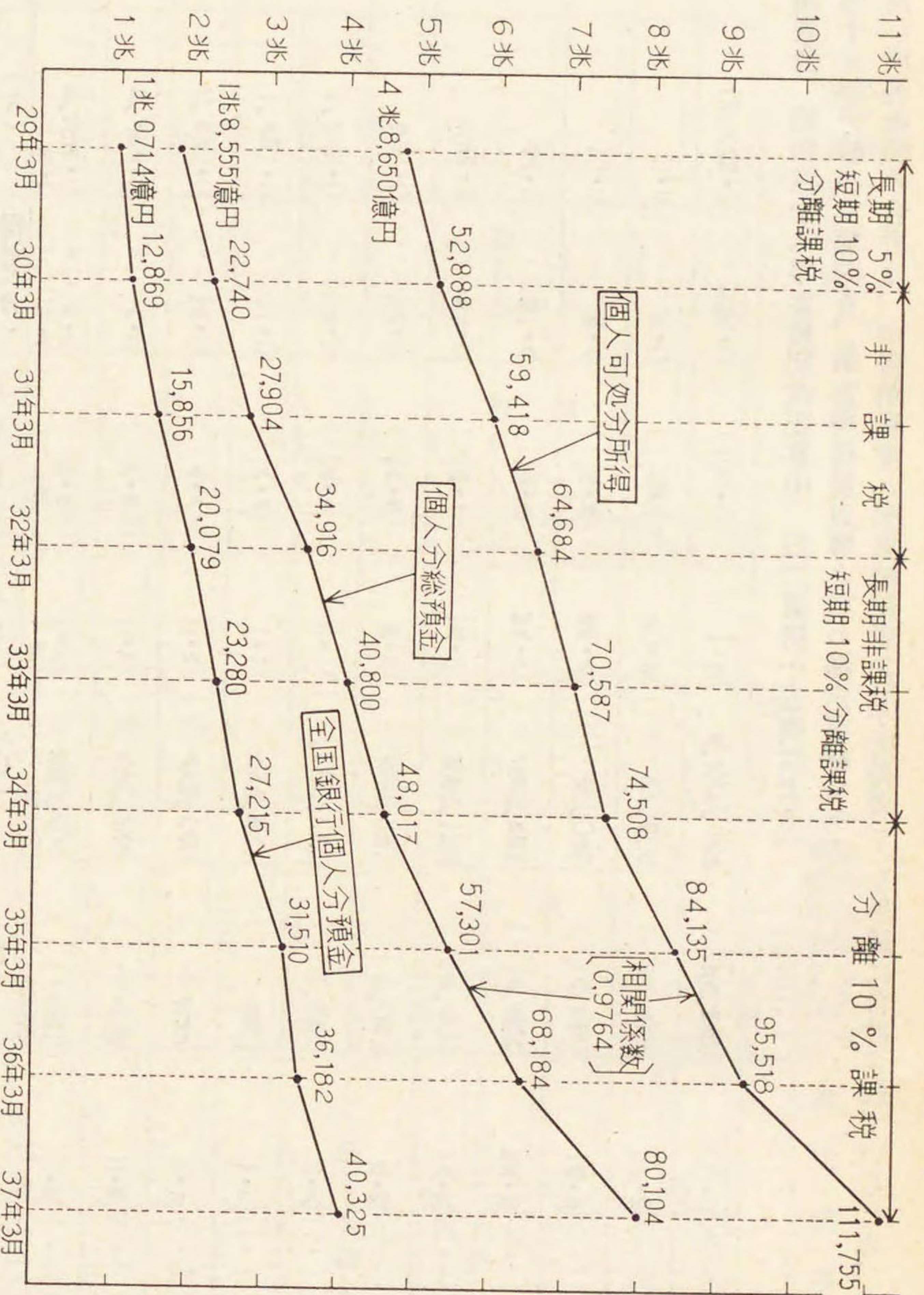
所得階級	世帯当たり貯蓄保有高	長期預金	短期預金	生命保険の掛金 (郵便年金を含む)	株式・債券	投資信託その他
一〇万円未満	(一〇〇・〇)	(二七・二)	(四九・七)	(三三・一)		
一〇万円以上 一〇〇万円未満	(三八・七七一)	(六・六五〇)	(一九・二七二)	(二、八四九)	(五・九)	(二・八)
二〇―三〇	(一〇〇・〇)	(一七・七三九)	(一、六五五)	(三、一四七)	(四・〇〇〇)	(一、八五七)
三〇―四〇	(一〇〇・〇)	(二七・一七五)	(二、五九六)	(三、八一九)	(六・六)	(四・〇〇)
四〇―五〇	(一〇〇・〇)	(二八・二五九)	(三、三二八)	(四、四三五)	(七・一二七)	(四・三二五)
五〇―六〇	(一〇〇・〇)	(二〇・八二一)	(三、七〇四)	(五、〇〇六)	(一〇・三二一)	(六・一八七)
六〇―七〇	(一〇〇・〇)	(二〇・八二一)	(三、七〇四)	(五、〇〇六)	(一〇・三二一)	(六・一八七)
七〇―八〇	(一〇〇・〇)	(二〇・八二一)	(三、七〇四)	(五、〇〇六)	(一〇・三二一)	(六・一八七)
八〇―九〇	(一〇〇・〇)	(二〇・八二一)	(三、七〇四)	(五、〇〇六)	(一〇・三二一)	(六・一八七)
九〇―一〇〇	(一〇〇・〇)	(二〇・八二一)	(三、七〇四)	(五、〇〇六)	(一〇・三二一)	(六・一八七)
一〇〇―一二〇	(一〇〇・〇)	(二〇・八二一)	(三、七〇四)	(五、〇〇六)	(一〇・三二一)	(六・一八七)
一二〇―一五〇	(一〇〇・〇)	(二〇・八二一)	(三、七〇四)	(五、〇〇六)	(一〇・三二一)	(六・一八七)
一五〇―二〇〇	(一〇〇・〇)	(二〇・八二一)	(三、七〇四)	(五、〇〇六)	(一〇・三二一)	(六・一八七)
二〇〇万円超	(一〇〇・〇)	(二〇・八二一)	(三、七〇四)	(五、〇〇六)	(一〇・三二一)	(六・一八七)
計	三、八八四・〇	一〇〇・〇	一・七	五、五八三・二九七	一〇〇・〇	一・〇

(注) 税制調査会 昭和三十八年度税制改正申答二二頁―二五頁第十一表による。

(四) 配当所得の所得階層別分布

所得階層	区 分		人 員		所 得 金 額		上積実効税率
	合 計 (A)	内配当所得者 (B)	合 計 (C)	内配当所得 (D)			
二〇万円以下	三、三六〇	八・二	五、五八三・二九七	二九二	一〇・二%	二一・〇%	
三〇	二、九六七・〇	八・二	六、七六三・七	三三五	〇・〇%	一三・三%	
四〇	二、六七〇・〇	一六・〇	九、三四一・八〇	三七七	〇・〇%	一四・四%	
五〇	一、九四一・〇	二二・〇	八、六七、五一	六六〇	〇・〇%	一八・四%	
七〇	一、七三三・〇	三七・〇	一、〇〇一、三三	一、六五六	〇・三%	二〇・〇%	
一〇〇	七三三・〇	三九・〇	六〇三、二五一	三、〇五一	〇・五%	二四・二%	
二〇〇	三七四・三	五七・〇	四九六、三三	九、三三三	一六・五%	二九・七%	
五〇〇	八九・三	四一・八	二五三、五四三	一九、九〇四	三五・三%	三九・三%	
一、〇〇〇	一〇・二	五・八	七、一七〇	八、三三〇	一四・七%	四八・四%	
一、〇〇〇万円超	二・二	二・〇	三、八四三	二、六三七	三三・四%	五七・三%	
計	一三、八八四・〇	三三六・〇	五、五八三・二九七	五、八四五三	一〇〇・〇%	四一・〇%	

(注) 1. 税制調査会 昭和三十八年度税制改正申答 三二頁第十五表による。
 2. 昭和三十五年分給与実態調査、申告所得税表等よりの推定実績である。
 3. 人員及び所得金額の合計は、申告納税者と源泉納税者(給与所得者)とを単純に合計されているため、若干重複する部分がある。



(内) 個人可処分所得と個人分預金残高の推移

(注) 1. 「個人分給預金」は、金融機関別に推計した個人分預金の合計額であり、営業性預金である。当座預金等を除外している。「全国銀行個人分預金」についても、当座預金等は除外されている。
 2. 税制調査会、昭和38年度税制改正答申P、22より転載

○昭和三十七年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律

一 制定の理由と内容

米穀所得課税の特例措置は、昭和二十六年産米穀供出の促進及び確保を図るため各種供出奨励金を非課税とする措置がとられたことに始まり、昭和三十年以降は予約売渡申込制度の採用に伴って予約売渡しの米穀代金の一部を非課税にすることになり、以後毎年一年限りの臨時措置として実施されて来たものである。

本法は、昭和三十七年産米穀について、生産者から事前売渡申込みによる集荷を促進するために資するため、昭和三十七年九月二十日(北海道・東北・北陸等の十一地域は昭和三十七年八月三十一日)までに売渡申込みをなし、昭和三十八年二月二十八日までに政府に売り渡した場合、昭和三十七年分の所得税について、次の如き売り渡し時期の区分に応ずる非課税措置(玄米一石当り平均一、四〇〇円)を講じたものである。

売り渡し時期

玄米換算正味六〇キロ当り(石当り)

昭和三十七年

十月一日まで

八〇〇円(二、〇〇〇円)

十月二日から十月十日まで

七二〇円(一、八〇〇円)

十月十一日から十月二十日まで

六四〇円(一、六〇〇円)

十月二十一日から十月三十一日まで

五六〇円(一、四〇〇円)

十一月一日から三十八年二月二十八日まで

四八〇円(一、二〇〇円)

なお、等外米（時期別格差のつかないもの）については、その売り渡し時期にかかわらず六〇キログラム当り四八〇円（石当り一、二〇〇円）の非課税措置を講ずることとしている。

二 審議の概要

主なる質疑

本特別措置は事前売渡し申込制度の円滑なる実施に資するため設けられたものであるが現在においてもなおその必要性があるのか、今後とも時限立法として措置するのか、減税措置という形ではなく基本米価に織り込むべきではないか等の諸点について質疑がなされた。

三 委員長報告

ただいま議題となりました昭和三十七年度産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案につきまして、その内容、委員会の審査の経過及び結果について、御報告申し上げます。

本案は、昭和三十七年度産米穀について、生産者が事前売り渡し申し込みに基づいて売り渡した場合、従来と同様に、その売り渡し所得について一石当たり平均千四百円を非課税としようとするものでございます。

本委員会の審議におきましては、本特別措置は、事前売り渡し申し込み制度の円滑なる実施に資するため設けられたものであり、現在においてもその必要性が存在するのか、また、今後とも時限立法として措置する考えなのか、また、減税措置という形ではなく基本米価に織り込むべきではないか等について、熱心に質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
右御報告申し上げます。

四 参考資料

- (一) 本特別措置は、従来から税負担の公平の見地ないしその政策的効果の面から批判が強く、昭和三十一年度の臨時税制調査会、昭和三十二年の臨時税制委員懇談会並びに昭和三十五年及び三十六年の税制調査会においても廃止の結論が出されたところであるが、現在まで毎年特例法が設けられ、その特例廃止はまだ実現していない。
- (二) 予約減税制度が採用された昭和三十年当時においては、特例措置の適用を受けた農家数は、約七一万戸で全農家に対して一一・六％に及んでいたが、あいつぐ所得税の減税、特に昭和三十六年度及び昭和三十七年度の税制改正により、昭和三十七年度の見込みでは、この特例措置の適用を受ける農家の数は約一五万戸に激減し、全農家に対しわずかに二・四％にすぎない状況である。
- (三) この特例によつて生じる減収見込額は昭和三十七年度約十億円と推定されている。
- (四) 今国会において衆議院議員石田宥全君外二十四名より議員提案として「昭和三十七年度産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案」（衆法第五号）が提出されたが三十八年二月五日日本法が衆議院大蔵委員会において可決されるに伴い撤回された。

○所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア
共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニーゼーランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

一 制定の理由

所得に対する租税の二重課税の回避及び脱税の防止のため、オーストリア共和国、連合王国（グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国）ニュー・ジーランド、タイ及びマラヤ連邦の五カ国と日本との間にそれぞれ租税条約（注）が

締結せられ、その承認を求めるの件が、この第四十三回国会に提案され、別途外務委員会で審議が行なわれ承認されている。これら条約（公布により法律と同様の効果）中に規定されている事項のうち、特に法律の規定を要するもの（条約では税率%以下としているのを税率を定める）について所要の措置を講じるため、所得税法の特例等に関する五法律が制定されたものである。

（注）租税条約の政府交渉の妥結年月日

- オーストリア共和国との条約 昭和三十六年十二月二十日 ウイーンで署名
- 連合王国との条約 同三十七年九月四日 東京で署名
- ニュー・ジーランドとの条約 同三十八年一月三十日 ウェリントンで署名
- タイとの条約 同年三月一日 バンコックで署名
- マラヤ連邦との条約 同年六月四日 クアラ・ランブルで署名

二 内容の説明

前記五カ国の個人、法人に対する所得税法、法人税法の特例を次の通り設けるものである。

（一）所得税の源泉徴収の特例

工業所有権の使用料等に 対するもの	利子に対するもの	配当に對するもの	普通配当 子会社の配当 (注一)		無条約の場合	租 税 条 約 に 伴 う 特 例				
			オーストリア	連合王国		ニュー・ジーランド	マラヤ連邦	タ	イ	
二〇%	二〇%	二〇%	一〇%	一五%	二〇%	一〇%	一五%	一〇%	一五%	一五%

産業的事業に従事する法人からのものに限り (注二)

ただし右の特例以下とする他の法律の適用を妨げない。すなわち、租税特別措置法(今国会改正後)によれば利子、配当についての源泉徴収は五%とされている。

(注一) 表中記載されている子会社の配当とは、オーストリア、連合王国法人で、法人の議決権ある全株式の五〇%超を所有する法人及びタイ、マラヤ連邦法人で、二五%以上を所有する法人に対する配当をいう。

(注二) A 製造業、組立業及び加工業、B 建設業、土木業及び造船業、C 電気、ガス及び水道の供給事業、D 栽培業、農業、林業及び漁業、E その他、締約国が産業的事業であると認めるものをいう。

(二) 所得税、法人税の申告納税の特例

非居住者又は外国法人が(一)の利子、配当所得等の外、その者がわが国に支店等を有して事業を行なっている場合には、通常、その支店等に帰属する他の所得と総合課税することになっているのを、条約の規定を受けて支店を通じ行なわない部分(五参考事項(三)条約自体の内容を参照されたい。)は、次の通り軽減しようとするものである。なお、(一)の所得のみの場合は、源泉徴収分だけで課税関係は終了する。

配当に対する部分	無条約の場合		租税条約に伴う特例	
	オーストリア	連合王国	ニュージーランド	マラヤ連邦
普通配当	最高を 一〇%	最高を 一五%	最高を 一五%	最高を 一五%
産業的事業に従事する法人からの配当	最高を 一〇%	最高を 一五%	最高を 一五%	最高を 一五%
子会社	最高を 一〇%	最高を 一〇%	最高を 一〇%	最高を 一〇%
産業的事業に従事する法人からの配当	最高を 一〇%	最高を 一〇%	最高を 一〇%	最高を 一〇%

利子に対する部分	税の税率	最高を	最高を	最高を	最高を
工業所有権の使用料等に対する部分		一〇%	一〇%		一五%
					最高を 産業的事業に従事する法人からのものに限り

三 審議の概要

(一) 委員会における主なる質疑

(問) 国際間の経済交流が盛んになつて、このような特例法は今後毎国会出されると思うが、条約は各国別であるのはやむを得ないとしても国内法については特例法を一本にしてその中でイギリスはどう、オーストリアはどうという規定の仕方ができないものか。

(答) 双方の利益が合致する限りその限度において条約を締結しているので、条約の内容が個々の国によつて違つていゝる。国内法的には条約に基づく手当をしているのが実情であり、一括してたとえば外国との条約締結に伴う所得税、法人税等の徴収に関する法律というふうなものにするのはなかなかむづかしい。

(問) これら特例に関する法律案の内容を見ると、各国別にそれぞれ異なる違つていますが、これはどういふ理由か。

(答) 各国でそれぞれ税制が違つており、各国の租税条約の結び方も異なつています。また東南アジア諸国には日本のはうから経済的に進出しているが、西欧各国では日本に対し先方から進出しているというように経済関係が違つていゝるので、お互に源泉地国としての課税を譲歩するのであるが、その譲歩に必ずしも画一的にできないという事情があり、内容が違つてくるのである。

(問) 日本人、日本法人で海外に進出し、これら租税条約による恩恵に浴している現況はどうか。

(答) 結局、その条約によつて非常に異なるが、一般的には配当、利子等についてそれぞれ協定により国内法より安い税率を使つているのが大体共通した点であり、また事業所得の範囲を明確にし不当な課税が及ばないよう手当てしている。さらには課税関係がこの条約の存続期間中は安定する。すなわち相手国の税法が改正されても条約の税率でもつて安定するのであつて、企業は相当長期にわたつた見透しをもつて取引できる。なお、心理的な問題としてこれを締結すると、その地の税務当局と日本側の進出している企業あるいは日本人との間が税務に関しては非常に協力的になる。

(問) この租税条約によつて、お互に両国間で租税の特例を設けるのであるが、その場合、例えばタイ、マラヤと日本で、どちらの方がよけいに、どの程度に免税あるいは軽減が行なわれるか、損得関係はどうなるか。

(答) わが国から東南アジア諸国へ進出している場合には、先方で源泉地国所得課税を軽減してもらふことは、わがほうの進出している企業にとつて有利になる。他方、タイ等に日本の企業が進出し、向うが願つてゐる経済開発が行なわれ、それがやはりタイの経済にあるいはマラヤの経済に非常に大きな貢献をするということになり、利益になる。損得関係といつても、なかなか正確な数字をもつてはかることはできないが、お互いにこれによつてよくなるということを重ねらいており、決して一方的にどちらかが有利であるというより性質のものではない。

(問) 日本経済の面から考えても、また国際交流の面から考えても条約締結国が多くなることを望ましいと思うが、最近特に貿易が活発になりつつある中共とかソ連との問題についてどのような見透しになつてゐるか。

(答) 租税条約の締結というのは、やはりその相互の国が、国際的環境が相当緊密になつて少なくとも正常の国交を開

くとか、あるいは通商航海条約というよりなものが結ばれないとどちらもその機運が乗つてこないのが実情である。それから、ソ連の税制はよくわからないが、われわれの耳にするところによると、所得に対する課税というよりな租税制度がないのではないか、向うの租税体系が私の想像するよりなものであるとその必要がない、あるいは非常に少ないのではなからうか。

以上のほか、日本人及び日本法人の国内税法における外国で課せられた税額の外国税額控除の状況、日本税法における外国人及び外国法人に対する源泉徴収課税状況、各特例法適用諸国との経済交流の現況、マライシヤ連邦結成を控えてマラヤのみと租税条約を急いだ理由等について質疑応答がなされた。

四 委員長報告

(一) オーストリア共和国、連合王国、ニュー・ジールランドに対する特例法

まず、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案及び所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジールランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案につきまして申し上げます。

わが国とオーストリア共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びニュー・ジールランドの三国との間に、所得に対する租税に関して、二重課税の回避及び脱税を防止するためのそれぞれの条約が、今国会、本院ですでに承認せられております。三法律案は、この条約に規定されている事項のうち、特に法律の規定を要するものについて、所要の立法措置をそれぞれ講じようとするものであります。

以下、三案の概略について申し上げますと、

一六〇

第一は、非居住者または外国法人が取得する配当、利子、工業所有権の使用料等の所得に対しては、原則として二〇%の税率で源泉徴収所得税が課されることとなつておりますが、この税率を、連合王国及びニュー・ジブランドの個人、法人が受け取る配当については、それぞれ一五%、また利子及び工業所有権の使用料等については、連合王国及びオーストリアの場合は一〇%とすること等としております。

第二は、非居住者または外国法人がわが国に支店等を有して事業を行なつている場合については、通常、その支店等に帰属する他の所得と総合課税することとなつておりますが、条約の規定を受けて、支店を通じて行なわれない部分は、配当所得等に見合う所得税、法人税の税率がさきの軽減税率よりも高くないよう所要の軽減措置を設けることとしております。

委員会の審議におきましては、このような租税条約の特例法を各国別に設けず、一本の法律にしたかどうか。日本人、日本法人の海外進出に伴う租税条約による恩恵及び所得、法人税法上の外国税額控除の適用状況はどうか。オーストリア、イギリス、ニュー・ジブランドとの経済交流状況はどうか等について質疑がございましたが、詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、三案一括して討論、採決の結果、いずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(二) タイ、マラヤ連邦に対する特例

まず、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連

邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案について申し上げます。

先ほど、わが国とタイ及びマラヤ連邦との租税条約が別途本院でそれぞれ承認せられております。

二法案は、この条約に規定されている事項のうち、特に法律の規定を要するものについて、それぞれ所要の措置を講じようとするものであります。

委員会の審議におきましては、租税条約の両国に与える恩恵、二特例法とアメリカに対する特例法との比較、マライシア連邦結成の日近い現在、マラヤと租税条約を急ぐ理由等について質疑がございましたが、詳細は会議録によつて御承知願いたいと思ひます。

質疑を終了し、二案一括して討論、採決の結果、全会一致をもつてそれぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたします。

五 参 考 事 項

(一) 国際二重課税の回避について

外国の法人などが日本に支店、事業所得を設置して事業活動を行なうとか、投資などを行なう場合、日本において生じた所得に対してわが国の所得税、法人税が課せられると同時にこれらの所得は、当該本国の本店の所得に合わせて所得税、法人税に相当する租税が課せられ、ここに外国とわが国との間の二重課税が行なわれることになる。

この同一の所得に対する二重課税を回避する方法として国内法により片務的な外国税額の控除を行なう方法と外国との二重課税の回避の条約によつて相互に控除し合う方法とがある。わが国では、所得、法人、相続税法において、外国で課税された同種の租税について税額控除が認められており、これは前者による方法である。また、今回措置せられて

いるように、連合王国、オーストリア等の諸国と租税条約を締結して、所得の源泉地、税率等について双方の国の考え方を統一して、国際二重課税を回避しようとするのが後者の方法で、この租税条約に伴う日本側の国内措置が今回のこれら五法律であり、この制度によつて二重課税を回避しているのが現状である。

(二) 租税条約の既締結国

二重課税の回避及び脱税の防止のための条約を今までの締結した国は、アメリカ(昭和三十年)、スウェーデン(同十二年)、パキスタン(同三十四年)、ノールウェー(同三十四年)、デンマーク(同三十四年)、インド(同三十五年)、シンガポール(同三十六年)の七カ国である。

なお、インドとの租税条約については、条約中、税率を何%以下とするというような規定方法をとらず、従つてこれに伴う「所得税法の特例等の法待」の措置は講ぜられていない。

(三) 条約自体の内容

日本とオーストラリア共和国連合王国、ニュー・ジーランド、タイ及びマラヤ連邦の個人、法人について所得税等を相互に免税、軽減し、二重課税の防止を図つては、その内容の主なるものは次の通りである。

オーストリア	連合王国	ニュー・ジーランド	マラヤ連邦	タイ
同	上	同	上	同
(六条)	(三条)	(三条)	(四条)	(三条)

企業の産業上、商業上の利得は、恒久的施設を通じて行なう。その施設に帰せられる利得についてはのみ課税される。

航空機の運用による利得は税を免許される	同	上	同	上
(八条)	(五条)	(五条)	(六条)	(五条)
船舶の運用による利得は税を免許される	免	半	免	半
(八条)	(五条)	(五条)	(六条)	(五条)
配当に対する税率を二〇%以下に軽減する	一五%以下	一五%以下	一五%以下	一五%以下
(九条)	(六条)	(六条)	(七条)	(六条)
子会社よりの配当については税率を一〇%以下に軽減される	一〇%以下		一〇%以下	二五%以下
(九条)	(六条)	(六条)	(七条)	(六条)
利子所得に対する税率は一〇%以下に軽減される	一〇%以下			産業的事業に従事する法人からの配当 一五%以下
(二〇条)	(七条)		(七条)	(六条)
無体財産権等の使用料及び売却より生ずる所得については一〇%以下に軽減される	一〇%以下		免	産業的事業に従事する法人からの利子に対する税率は一〇%以下に軽減する
(二一条)	(八条)		(八条)	(七条)
総合税額決定に当たり、外国税額控除方式をとることを	同	上	上	同
(一九条)	(二七条)	(二三条)	(二四条)	(二四条)

この条約の実施、脱税に対処するために必要な情報の交換等

(二〇条)

同

(一九条)

上同

(二四条)

上同

(二五条)

上同

(二五条)

上

(四) 五カ国との経済交流状況

1. オーストリア
オーストリア側より日本に来ているもの、技術援助五件、日本側よりオーストリアには現在はない。
2. 連合王国
連合王国側より日本に来ているもの 支店(商社、銀行等)五〇、子会社三四、技術援助六〇件、貸付四件。日本側より連合王国へ支店二四、駐在員事務所四四、子会社五、技術援助一件である。
3. ニュー・ジブラント
ニュー・ジブラント側より日本に来ているものは現在はない。日本側よりニュー・ジブラントへは子会社三、駐在員事務所五がある。
4. タイ
タイ側より日本に来ているものは現在はない。日本側よりタイへは、子会社二五、支店一五、駐在員事務所三七、貸付等一件、技術援助六件がある。
5. マラヤ連邦
マラヤ側より日本に来ているものは現在はない。日本側よりマラヤ連邦へは、子会社一二、支店二、駐在員事務所二五、貸付等六件、技術援助四件がある。

(五) 非居住者および外国法人の昭和三十六年度源泉所得税課税状況

	人 員	源泉徴収税額 千円
剰余利益の分配、および配当の利息	69,445	280,070
信託の配当	1,667	110
証券投資の収益	1,234	220,548
給料、賞与等	10	773
退職所得	590	53,547
役務の報酬	1,306	4,893,231
その権利の工業所有権その他の権利等	2,560	1,131,089
著作権の使用料	106	232,533
貸付金の利子	50	15,347
石採り権または採石権の貸付による所得	13	22,424
不動産の貸付による所得		
事業の用に供する機械等による所得		
合計	76,981	6,849,674

(備考) 税額の合計額は千円以下が端数整理されているので、単純合計と一致しない。なお、法人、個人の申告総合納税分は国税庁統計上非居住者、外国法人を区分表示していないので不明である。

(六) 配当、利子、使用料等、国別送金の昭和三十七年度受払額調

送付国	受取		支払	
	取	支	取	支
送付国	66,178	117,589	4,771	112,864

(単位：千円)

カ	ル	ス	ソ	ツ	イ	ル	ス	ダ	ス	ト	ド	52,339	78,597	1,392	71,987
メ	ラ	ジ	リ	チ	ソ	ユ	ス	ラ	ナ	イ	カ	3,619	0	874	-
イ	ギ	ゼ	ソ	イ	ド	ス	ラ	ナ	イ	カ	ス	3,489	10,690	69	8,513
ア	ル	ド	イ	ツ	イ	ス	ラ	ナ	イ	カ	ス	1,612	1	-	-
西	ル	ド	イ	ツ	イ	ス	ラ	ナ	イ	カ	ス	937	1,759	97	-
タ	ス	ラ	ユ	ス	ラ	ナ	イ	カ	ス	ト	ド	583	56	143	11,435
イ	ス	ラ	ユ	ス	ラ	ナ	イ	カ	ス	ト	ド	556	-	-	-
イ	ス	ラ	ユ	ス	ラ	ナ	イ	カ	ス	ト	ド	-	1,633	84	-
イ	ス	ラ	ユ	ス	ラ	ナ	イ	カ	ス	ト	ド	118	986	16	2,572
ク	ス	ラ	ユ	ス	ラ	ナ	イ	カ	ス	ト	ド	0	964	422	718
イ	ス	ラ	ユ	ス	ラ	ナ	イ	カ	ス	ト	ド	-	740	-	7,198
イ	ス	ラ	ユ	ス	ラ	ナ	イ	カ	ス	ト	ド	142	166	-	6
イ	ス	ラ	ユ	ス	ラ	ナ	イ	カ	ス	ト	ド	118	146	223	0
中	イ	ス	ラ	ユ	ス	ラ	ナ	イ	カ	ス	ト	4	60	205	-
イ	ス	ラ	ユ	ス	ラ	ナ	イ	カ	ス	ト	ド	118	146	158	1,295
華	タ	ラ	ソ	ン	イ	カ	ス	ト	ド	イ	カ	4	424	8	4,664
イ	ス	ラ	ユ	ス	ラ	ナ	イ	カ	ス	ト	ド	-	424	74	1,303
イ	ス	ラ	ユ	ス	ラ	ナ	イ	カ	ス	ト	ド	55	42	36	-
イ	ス	ラ	ユ	ス	ラ	ナ	イ	カ	ス	ト	ド	36	0	74	-
イ	ス	ラ	ユ	ス	ラ	ナ	イ	カ	ス	ト	ド	448	3	36	-
シ	ソ	ガ	ポ	ー	ラ	リ	ヤ	ル	ア	ニ	ユ	-	0	6	331
オ	ー	ス	ト	リ	ア	ニ	ユ	ラ	ソ	ド	ニ	-	2	-	-
ニ	ユ	ラ	ソ	ド	ニ	ユ	ラ	ソ	ド	ニ	ユ	-	0	-	-

(注) 上記金額は、為替統計からみた送金受取実績額である。

○酒税法の一部を改正する法律

一 制定の理由

酒税については、第四十回国会において、税率の引下げ、種類区分の整備等大幅な改正がなされたのであるが、その改正法案審査の際、衆議院大蔵委員会において、政令に委ねられている酒類の原料米使用割合等を来年度中に法律化すべきである旨の附帯決議が付された経緯があり、かつまた、その後の酒類の生産及び取引の実情からして若干の改正を必要とする事となつたものである。

二 内容の説明

- (一) 合成清酒の米の使用率の最高限度は、酒税法施行令第三条において製品重量の五%と定められていたのであるが、この政令規定をそのまま、法律で規定することにした。
- (二) 本みりんの基準アルコール分を二三度から一三・五度に引上げ、基準税率(一キロリットル当り六万七、七〇〇円)を適用する基準アルコール度数を「三度以上二四度未満」から「二三・五度以上二四・五度未満」に改め、一度ごとの加減税率を五、二一〇円から五、〇二〇円に改めることとした。
- (三) 前回の種類区分等の改正の際、暫定的に低い税率を適用されることとなつた酒類(老酒等)について、その適用期限の「一年間(昭和三十八年三月末日まで)」を「当分の間」に改めることとした。

三 審議の概要

一六八

委員会における主なる質疑

- 1 前回の税率引下げ後、酒類の販売面でどのような変動が生じたか。大衆酒である清酒二級、合成清酒、しょうちゆうの売行きが減退した真因は何か。
- 2 酒税引下げのファクターとして酒類間のバランスがいわゆる消費者の所得差をも考慮に入らざるべきではないか。
- 3 大衆酒の需要が減退している折柄、自由化による雑酒の一層の伸びが懸念されるが、この際酒税法全体について再検討する必要があるのではないか。
- 4 清酒と合成清酒は、それが商品となつたそれぞれの生い立ちはあるが、今日では米の使用率の差以外両者に懸隔はなく、合成清酒業界が多年要望し続けてきた合成清酒の米の使用率の引上げと名称の変更について、早急に結論を出すべきではないか。
- 5 主に調味料として消費される本みりんを酒税法の規制下に置く理由は何か。
- 6 前回の改正の際、昭和三十七年四月一日現在の在庫分について、激変緩和のため、「その他の雑酒」として軽減税率を適用することとした老酒の、その後の売捌き状況及び今後の処理の見透しはどうか。
- 7 基準販売価格制度廃止についての酒類行政懇談会の意向及び当局の考え方を明かにされたい。原料が割当である現状において、基準販売価格の廃止で果して価格が下がるか。
- 8 清酒の生産は既に転換期にきているのではないか。清酒業界の統合はいかに進めるか。自由化に伴う酒造業界の対策を積極的に指導すべきではないか。

四 委員長報告

次に、酒税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における酒類の生産及び取引の状況等に顧み、現在政令で規定されております合成清酒の米の使用率を、他の酒類と同様に法律で規定することとするともに、本みりんの基準アルコール分を引き上げ、基準税率を適用するアルコール度数区分を、十三度以上十四度未満から十三・五度以上十四・五度未満に引き上げる等の所要の改正をはかりとするものであります。

委員会におきましては、前回の改正による税率引き上げの結果、酒類の需要にいかなる変動が生じたか。大衆酒である清酒二級、合成清酒、しょうちゆうの需要が減退した根本的理由は何か。大衆酒の税率はさらに引き下ぐべきではないか。基準販売価格制度廃止についての酒類行政懇談会の意向及び政府の方針はどうか。合成清酒の米の使用率の引き上げ及び名称の変更についてすみやかに結論を出すべきではないか、清酒業の統合対策はいかに進める方針か。自由化に伴う酒類業対策を政府は積極的に指導すべきではないか等の諸問題について、熱心なる質疑応答がかわされましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもつて、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

五 参考事項

(一) 第四十回国会、衆議院大蔵委員会の附帯決議

政府は、清酒およびしょうちゆう等の製造に当たる中小企業者に対し、融資のあつせん等につき万全の措置を講じ

て、その経営の安定をはかるとともに、現在政令に委ねられている酒類の原料米使用割合等については、来年度中にこれを法律化するよう措置すべきである。

(二) 清酒及び合成清酒の米の使用率について

清酒及び合成清酒の米の使用率は昭和二十七年までは法律で清酒五〇%以上、合成清酒四九%以下と規定していたのであるが、当時は米穀事情が悪く、合成清酒の米の使用率は三〇%という事情にあつたので、その使用限度率を五%として政令の規定に委ねることとなつた。

米の使用率については、清酒が原料重量換算であるのに対し、合成清酒は製品重量換算であるので、両者の間には次のようなちがいがある。

	原料重量換算↑	↓製品重量換算
清酒	五〇%	一二%
合成清酒	二五%	五%

(三) 本みりんの基準アルコール分の引上げについて

本みりんの製造場数は九六場あり、そのうち六八場がいわゆる旧式みりんを醸造しているが、これらの業者が、一度未満では製品に白濁を生じ、一度以上にすれば五、二〇円の加算税率を負担せざるを得ないという実情にあることにかんがみ、基準アルコール分を一三・五度に引上げて、基準税率の適用区分を前述のように改める必要が生じたものである。

四 本みりんの製造場数(昭和三十七年三月末日現在)

製造数量階層	兼業	本業	計
一〇キロリットル未満			五一
五〇		二	二一
一〇〇		四	二四
五〇〇		一	二
一、〇〇〇		二	二
一、〇〇〇以上		八	八
計		八	五一

注(一)内は新式みりんの製造場(連続式蒸留機をもつもの)の数である。

(五) 本みりんの新旧別移出数量(昭和三十六酒造年度)

単位	数		量	ウエイト		
	新式	旧式		新式	旧式	計
キロリットル	六、八〇三	二、三八〇	九、一八三	七四・二%	二五・九%	一〇〇・〇%
石	三七、七二二	一三、一九四	五〇、九〇六			

(六) 暫定措置の適用期限の延長について

第四十回国会における酒税法の改正は、取引の実情に即応するよう種類区分等を整備したのであるが、その際分類の

変更に伴い高率の税負担を課せられることになるものができ、その激変緩和のため附則第十二項が設けられた。現在の対象となるものには老酒がある。老酒のうちアルコール分二〇度未満、エキス分二度以上のものは改正後リキュールに入り、従来の税率（その他の雑酒）一キロリットル九万九、九二〇円が七万六、〇〇〇円に引下げられたのであるが、エキス分二度未満のものは、スピリッツに入り一キロリットル一四万八、〇〇〇円の高い税率が課せられることとなるので、これらのものについては昭和二十七年四月一日現在の在庫分に限り、一年間、改正前と同様「その他の雑酒」とし、改正後のリキュールと同じ七万六、〇〇〇円の税率を適用することとしたものである。しかしながら一年を経過してもなお在庫が売捌けない事情にあるので、今後当分の間暫定措置の適用を延長することとしたものである。

なお老酒については、関東醸造のものは当初からエキス分二度以上（二・二度）であるので、前回の改正によつてリキュールとなり問題はなく、協和発酵のもののみがこの改正の適用をうけることとなる。協和発酵の老酒（エキス分一・八度は昭和三十七年四月一日の在庫が一六六キロリットルあり、四〇九月で一〇キロリットル、十〇三月で一五キロリットル売捌ける見込みであり、年間三五キロリットルの処分が可能であるとしても四年間にかかるものと予想されている。

(七) 清酒、合成清酒、しょうちゆう、みりん、ビールの基準販売価格制度は、昭和三十五年十月一日から、自由価格制度への移行の階梯として実施されたのであるが、最近に至り酒類行政懇談会の意向もあり清酒二級及びビールを除き廃止する考えであるといわれた。当局では当初清酒二級及びビールの基準生産価格制度としたい意向ともいわれたが酒類業八団体の反対もあり、昭和三十八年五月一日から告示によつて清酒一級及び本みりん、本直しについてのみ基準販売価格制度を廃止した。その他については基準価格引上げの問題もあり、物価政策との関連で検討が進められることとなっている。

○印紙税法の一部を改正する法律

一 制定の理由と内容

印紙税法第五条第九号においては、農業協同組合及び同連合会より発する貯金証書のうち、記載金高三、〇〇〇円未満のものについて非課税措置をとつているが、本法は、今回これとの権衡をはかるため、漁業協同組合及び同連合会の発する貯金証書に対しても同様に記載金高三、〇〇〇円未満のものに対して非課税措置を講じたものである。

二 審議の概要

主なる質疑

昭和三十六年の税制調査会において印紙税法全体の検討が必要である旨指摘されているが、その後いかに検討されているか、証書、帳簿等の非課税限度額は三、〇〇〇円未満となっているが、これを引き上げる考えはないか、また今回の措置による昭和三十八年度減収見込額はどの位か、等の諸点について質疑がなされた。

三 委員長報告

次に、印紙税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、漁業協同組合及び同連合会の発する貯金証書について、農業協同組合等の発する貯金証書に講じられている措

置と同様、記載金高三千円未満のものを非課税としようとするものであります。

委員会の審査におきましては、昭和三十六年の税制調査会において、印紙税法全体の検討が必要である旨指摘されているが、その後いかに検討されているか。証書、帳簿等の非課税限度額は三千円未満となつてはいるが、これを引き上げる考へはないか。また、今回の措置による昭和三十八年度減収見込額はどのくらいか等について熱心なる質疑がなされましたが、この詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

四 参考資料

- (一) 昭和三十八年度の減収見込額は三十万円程度見込まれている。
- (二) 印紙税は、日常の取引に際して作成される証書、帳簿等を課税対象とし、定額税率、記載金高階級別定額税率または記載金高比例税率によつて課税することとなつている。また、官公署等で発行するもの、特別法による証書等および記載金高一定額未満のものについては、非課税の規定が設けられている。
- (三) 現行の印紙税法は、明治二十二年の制定にかかると「財産権の創設、移転、変更若しくは消滅を証明すべき証書、帳簿及び財産権に関する追認若しくは承認を証明すべき証書」が課税対象とされているものであるが、これまでに抜本的な改正をみることもなく今日に及んでおり、昭和三十六年税制調査会においては、課税範囲の具体的な問題、税負担の証書間の権衡、あるいは税率判定上の困難というような現在の複雑化した取引の実情に適合しない種々の面がある中で、印紙税法全体の根本的な検討が今後必要であることを指摘している。
- (四) 印紙税収入の国税収入中に占める割合

年度	印紙税収入 (A)	印紙収入 (B)	国税総額 (C)	A/B	A/C
昭25	百万円 1,252	百万円 9,208	百万円 570,858	13.6	0.2
31	7,963	28,523	1,086,774	27.9	0.7
32	11,587	33,661	1,201,775	34.4	0.9
33	12,446	36,303	1,190,818	34.3	1.0
34	14,335	42,510	1,372,372	33.7	1.0
35	16,557	50,571	1,801,404	32.7	0.9
36	18,487	59,606	2,062,883	31.0	0.9

(備考) 印紙税収入は印紙収入からの推計額である。

○地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、 税務署の設置に關し 承認を求めめるの件

一 提出の理由及び内容の説明

本件は、大阪国税局管内の西税務署の管轄区域を分割し、港税務署を設置する必要があるため、地方自治法第五十六條第六項(国の地方行政機関は、国会の承認を経なければ、これを設けてはならない。)の規定に基づき国会の承認を求め

ようとするものである。

西税務署は、大阪市の西区、港区及び大正区を管轄する署として西区に設置されているものであるが、終戦直前まで西区のみを管轄し、港区、大正区をそれぞれ管轄する港税務署、大正税務署が併設されていた。それが昭和二十年八月戦災により港、大正両税務署は廃止され、港、大正両区は西税務署の管轄区域に統合されて今日に至つたが、最近における経済的発展は、都市計画事業の進捗等とも関連してめざましく、これに伴い、西税務署管内の人口及び課税対象等の増加は著しく、大蔵省設置法が施行された昭和二十四年当時と比し、人口は二・六倍、法人数は二・四倍となり、徴収決定税額は著しく、五倍近く増加し、同署の定員も管内で最も多く、事務管理上も支障が多くなつてきたので、西税務署の管轄区域のうち、港区及び大正区を分離して、新たにこの地域を管轄する港税務署を設置し、納税者の利便と税務行政の適正を図らうとしたものである。

二 審議の概要

委員会における主なる質疑

- (問) 港税務署の新設、三田税務署の廃止は国税庁において検討している定員の再配分と如何なる関係にあるか。
- (答) 今般の改廃は、定員の再配分ということとは、別で、その問題については別に基本的問題として、庁において検討している。
- (問) 直接税調査事務と間接税調査事務の仕事量の増加率は一体どうなつているか。
- (答) 間税関係あるいは徴収関係の仕事の量が総体的に低くなつている。
- (問) 事務量に見合う人員配置がなされているか。また作業量の増加に対する対策はどうか。

(答) 大都市における急増に対して、事務の機械化、合理化によつて事務量を減らして行きたい。また定員増が困難なので適正配置を進めて行きたい。

(問) 港税務署新設に伴つて廃止される三田税務署管内納税者に対する処置はどうか。

(答) この点については、ある程度の職員を現在までの三田署の庁舎に残留させ、又確定申告時における納税相談等については、所轄の税務署から三田に職員を臨時派遣する等、不便をかけないよう計画中である。

三 委員長報告

ただいま議題となりました地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、税務署の設置に関し承認を求めめるの件につきまして、その内容及び委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は、地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、大阪国税局港税務署の新設について国会の承認を求めようとするものでございます。

すなわち、大阪国税局の西税務署は、大阪市西区、港区、大正区を管轄する税務署として、西区に設置されておるものでございますが、最近における管内地域の経済的発展は目ざましく、これに伴い、同署管内の納税者及び課税物件等は年々増加し、税務署の事務量、人員ともに過大となり、事務管理上も支障が多くなつておりますので、納税者の利便と税務行政の適正な運営をはかるために、今回西税務署の管轄区域のうち、港区及び大正区を分離して、新たにこの地域を管轄する港税務署を新設しようとするものであります。

委員会の審査におきましては、最近における税務事務量の増加とその対策、港税務署新設に伴い廃止される三田税務署管内の納税者対策、新設税務署職員の配置数とその方法、その他、本案に関連して、青色申告の更正通知に関する最高裁

あるが、その後の経済情勢の推移からみて、昭和三十八年度においても関税率の調整を行なう必要が生ずるに至り、このため、政府は昭和三十七年十月以来一般的な関税率、石炭対策の一環としての石油の関税率について関税率審議会に対し諮問を発していたところ、昭和三十七年十二月二十五日、二十七日および昭和三十八年一月二十九日の三回にわたり、同審議会より答申がなされた。本法は、これに基づき関税法、関税率法、関税暫定措置法について所要の改正を行なつたものである。

二 内容の説明

(一) 関税率の改正(関税率法別表、関税暫定措置法別表 改正)
基本税率七品目、暫定税率三一品目、合計三八品目について関税率を調整する。

○税率を引上げるもの	ラワン製材、タングステン製品、バナナ、原油、重油、マンガン鉱、酒石酸、プラスチック造花、等 (二三品目)
○品目の一部について税率を引上げるもの	ガーネット、アンチモン及地金 (三品目)
○税率を引下げるもの	乾燥バナナ、コーヒード豆、なつめやしの実、すず、ヘロマンガン、ニッケル、再結晶水晶、等 (二八品目)
○関税割当制度を採用するもの	銅 (二品目)
○関税割当制度を廃止するもの	タングステン鉱 (二品目)
○分類を変更するもの	粗酸化ニッケル、三酸化モリブデン (二品目)

(二) 暫定減免税物品等の適用期限延長

1 免税関係物品の期限延長(関税暫定措置法本文改正)

(1) 昭和三十八年三月末日に期限が到来する重要機械類、給食用脱脂粉乳、原子力研究物品、航空機およびその部分

品、農村漁業用重油、肥料製造用原油、ガス製造用原油、石油化学製品等製造用触媒の免税措置についてその免税期間を昭和三十九年三月末日までそれぞれ一年間延長する。

(2) 石油化学用揮発油等(燈油および軽油を新たに加える)に係る関税の還付制度について昭和三十九年三月末日までなお一年間存置する。

2 暫定税率関係物品の適用期限延長(関税暫定措置法別表 改正)

暫定税率が定められている四一品目についてその適用期限を延長する。

○自由化困難を理由とするもの	脱脂粉乳、ミルク、バター、チーズ、落花生、あずき、大豆油、落花生油、等 (二三品目)
○国産品との競合がないことを理由とするもの	石油コークス、合成なめし剤、建築染料、ボイラー、蒸気タービン、大型電子計算機、発電機、等 (二六品目)
○自由化の時期まで暫定税率の据置を必要とするもの	酸化亜鉛、酸化鉛、鉛の塊およびくず、亜鉛、等 (二二品目)

(三) 石油関税の改正

1 関税率の引き上げ(関税暫定措置法別表 改正)

石炭対策の一環として、原油および重油の関税率を昭和三十八年四月一日から二年間に限り(従価換算で一〇%を一二%に)引き上げる。

	改 正 案	現 行
原 油	六四〇円	五三〇円
A 重 油	九五五シ	八二〇シ
B 重 油	七三〇シ	六三〇シ
C 重 油	六六〇シ	五七〇シ

(単位 一kl当り)

2 電力業等用の重油関税の特別還付制度の新設（関税暫定措置法第七条の六新設）

石炭の長期引取契約を結んでいる電力業および製鉄業が消費する重油については昭和三十七年より原油関税のうち一kl当り二一〇円（従価換算六%を一〇%に引上げた差の四%相当分）の還付を行なっているが、昭和三十八年度の長期引取契約が石炭鉱業調査団の答申により、一、八〇〇万トンから二、〇五〇万トンに引上げられることに基づき、その差二五〇万トン分の負担増を補てんするため今回現行の還付措置に加えて関税引上げ相当分（原油については一kl当り六%相当額の三二〇円、直接輸入される重油については二%相当額の九〇円）を還付することとする。

なお、昭和三十八年度における還付見込額は、約二三億円である。（このうち特別還付分は約一三億円）

(四) 外国における緊急措置への対抗措置制度の新設（関税率法第九条の二、第二項新設）

1 貿易自由化による急激な影響を避けるための手段として昭和三十六年以来緊急関税制度が採用されているが、外国が緊急関税を発動した場合を想定して何等かの対抗措置ができるよう明確に規定する必要があるため、今回、ガット締約国である外国が、わが国の輸出品に対して譲許税率を引上げる等の緊急措置をとった場合には、政府限りで

- (1) 国定税率に附加して、その輸入貨物の課税価格と同額以下の関税を課する。
- (2) その輸入貨物がガット譲許品目である場合には譲与の撤回を行なうことの措置をとることができることとする。
- 2 右の措置をとつたときは、内閣は遅滞なく国会に報告するとともに、(1)の措置を相当長期間継続する必要があるときは、すみやかに立法手続をとらねばならないこととする。

なお、国会に対する報告義務は第三十八回国会における衆議院大蔵委員会における附帯決議「政府は関税率法第九条の二の規定により緊急関税に関する措置をとつたときは、遅滞なく国会に内容を報告すべきである」を尊重したものである。

(五) 特定の減免税物品の用途外使用の規制（関税率法第十三条、第十八条、第十九条改正）

1 特定の用途に供することを条件に関税を減免されている左記原料物品等については現行法では製造のつど製品検査を行なっているが、製造工程等の実体に即応するため検査方法がある程度緩和して随時検査による確認方法を採用するとともに、用途外使用を禁止する規定を設ける。

なお、これに伴つて、関税法において罰則の規定を整備することとする。

- (1) 配合飼料用のこりりやん、とりもろこし、大豆等で輸入許可の日から一年以内に製造が終了するもの。
- (2) 船舶の建造または修繕に使用される鋼材またはぎ装品で一定期間内に使用されるもの（従来通り製品検査される予定である）。
- (3) 輸出貨物を製造するために輸入した特定の原料品で、輸入許可の日から原則として二年以内に製造に供され再輸出されるもの。

(六) 国際的規模で開催される運動競技会において使用される物品の免税（関税率法第十七条第一項第七の二号新設）

今後オリンピック等国際的規模で運動競技会がひんばんに開催されることを予想し、スポーツを通しての国際親善に資するため輸入許可の日から一年以内に輸出されるものについて関税を免除する。

(七) ごみ焼却設備用品の免税（関税暫定措置法第七条の七新設）

環境衛生の向上に資するため、市町村が設備するごみ焼却設備用品のうち、国産困難なもの（適用予定品としては大阪市がスイスデイロール社から輸入するもの）について、昭和三十九年三月末日まで一年間免税とする。

三 審議の概要

(一) 委員会における主なる質疑

一八四

- 1 貿易自由化の促進によつて今後わが国の産業経済界に及ぼす影響は深刻なものと思われるので、今後の自由化率の引き上げの見通しとこれに対処する国内整備方策としてはどのような構想をもっているか。
- 2 バナナ、銅地金等主要品目の改正措置及び四月一日からの自由化が予定されていたにもかかわらず、延期の余儀なきに至つた実情並びに自由化の時期は何時か。
- 3 IMF八条国の勧告に伴い、わが国は自動的に十一条国になるが、今後ガットとの交渉においてどのような経過を辿ることが予想されるか。西独、イタリアでは十一条国になつてからも輸入制限を続けた例もあり、わが国の場合においても同様な態度をとりうるかどうか。
- 4 わが国の関税政策は一方においては自由化対策として、関税の引き上げを行なわざるをえないと同時に、世界的な傾向として関税一律引下げという二つの相反する方向をとらざるをえない立場に立つているが、この点を如何に調整するのか。今後の関税政策の在り方とともに、EECの動向、アメリカの通商拡大法の動き、OECDの加盟問題によつて今後の貿易政策乃至関税政策をどのように展開するか。
- 5 外国の緊急関税に対する対抗措置は租税法主義に反しないか、諸外国における緊急関税の発動、あるいは対抗措置を実施した実例、将来予想されるものとしては何か。
- 6 エネルギー政策の見地からすれば、本来石油に対しては課税すべきではないと思われるが、今回引上げ措置を講じた積極的理由は何か。
- 7 バナナ関税について、自由化後の小売価格はどうなるのか。自由化しても加工施設が間に合わないため混乱が起らないか。リンゴ、ミカン等の青果業者に与える影響は深刻であるといわれるが実情はどうか。

その他砂糖の自由化時期、国内産糖の保護対策、自由化前の思惑輸入を規制する措置、配合飼料の検査方法の改正、ガットに対する政府の基本的態度、資本の自由化に対処する外資法の改正等について質疑がなされた。

(二) 委員会における討論

委員会においては鈴木市蔵君(共)より反対討論がなされた。

○鈴木市蔵君 私は、日本共産党を代表して、関税定率法等の一部を改正する法律案に反対します。

池田内閣の貿易関税政策は、常にアメリカに追随し、東西貿易の拡大に対する国民の要求に正しくこたえず、自主性を失つていますが、その端的な現われは、現在の綿製品に対する池田内閣の対米交渉の成り行きを見ても明らかであります。この現状においてガット十九条3、(a)、(b)による対抗措置を規定しても、事アメリカに関する限りおそらくこの規定を発動することなく、その自主性を貫き得ないこともまた言うをまちません。政府は、現に行なわれているガットの関税会議においても、アメリカの圧力のもとに、社会主義諸国、新興中立諸国、低開発国諸国に対する貿易関税上の平等互恵の立場をとつておらず、むしろその日暮らしの態度をとり、世界の平和共存の方向に向けていささかの熱意と努力をも示していないのであります。

私はこのような関税政策と本法案に反対して、討論を終わります。

四 委員長報告

まず、関税定率法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における経済情勢の変化に対処するため、関税率及び関税制度について、所要の改正を行なおうとするものであります。

以下、おもなる改正内容について申し上げます。

第一に、バナナ等十三品目については税率を引き上げ、アンチモン等三品目については一部税率の引き上げ、すず等十八品目については税率を引き下げ、銅については関税割当制度を採用し、タングステン鉱については関税割当制度を廃止し、粗酸化ニッケル等二品目については分類を変更し、全部で三十八品目について関税率の改正を行なうこととしております。

第二に、本年三月末日で適用期限の到来する重要機械類等の暫定免税品及び暫定税率が定められているバター等四十一品目についての適用期限を、それぞれ延長することとしております。

第三に、石油につきましては、石炭対策の一環として、二年間に限り、原油の基本税率一キロリットル当たり五百三十円を暫定的に六百四十円に引き上げるほか、重油につきましてもこれに見合う関税の引き上げを行なうとともに、石炭の長期引取契約を行なっている電力業及び製鉄業において消費する重油については、従来の還付のほか、その引取量増加に伴う補てん措置として、今回の原油関税引き上げ分等に相当する額を特別に還付することとしております。

第四に、ガット締約国である外国が、わが国の輸出品に対して譲許の撤回等の緊急措置をとつた場合、これに対抗するため、特定品目の譲許を停止して一定範囲内で税率を引き上げる等の対抗措置をとつた場合、これに対抗する

第五に、オリンピック大会等国际的な運動競技会で使用される物品で再輸出されるもの、及び、市町村が設置するごみ焼却設備用物品のうち国産が困難なものについては、関税を免除するほか、特定用途免税品の一部についてその用途外使用を規制する等、所要の規定の整備を行なうこととしております。

委員会の審査におきましては、貿易自由化の進展が産業経済界に及ぼす影響、ガット十一条国移行後における非自由化品目の処理についての見通し、今後の関税政策のあり方、緊急対抗措置と租税法主義との関係及び発動の実例、石油関

税の引き上げ措置を講じた積極的理由、自由化後のバナナ価格の推移、特定物品の用途外使用の規制を緩和する理由等について、熱心なる質疑応答がなされたのでありますが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、鈴木委員より反対意見が述べられ、採決の結果、多数をもつて、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

五 参考事項

(一) 衆議院における審議の概要

大蔵委員会において、武藤山治君(社)より反対の討論がなされ、本会議においては、坪野米男君(社)より反対、金子一平君(自民)より賛成の討論がなされた。

(二) 緊急関税

1 緊急関税は、自由化後の異常事態すなわち、特定の種類の輸入が増加したため、自国内の生産業者に重大な損害を与え、またはおそれがある場合に、関税改正の立法手続をとることなく政府限りで関税の引上げを行ない、国内産業を保護しうる一種の輸入制限措置である。

2 緊急措置としては(1)特定の輸入貨物につき国定税率による関税のほか、一定限度内の附加関税を課する(2)譲許税率の場合、その譲許を撤回して国定税率に復帰するか又は譲許税率を引上げる(3)譲許税率の撤回又は修正を行なう場合に、その代償として他の貨物につき、新たに関税の譲許をなし又は既譲許の修正(税率の引下げ)を行なうものである。

3 外国の緊急関税制度は、通常関税率変更権限の行政府への委任の形式がとられている。その態様を分類すると左の如くである。

- (1) 一定の条件と範囲内で関税率の変更権限を行政府に委任するもの 米、カナダ、オーストラリア
- (2) 条件及び範囲を限定することなく、広く必要に応じて関税率の変更権限を行政府に委任し、議会の事後承認を要するもの 英、フランス
- (3) 政府が議会に短期間の態度決定の機会を与え、その同意を得て、政令により関税率の変更を行なうもの 西ドイツ

4 緊急関税発動の事例は、米、十四件、カナダ二件、オーストラリア七件、西ドイツ一件、オーストラリア一件、ギリシヤ二件である。

(三) 関税割当制度

特定の輸入物品の一定量を継続的にかつ安価に入手しようとする需要者側の要請と、この物品の輸入量の増大を抑制しようとする国内生産者側との要請から二重関税率により両者の利害を調整しようとするもので、一定数量の枠内に限り低税率による輸入を認める一方、枠外の輸入分については高税率を課し、需要者の輸入意欲を低下させ国内生産品の需要を確保することを目的としている。この制度は輸入割当制度と類似の弊害があり、国際貿易の理想の見地からは好ましい制度とはいえないが、ガットでも無差別適用を要件として認められている。

現在わが国で採用している品目は、ニッケル、水銀、けい砂、アンチモン鉱、マンガン等の鉱産品が中心をなしている。

(四) 石油関税問題

1 石油関税は、わが国産業の国際競争力を強化するためにも、基本的には無税であることが望ましいものとされているが、石炭保護対策等の政策的見地から累年その引上げ措置が講ぜられて来たものである。その間、関税率審議会は一貫して原油関税の引き上げに反対しながらも、政治的解決をせまられ、昭和三十六年の答申においても将来は無税とすべき旨の付帯決議をつけて引上げを認めざるをえなかつたのである。昭和三十八年度予算編成に際しても、石炭対策費の増大を石油関税でカバーする方針が決定し、その経費増加分約七億円を石油関税収入をもつて充当しなければならなくなり、そのため重油消費税等の構想を経て、原油の関税率を改正することとなり、関税率審議会は昭和三十七年十二月末の答申において「大蔵大臣はこの石油関税引上げは石炭対策上やむをえないものであること、原油関税引上げは将来二度と行なわないこと、この引上げは二年間の暫定措置でその増収分は石炭対策以外には使用しないこと、この二年間以内においても石炭についての財政支出の減少があれば石油関税の引下げをすることを言明されているので、やむをえず石油関税の引上げを認めることとする」と従来あまり例のない意見をつけ加えて条件付で石油関税の引上げを認めることとなつたものである。

2 石油関税の引上げによる需要者への影響は僅少であるといわれている。(例えば、全生産額中に占める負担増はセントで〇・〇六八%、板ガラス〇・〇七六%、紙パルプ〇・〇一六%)

2 銅、鉛、亜鉛等
銅、鉛、亜鉛等非金属品は国内資源も小規模で、品質も劣り、価格面においても割高であり、半ば近くを輸入鉞

36年度 国別輸入状況

	数量	価額	単価
	トン	百万円	円/Kg
台湾	64,953	3,617	55.67
中国	455	21	45.26
琉球	170	16	33.04
比島	101	6	56.84
ホンジュラス	43	6	130.41
パナマ	3,398	200	58.76
エクアドル	4,873	303	62.20
合計	74,030	4,170	56.33

由化実施をメドとして関税率を暫定的に五〇％に引き上げ、その後の推移をみて段階的に基本税率の三〇％までに引き下げることが予定されていた、しかし国内生果生産者等の反対から昭和三十八年四月からの自由化実施さえ困難な情勢となつたので、同年四月からの自由化を条件として、昭和三十八年度七〇％、昭和三十九年度五〇％、昭和四十年三〇％と累年関税を引下げることとなつたものである。

1 (五) 主要品目の説明
バナナにおいては、昭和三十七年六月四日までは八〇％の差益金と二〇％の関税が課せられていたが、同年十月自

(1) 主要用途

(単位 千kl)

年度別	製油原料用	肥料用	都市ガス用	合計
37 (見込)	45,590	670	754	47,014
38 (見込)	54,738	826	675	56,239

(2) 需給状況

(単位 千kl)

年度別	生産	輸入	合計
37 (見込)	900	46,114	47,014
38 (見込)	950	55,289	56,239

(3) 39年度関税収入見込

(単位 億円)

取入	原油	その他	計	
	265	55	320	
還付	電力	鉄鋼	石油化学	計
	20	3	14	37

3 需給状況・関税収入見込

石に依存している実情に加えて国際的にも需給が不安定で値動きが激しいこと等の理由から自由化に踏み切ることができなかつたものであるが、国内機械産業等の発展のためには何時までも鉱業保護に偏することが不得策であるため、自由化に踏み切ることとし、その準備として昭和三十七年の改正で従量税の採用と自由化後の暫定引上げ措置を講じ昭和三十七年十月から自由化を実施する予定であつた。

しかしながら、鉛、亜鉛の国際価格は低迷を辿り、国内価格との格差が拡大されている実情からみて自由化の実施をさらに延期することとし、比較的国際価格の落着いている銅のみについて暫定的に関税割当制度を採用することによつて昭和三十八年四月から自由化することとなつた。

○日本専売公社法第四十三条の十九の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

一 提出の理由

日本専売公社法第四十三条の十九の規定によれば、公社が製造工場及びこれに準ずる重要な財産を譲渡し、又は交換しようとする場合、国会の議決が必要になつており、今回小名浜工場(福島県磐城市所在、本社直轄製塩工場)の廃止に伴つて不用となる同工場用財産を処分するため、国会の議決を求めたものである。

二 内容の説明

(一) 処分する財産

土地	敷地	一〇、六〇二坪
建物	事務所 工場 倉庫 雑屋	一五八坪 八九七坪 四〇二坪 六五五坪
	計	二、一一二坪

その他構築物、装置等。

(注) 処分については、民間への払下げが予定されているが、売却収入は、前記財産のほか、国会の議決を必要としない宿舍等の附属財産を含んで一億七、四〇〇万円を予定し、これを公社の昭和三十八年度予算に雑収入として計上している。

三 審議の概要

主なる質疑

- 1 現在、公社の直轄工場はどの位あるのか、その年間の生産量と国内消費との比率はどうか。
 - 2 小名浜工場を廃止する理由はなにか。また当工場払い下げの予定価格はいくらか。
 - 3 小名浜工場閉鎖に伴う職員の配置転換はどのように処理されるか。
- そのほか国内における塩の需給関係、今後の塩業整備合理化方策等について質疑がなされた。

四 委員長報告

ただいま議題となりました日本専売公社法第四十三条の十九の規定に基づき、国会の議決を求めるの件につきまして、

その内容、委員会の経過及び結果を御告申し上げます。

日本専売公社小名浜工場は、昭和二十七年、海水直煮加圧式製塩工場のモデル・プラントとして設立され、その後、塩業整備に伴い、各種塩の製造試験工場として運営されて参つたものでございますが、その設立の本来の目的である海水直煮加圧製塩方式のパイロット・プラントとしての使命はすでに達成され、また今後、塩の製造試験工場として運営していくことにも問題がございますので、この際、同工場を廃止するために不要となる同工場用財産を処分するため、日本専売公社法第四十三条の十九の規定に基づき、国会の議決を求めたものでございます。

本委員会の審議におきましては、当工場廃止後の職員の配置転換、当工場払い下げの予定価格、塩の需給状況及び今後の塩業整備合理化方策について質疑がなされました。その詳細は、会議録によつて御承知願いたいと存じます。質疑を終了し、討論採決の結果、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上御報告申し上げます。

五 参 考 事 項

- (一) 本件は本院先議の案件として提出されたものである。
- (二) 小名浜工場の沿革

小名浜工場は、公社直営加圧式製塩工場のモデルプラントとして、昭和二十七年四月に発足し、同年七月工場の運転を開始して以来同三十三年度までに約六万トンの上質塩および白塩を生産したが、同三十四年四月塩業整備に伴い、加圧式モデルプラントから各種塩の製造試験工場として運営することに目的を変更し、同三十七年九月の工場閉鎖時まで上質塩、食塩およびかんづめ用塩の製造試験を実施し、計約三万九千トンを生産したものである。

(三) 工場廃止の事由

- (1) 海水直煮加圧製塩方式のパイロット・プラントとしての使用はすでに達成されたこと。
- (2) 創設以来、すでに十年を経過して設備の老朽化が甚だしく、このまま運営を継続することが困難であること。

(備考)

小名浜工場は、発足後昭和三十二年頃までは塩の収納価格も高かつたので黒字経営(累計七、四〇〇万円)であつたが、収納価格の低下、設備の老朽化等に伴い逐年赤字(累計一億五〇〇万円)を生じ、同三十六年度における製塩コストはトン当り一万四、〇〇〇円となつている。なお民間からの収納価格は同三十六年十二月一、一五〇円、翌三十七年四月は一、八〇〇円となつている。

- (3) 国内塩について、収納限度量(三十七年度上質塩八万九千トン)を定めて事実上の生産制限が行つている現在、公社自体が生産を行なうことには疑問があること。
- (4) イオン交換膜利用等新技術の開発が民間の手で行なわれている今日、このような規模および製塩方法による試験研究には考慮の余地があること。
- (5) たばこ製造工場もしくは葉たばこ乾燥工場に転換するとしても、立地条件等からみて適当でない。

(三) 行政管理庁の勧告

小名浜工場の廃止については、昭和三十七年九月、行政管理庁より「同工場は、そのパイロット・プラントとしての使命を果し既にその存在意義にとほしく、かつ製塩コストも施設の老朽化に伴い上昇しているので、その廃止につき早急に検討する必要がある。」旨の勧告がなされた経緯がある。

(四) 小名浜工場閉鎖時の現状

- 1 閉鎖時における人員は、管理職九人、指定職一人、一般職二十七人、製造職四一人、その他二一人、計八九人である

昭和三十七年十一月、工場閉鎖に伴い、工場資産の処理要員を残し職員の配置転換を完了した。

2 年間事業費(三十六年度実績)

給与関係費	三七、六七六千円
塩製造費	一一四、九四九
回送保管費	一七、二〇五
施設備品費	一六、五〇〇
減価償却費	三〇、六九六
共通費その他	一〇、二九九
計	一二七、三二五

3 塩生産量(三十六年度実績)

上質塩	七、九三〇トン
食塩(家庭用)	三、三〇六
かんづめ用塩	二九一
計	一一、五二七(全国分九〇万トン)

(三) 理財・金融関係

○外貨公債の発行に関する法律

一 制定の理由

戦前わが国は、明治政府成立直後の明治三年(一八七〇年)三月、九分利付英貨公債百万ポンドをロンドンにおいて発行して以来、急速な工業化を進めるに必要な資本の多くを外債発行でまかない、外債発行国として各国に知られて来た。これに反し戦後は、

- (一) 戦争による混乱で世界の資本市場そのものが弱体化した
- (二) 日本経済の信用が低下した
- (三) 戦後の経済復興と開発が、米国の経済援助や世界銀行の借款を中心として行なわれたなどの諸事情から、外債発行市場を失い、国際投資家とのつながりも薄れ、わが国の外資導入も、世界銀行や米商輸出入銀行などからの借款が主流となった。しかし世界経済が戦後の復興段階を脱するに及んで昭和三十三年(一九五八年)頃より、世界銀行の方針は、借款供与一本から、自力調達、世銀借款との抱合せで外債を発行せしめる方向に転じた。政府が電源開発事業資金調達のため、昭和三十三年十二月、第三十一回国会において産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律を制定し、翌三十四年一月戦後外債の第一号として発行した米貨公債三、〇〇〇万ドル(邦貨一〇八億円)は、世界銀行のこの方針に従って世銀借款一、〇〇〇万ドルと抱合せで行なわれたものである。

これに続いて、昭和三十六年以降電債開銀債等数次にわたり政府保証外貨債の発行が行なわれた。また、民間企業に

おいても、昭和三十五年十二月戦後初の外貨社債たる川崎製鉄債四百万ドル(世界借款六〇〇万ドルと抱合せ)の発行以来、外債の発行は活発化している。

(一) かくしてわが国は、戦前に海外起債市場において示した外債発行国の地位を徐々に回復しつつあるが、これは、日本経済の成長性が海外の投資家に認識されるに至つたこと

(二) 貿易為替の自由化を背景に国際的な資本移動が円滑になつてきたことなどの理由によるものである。

しかして、このような海外起債市場におけるわが国の地位の高まりを契機に、世界経済の自由化の流れに対処して、産業構造の高度化を進める上に不足な国内資本をおぎない、且つまた、健全な外資の導入により国際収支の安定をはかる見地から、外資導入の本命ともいふべき外債政策を、今後一段と強化するため、今回、外貨公債発行のための恒久的な立法措置を講ずることが、妥当と考えられるに至つたものである。(注)

なお、昭和三十八年度においては、米貨公債六、〇〇〇万ドル(邦貨二一六億円)を発行し、この手取金二〇三億円を産業投資特別会計から、開発銀行へ一一八億円、道路公団へ八五億円貸付けることが予定されている。

(注) 昭和三十三年十二月、第三十一回国会において制定された産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律は、昭和三十三年度に限り三、〇〇〇万ドル(邦貨一〇八億円)を限度として外債を発行することができるとする単年度法であつた。

二 内容の説明

(一) 政府は、産業投資特別会計の貸付けの財源に充てるため、予算に定める金額の範囲内で、同会計の負担において、外貨債を発行することができる。

(二) 非居住者が買入れた外貨債の利子及び償還差益については、原則として租税その他の公課を課さない。

(三) 外貨債の発行条件その他必要な事項は、大蔵省令等で定める。

(四) この外貨公債の発行による収入金を産業投資特別会計の歳入に受入れることとする等同特別会計法に所要の改正を行なう。

三 審議の概要

(一) 主なる質疑応答

1 今回の立法は、外貨公債発行の権限を政府に付与する基本法であつて、これにより外債発行が極めて便利に行なえることとなるが、将来国内債の発行を必要とするに至つたときにも、このような基本法を制定し、その発行の便をはかるようにする考えであるか、との質疑に対し、外貨公債については、国内の資金需要が外債発行を必要とし、また海外市場の事情が許す場合には、引続き発行が可能であるようにするため、このような基本法の制定を考えたのであるが、国内債の問題については、現在そうした考えはないとの答弁がなされた。

2 租税その他公課の非課税規定は、これを起債法規のなかに入れず、租税特別措置として税法のなかで規定を設けてはどうかとの質疑に対し、現在の租税特別措置法の形では、規定が税目ごとに行なわれており、また外債利子等に対する非課税には地方税も含まれる点からみて、外債の起債法規中に一括して非課税規定を設けることが便利であると考えるとの答弁があつた。

3 そのほか、将来の外債政策に対する政府の方針、自由化の進展に伴う外資法改正問題、米国側の引受業者ファースト・ポストン会社とわが国の関係等について質疑応答がなされた。

(二) 委員会における討論

鈴木市蔵君(共)より反対討論がなされた。

○鈴木市蔵君

私は、日本共産党を代表して、外貨公債の発行に関する法律案に反対します。

この法案に反対する根本の理由は、産業投資特別会計が池田内閣のいう国づくり、すなわち新産業体制づくりのための一大資金源となっており、さらに今回の措置によつて外貨公債発行の窓口となり、さらに回を追うごとにその額を増大し、かくて金融的にもアメリカ独占資本への依存を強め、日本経済の従属的性格を深め、根本的にはわが民族と人民の利益にそむくことになると思ふからであります。

その具体的な例証の一つは、この外債借入れによつて百十八億円を日本開発銀行に貸し付けることになるのであります。日本開発銀行の出資金はその大部分が見返り資金であり、アメリカ金融資本の代理店の役割をになつております。しかも、開銀は池田内閣の特定産業振興という政策を推進する金融的一牙城となり、そのための体制金融を行なおうとしています。

かつてはアメリカの見返り資金がレッド・パージの資金となつたと同様に、今回の外債が合理化のあらしを吹きまくり、労働者の大量整理へのドルのむちとなる危険を隠しているものと言わざるを得ません。よつて、反対を表明いたします。

四 委員長報告

外貨公債の発行に関する法律案について申し上げます。

本案は、経済自由化の流れに対処して、産業構造の高度化並びに国際収支の安定をはかる等の見地から、外債政策の

基礎を確立し、健全な外資の導入を進めるため、外貨公債発行について恒久的措置を講じようとするものであります。

本案の概要について申し上げますと、政府は、産業投資特別会計の貸付の財源に充てるために、予算の定める金額の範囲内で、同会計の負担において、外貨公債を発行できることとしております。

また、この公債の消化を円滑にするため、非居住者が買入れた外貨公債の利子等について、非課税措置を講ずることとしております。

このほか、外貨公債の発行による収入金を産業投資特別会計の歳入に受け入れることとする等、同会計法に所要の改正を行なつております。

なお、昭和三十八年度に予定されております外貨公債発行額は、六千万ドルすなわち二百十六億円でありまして、その発行収入金は産業投資特別会計から開発銀行及び道路公団に対して貸し付けられることとなつております。

委員会の審査におきましては、外貨公債の発行権限に関する立法形式、将来の外債政策に対する政府の方針、自由化の進展に伴う外資法改正問題についての政府の考え等につきまして質疑がありました。その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、鈴木委員より反対の意見が述べられ、次いで、採決の結果、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

五 参考事項

(一) 衆議院における審議の概要

大蔵委員会においては、坪野米男君(社)より反対の討論、伊藤五郎君(自民)より賛成の討論がなされ、本会議においても、坪野米男君(社)より反対の討論、金子一平君(自民)より賛成の討論がなされた。

(二) 戦前外債の概況

戦前発行されたわが国の外貨債は、国債、地方債、社債を通じ英米仏貨債合計六八銘柄に及んでいるが、このうち三九銘柄はすでに戦前に償還済となり、また戦後一四銘柄を償還して昭和三十八年三月末現在では一五銘柄が残存するのみで、その内訳は次の如くである。

英貨債 (八銘柄)

二五、九八一千ポンド
(七二、七四六千ドル)

邦貨換算 二六、一八八、七九七千円

米貨債 (七銘柄)

三九、〇九三千ドル
計 (一五銘柄) 一一一、八三九〇

一四、〇七三、三七二千円
四〇、二六二、一六九〇

なお、戦前発行された外貨地方債及び社債は、戦時中に外貨債処理法(昭和十八年、法律第六十号)により、東京五分利公債を除きすべて国が元利払義務を承継し、国債となっている。

(三) 戦後の外貨債発行状況

発行銘柄	発行年月日	発行金額 (千ドル)	表面利率 (%)	期間	発行価格 (%)	応募者利廻 (%)	目的
新米貨公債 (第一回産投外債)	三四、一、一五	一五、〇〇〇	五・五	一五年	九八・〇〇	五・七〇〇	発電所建設資金
	〃	一、六〇〇	五・〇	三	一〇〇・〇〇	四・五〇〇	〃
	〃	三、〇〇〇	四・五	四	九九・一二	四・七四三	〃
	〃	五、〇〇〇	四・五	五	九八・九二	四・七五六	〃
	〃	七、〇〇〇	四・五				〃

電々債(1)	三六、四、一五	一五、〇〇〇	六・〇	一五年	九五・五〇	六・四七三	設備資金
開銀債(1)	三六、九、一五	一、七〇〇	五・一二五	三	一〇〇・〇〇	五・一二五	〃
	〃	一、七〇〇	五・一二五	四	一〇〇・〇〇	五・一二五	〃
	〃	一、七〇〇	五・二五	五	一〇〇・〇〇	五・二五〇	〃
大阪府市債(1)	三七、二、一	一〇〇、〇〇〇	六・五	一五年	九六・五〇	六・八七八	港湾整備
開銀債(2)	三七、五、一五	一七、五〇〇	六・〇	一五年	九六・〇〇	六・四一九	電力開発
電々債(2)	三七、九、一五	一八、五〇〇	六・〇	一五年	九六・〇〇	六・四一九	設備資金
開銀債(3)	三八、二、一	二二、五〇〇	六・〇	一五年	九六・五〇	六・三六六	電力開発
大阪府市債(2)	三八、三、一	一〇〇、〇〇〇	六・五	一五年	九八・五〇	六・六六〇	港湾整備
第二回産投外債(注)	三八、五、一	二七、五〇〇	五・五	一七年	九七・七五	五・七〇九	電力開発
川崎製鉄	三五、一二	四、〇〇〇	七・五〇〇	九年	一〇〇・〇〇	七・五〇〇	設備資金
住友金屬	三六、一	五、八〇〇	七・五〇〇	一三年	一〇〇・〇〇	七・五〇〇	設備資金
三菱化成	三六、一一	四、四二五	七・〇〇〇	九年	一〇〇・〇〇	七・〇〇〇	設備資金
日本軽金屬	三七、三	三、〇〇〇	七・五〇〇	一四年	一〇〇・〇〇	七・五〇〇	設備資金
国際電々	三七、九	一〇、〇〇〇	六・七五〇	一四年	一〇〇・〇〇	六・七五〇	太平洋海底ケーブル建設費

発行団体	発行額 (千ドル)	発行年月	表面利率 (%)	期間 (年)	発行価格 (%)	発行目的
日立製作	三七、九	一六、五〇〇	六・五〇	一五年	一〇〇・〇〇	設備資金
新三菱	三七、九	一〇、〇〇〇	六・五〇	一五年	一〇〇・〇〇	昭和三十七年度事業資金
東芝	三七、二二	二〇、〇〇〇	六・三七五	一〇〇・〇〇	六・三七五	事業資金
国際電々	三八、四	五、〇〇〇	六・五〇〇	一〇〇・〇〇	六・五〇〇	太平洋海底ケーブル建設資金
三井物産	三八、五	一〇、〇〇〇	六・三七五	一〇〇・〇〇	六・三七五	事業資金
日本通運	三八、六	一五、〇〇〇	六・五〇〇	一〇〇・〇〇	六・五〇〇	設備資金

(注) 本法律により、本年度において発行を予定されている六、〇〇〇万ドルのうちの第一回発行分である。
 四) 最近の米国における外債発行状況

発行団体	発行額 (千ドル)	発行年月	表面利率 (%)	期間 (年)	発行価格 (%)	発行目的
オーストラリア国債	三〇、〇〇〇	昭三七・一	五・五〇〇	二〇	九八・二五	借換資金
南ヨーロッパプライ ン会社債	四〇、〇〇〇	三七・三	五・五〇〇	二〇	一〇〇・五〇	パイプラインの建設 資金
ベルギー国債	三〇、〇〇〇	三七・四	五・二五〇	一五	九八・五〇	市中銀行からの借入 金の借換
オスロー市債	一〇、〇〇〇	三七・四	五・五〇〇	一五	九八・〇〇	市営の電力港湾ガス の建設資金
デンマーク国債	二〇、〇〇〇	三七・五	五・二五〇	一五	九七・七五	公共企業体による電 力開発資金
ニュージーランド国債	二五、〇〇〇	三七・五	五・二五〇	一五	九七・五〇	電力、道路その他公 共投資資金
日本開銀債	一七、五〇〇	三七・五	六・〇〇〇	一五	九六・〇〇	電力資金

発行団体	発行額 (千ドル)	発行年月	表面利率 (%)	期間 (年)	発行価格 (%)	発行目的
欧州石炭鉄鋼共同体債	二五、〇〇〇	三七・五	五・二五〇	二〇	九九・〇〇	共同体による石炭鉄 鋼生産の近代化及び 拡張資金
コペンハーゲン電々会社 債	一五、〇〇〇	三七・五	五・六二五	一五	九六・八〇	自動ダイヤル装置の 設置
オーストラリア国債	三〇、〇〇〇	三七・六	五・五〇〇	二〇	九七・五〇	公共事業開発、交通 機関の整備
ノルウェー国債	二〇、〇〇〇	三七・八	五・五〇〇	一五	九六・五〇	資本設備の購入及輸 入
日本電々債	一八、五〇〇	三七・九	六・〇〇〇	一五	九六・〇〇	電信電話設備資金
オーストラリア国債	二五、〇〇〇	三七・一〇	五・五〇〇	二〇	九九・〇〇	公共事業開発
日本開銀債	二二、五〇〇	三八・二	六・〇〇〇	一五	九六・五〇	電力資金
日本第二回産投外債	二七、五〇〇	三八・五	五・五〇〇	一七	九七・七五	電力開発

(五) ケネディ米大統領は昭和三十八年七月十八日米國議會に対し「國際收支特別教書」を提出し、ドル防衛策の一環として金利平衡税を提案した。この金利平衡税は、米國での外國証券(期間三年以上のもの)購入に対して二・七五%から一五%までの累進税を課し、結果的に米國の對外長期貸出金利を約一%引上げ、米國資本市場における外國の起債を抑制しよるとするものである。

この制度が立法化されるか否か、制度化された場合の細目や運用方法等については今後米議会の審議にまつこととなるが、本年度発行予定の産投外債および東京都債をはじめ、わが國の今後の國際收支対策、特に米國市場重点の外債政策について再検討を迫られるとの見方が關係当局において強まっている。

○東京港港湾区域における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券 に関する特別措置法

一 制定の理由

最近における著しい経済の拡大、人口の集中現象によつて、首都東京は、交通の混乱、輸送経路の輻輳、港湾施設の立遅れ、環境施設の劣悪化等都市の巨大化に伴う各種の弊害を露呈し、経済的かつ合理的都市活動を営む上に重大な支障をきたしている。

かかる現状にかんがみ、東京湾をめぐる各種の計画をも考慮しつつ

(1) 都市貨物流動体制の合理化

(2) 都市計画的にみた都市と港湾の有機的結合

を目的として、去る昭和三十六年三月、東京湾三港(東京、横浜、千葉)の港湾計画が決定され、東京港については、昭和三十六年度から、総事業費一、二四〇億円の「東京港整備及び埋立地造成事業十カ年計画」が進められている。しかし、この事業のうち、港湾区域における埋立地造成事業及びこれに付帯する道路及び水道等の整備事業については、造成地の売却により起債償還が可能なる点を考慮して、事業費六六八億円の一部三六〇億円(一億ドル)を、昭和三十八年度から、四年度にわたり、米国市場における外貨債の起債により資金調達を行うこととなつた。

政府としては、高度経済成長政策に基づいて、首都地域の経済拡大に対応する首都圏整備事業促進の見地から、この十

カ年計画が適切緊要なものと考え、この外貨地方債証券の発行消化を円滑ならしめるため、債務の保証及び利子等の非課税措置を講ずることが妥当と考えるに至つたものである。

なお、本年度予算で定められた保証限度額は、七二億円(二千万ドル)である。

二 内容の説明

(一) 政府は、当分の間、東京港港湾区域における土地の造成及びこれに付帯する事業に必要な経費の財源に充てるために発行される外貨地方債証券について、予算の定めるところにより、保証契約をすることができるとする。

(二) 非居住者の買入れた外貨地方債証券の利子及びその償還差益については、原則として租税その他の公課を課さないこととする。

三 審議の概要

主なる質疑応答

1 東京港湾の土地造成事業並びに関連事業の規模についての質問に対し、外債対象の事業として行なうのは、土地造成を主体とした六六八億円で、このほかに岸壁等の港湾整備事業が四七五億円、上屋、荷役機械系統の事業が九七億円であつて、合計一、二四〇億円の事業規模である。なお、漁業補償関係費としては、これらの事業費とは別個に三三〇億円を予定し、そのうち二五〇億円は都の交付公債で、残り八〇億円は現金で支払うこととなつてゐるとの答弁がなされた。

2 このほか、漁業補償費算出の根拠、埋立造成地の利用計画、造成地の売り払い方法及び価格の問題等につき質疑がなされた。

四 委員長報告

東京港港湾区域における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案について申し上げます。

東京都は、最近著しい産業経済の拡大と急速な人口の集中現象によつて、交通の混乱、港湾施設の立ちおくれ等、各種の弊害を見るに及んでおりますが、かかる現状を打開し、経済的かつ合理的な都市活動の機能を増進するため、昭和三十六年度から東京港整備及び埋立造成事業十カ年計画が進められております。しこうして、この事業のうち、港湾区域における埋立造成事業及びこれに付帯する道路、水道等の整備事業については、造成地の売却により起債償還が可能なる点を考慮して、外貨地方債証券の発行により資金調達を行なうことが計画されております。

本案は、この外貨地方債証券の発行消化を円滑ならしめるため、予算の定める限度内で国が債務の保証を行なうほか、この証券を買い入れた非居住者に対し、利子等の非課税措置を講じようとするものであります。

委員会の審査におきましては、東京港整備埋立事業十カ年計画の概要、漁業補償問題、埋立造成地の利用計画、造成地の売り払い方法及び価格の問題等につき質疑がございましたが、詳細は会議録によつて御承知を願います。

(以下、開銀法一部改正法の項参照……………(一一五頁))

五 参考事項

(一) 外債による埋立造成十カ年計画の概要

地区名	工種	全体計画 (二六年度—四五年度)		三八年度予算 (百万円)	使用目的
		坪数(千坪)	金額(百万円)		
大井埠頭	土砂採集・護岸 浚渫土流用等	二、四四七	一五、九一七	八九二	埠頭用地・鉄道都市施設用地
京浜二区	土砂採集・護岸 陸上運搬等	三五六	一、七九〇	八五八	埠頭用地・緑地・中小企業用地・高速度道路
京浜三区	土砂採集・護岸 等	一八六	九六〇	二二九	高速度道路・都市施設中小企業用地
十一号地	陸上運搬・護岸 道路等	三六一	一、四四六	一七五	埠頭用地(石油鉄鋼)緑地百米道路・中小企業用地
七号地	シ	二五二	九〇〇	三四八	埠頭用地・住宅・中小企業用地
十二号地	土砂採集・仮護 岸等	四三五	二、三〇七	六〇五	埠頭用地(石油建設資材)緑地・百米道路・トラックターミナル
十三号地	土砂採集・仮護 岸第七台場撤去 等	八一六	五、三〇〇	一、〇一〇	埠頭用地・百米道路・都市施設
十号地	土砂採集・仮護 岸等	三七九	二、六四〇	二七四	埠頭用地(鉄鋼)
十四号地	シ	七五八	五、四九〇	二、〇一八	埠頭用地(建設資材・木材)百米道路・都市施設用地
八号地	陸上運搬・護岸 等	一四六	四〇一	二三一	都市施設用地
越中島西部	シ	九〇	六三	四六	鉄道・中小企業用地
越中島東部	シ	一三	五五	五五	鉄道用地
品川埠頭	護岸・第一台場 撤去等		一二九	一二九	

(二) 埋立事業損益概要

道 路	橋 梁	上下水道	七五号地	晴海埠頭	諸 費	合 計
設計委託	上下水管					
三、八二二	三、〇一一	一六、〇〇〇	五四七	二		六、七四八
一一二	一一二	六九	五、六六三	一七	九三三	六六、八三三
					一三七	七、二〇〇

1 造成地総坪数 六、七八六、〇〇〇坪

売却坪数 四、〇一五、〇〇〇坪

民間に対する売却 三、二二九、〇〇〇坪

都に対する売却 七八六、〇〇〇坪

非売却坪数 二、七七一、〇〇〇坪

2 土地売却収入 一三三、七〇〇坪

民間に対する売却収入 一三三、七〇〇坪

都に対する売却収入 一五、七二〇坪

3 経 費 一一九、七三三坪

(三、二二九、〇〇〇坪) (a) 三八、〇〇〇坪

(七八六、〇〇〇坪) (a) 二〇、〇〇〇坪

(交付公債二五、〇〇〇百万円に対する利子)

(ほかに非売却地二、七七一、〇〇〇坪)

(三) 外債発行計画は次の通りである。

起債額	年度	三十八年度	三十九年度	四十年年度	四十一年度	合 計
外債起債額		二〇、〇〇〇千ドル	二五、〇〇〇千ドル	二五、〇〇〇千ドル	三〇、〇〇〇千ドル	一〇〇、〇〇〇千ドル
(円換算額)		七、二〇〇百万円	九、〇〇〇百万円	九、〇〇〇百万円	一〇、八〇〇百万円	三六、〇〇〇百万円

三十七年十二月現金支払済額 三三、〇〇〇百万円

三十八年五月現金支払予定額 五、〇〇〇

交付公債 二五、〇〇〇

(四) 外貨地方債証券発行に対して政府の債務保証を附した事例は次の如くである。

発行年月	発行者	種別	金額	目的
大正十五年十月	東京市	英貨債	六〇〇万ポンド	関東大震災復興費
昭和二年四月	シ	米貨債	二、〇六四万ドル	シ
シ	元年十二月	横浜市	一、九七四万シ	シ
シ	三十七年二月	大阪府及び市	一〇、〇〇〇万マルク	港湾整備及び工場用地の造成等
シ	三十八年三月	シ	一〇、〇〇〇万シ	シ

(注) 大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法(昭和三十六年法律第一二三号)により、政府が債務保証する大阪府・市債の第一年度、第二年度発行分である。

(五) 米国のドル防衛強化策関係

(外貨公債の発行注の項参照)

二〇五頁

○明治三十二年発行の英貨公債を償還する等のため発行する外貨公債に関する特別措置法

一 判定の理由と内容

わが国は、全国鉄道網の完成、製鋼事業創設等の資金調達のため、明治三十二年(一八九九年)ロンドン市場において、

第一回四分利付英貨公債一、〇〇〇万ポンド(当時の邦貨換算約九八百万円)を発行した。この公債は、償還期限五十五年の長期債で、昭和二十八年(一九五三年)十二月末に満期到来の予定であつたが、昭和二十七年(一九五二年)九月日本政府代表と外貨債所持人団体理事会との間に、ニューヨークにおいて締結された「戦前外債処理協定」に基づき、償還期限を昭和三十一年十二月末まで十年間延長して今日に至つた。

政府は、日英両国経済交流の推進、海外における起債市場の開拓等の見地から、かねてより英国政府に対し、この英貨公債の借換えを打診して来たのであるが、今回、英国大蔵省より原則的な同意を得たので、英国金融当局及び市中引受団と発行条件等について具体的交渉に入ることとなつたものである。

しかして、国債の借換えについては、国債整理基金特別会計法第五条の規定により、政府に起債権限が付与されているが、外貨公債の借換えの場合、国際慣行上一般の外貨公債と同様、利子の非課税措置等を講ずる必要があるため、国会会においてさきに成立した外貨公債の発行に関する法律(昭和三十一年・法律第六十三号)の一部を準用して、次の如き措置を定めようとするものである。

- (一) 政府は、外貨公債を紛失した者に対して交付するため必要があるときは、外貨公債を再発行出来る。
- (二) 非居住者が買入れた場合、利子及び償還差益について、租税その他の公課を課さない。
- (三) 発行地の法令又は慣習が「国債に関する法律(明治三十九年・法律第三十四号)の規定と異なるため、同法の規定によりがたい場合の措置その他必要な事項は、大蔵省令等で定める。

なお、この公債については、戦前から約四五〇万ポンドの買入消却が行なわれ、昭和三十一年三月末の償還残高は約五五〇万ポンドであるが、借換えは、端数を整理して五〇〇万ポンドに落着くものとみられている。発行条件については、ロンドン市場の状況からみて、利率は六%を若干こえる程度、期限は二〇〜二五年程度になるものと推定される。

また、外貨公債の借換えは、償還期限のほぼ一年前に行なうことを慣例とするが、今回の借換えについては、英国政府の同意を得たのがこの昭和三十八年六月中旬であったため、本年末の償還期限をひかえて具体的交渉の推進が急がれている。

二 審議の概要

主なる質疑応答

- 1 最近、国際競争力を増強するために、減税等の見地から、国債発行が議論されているが、政府の国債発行に対する基本方針如何との質疑に対し、国債の発行については社会資本充実の観点から慎重に検討すべきだが、当面の金融、財政事情からみて財政が急激に膨脹する要因もなく、税収も平均して増収が見込まれる状態なので、国債を発行しなくとも予算編成には問題はないとの答弁がなされた。
- 2 国際収支の安定、資本取引の自由化等の立場から、政府は外貨公債ならびに民間の外債募集の将来について如何なる方針を持つていかとの質問に対し、社会資本の充実その他資金の一部として、良質長期の外債は積極的に受け入れる方針だが、最近民間の外債募集がやや行き過ぎの面もあるように考えられるので、今後はわが国の対外信用や外国の受け入れ態度を勘案しながら発行の時期、金額等について適当に「交通整理」を行なう方針であるとの答弁がなされた。
- 3 そのほか、第二次大戦中に行なわれた外債処理の経緯、貿易外収支の赤字対策、借換え交渉にのぞむ政府の態度等について質疑応答がなされた。

三 委員長報告

明治三十二年発行の英貨公債を償還する等のため発行する外貨公債に関する特別措置法案について申し上げます。

わが国は、明治三十二年一千万ポンドの英貨公債を発行いたしました。この公債は本年十二月末をもって償還期限が到来する予定でございます。

政府は、日英経済交流の推進、海外起債市場開拓等の見地から、かねてより英国政府に対し、この公債の借りかえを打診してきたのでございますが、先般、英国大蔵当局より原則的同意を得ましたので、今後発行条件等について具体的交渉に入るこゝとなつたものでございます。

しこうして、本案は、借りかえのため発行される外貨公債につきましても、一般の外貨公債と同様の取り扱いをするのが国際慣行となつておりますので、今国会においてさきに成立いたしました外貨公債の発行に関する法律を準用し、公債を紛失した者に対する再発行、利子に対する非課税措置等、所要の措置を講じようとするものでございます。

委員会の審議におきましては、戦時中行なわれた外債処理の経緯、内国債及び外貨公債に対する政府の基本的考え方、民間外債に対する政府の方針、貿易外収支の赤字問題、借りかえ発行の具体的交渉に臨む政府の態度等について質疑がございましたが、詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

四 参考事項

(一) 明治三十二年発行の第一回四分利付英貨公債の概要

明治政府は、(1)全国鉄道網の完成、(2)東海道線全線複線化等鉄道改良事業、(3)北海道の鉄道建設、(4)製鋼事業の創

設、(5)電話事業の拡張等、の事業資金調達のため、明治三十一年度において約八千万円の内国債を募集する予定であつたが、明治二十九年及び三十年の農産物の凶作等により、国内金融が逼迫し、国内でこれらの国債を募集することが困難であつたので、明治三十二年に至り当時世界経済の中心であつたロンドンにおいて一、〇〇〇万ポンドの公債を募集することとなつた。ロンドンにおける募集にあつては、パース銀行、香港上海銀行、チャータード銀行及び横浜正金銀行からなるシンジケートに公債を引受発行させることとし、パンミュア・ゴードン商会を発行仲買人と定めた。なお、発行条件は、利率年四分、発行価格は額面百ポンドにつき九〇ポンド、応募者利回四・四九二%、償還期限は五十年であつた。

(二) 昭和三十八年三月末現在未償還の英貨債は八銘柄であつて、その細目は次の通りである。

銘柄	償還期限	残高
第一回四分利付英貨公債	昭和三十八年二月三十一日	五、五三二 <small>千ポンド</small>
第三回	〃 六〇〃	六、六八八
六分利付英貨公債	〃 四四〃	四、一四一
五分半利付英貨公債	〃 五五〃	四、四八一
横浜市五分利付英貨水道第二公債	〃 三九〃	二七七
東京市五分半利付英貨公債	〃 四二〃	一、六七六
東京電燈株式会社第一番抵当六分利付英貨社債	〃 四三〃	三、一五六
大阪市築港公債	〃 六六〃	三〇
		(三〇、三〇四)

合計

二五、九八一 (二六、一八八、七九七)

(三) 外貨公債を借換えた事例は次の通りである。

(1) 明治四十年発行五分利英貨公債

発行額	二、三〇〇万ポンド	利率	年五分
発行価額	九九・五%	応募者利回	五・〇二九%
目的	日露戦費調達のため発行の明治三十七年発行六分利英貨公債償還のため		
募集地	ロンドン及びパリ	代 表	高橋 是清

(2) 昭和五年発行五分半利英貨公債及び五分半利米貨公債

発行額	英貨公債 一、二五〇万ポンド	利率	年五分五厘
	米貨公債 七、一〇〇万ドル		年五〃五〃
発行価額	九〇%	応募者利回	六・〇二二%

目的 明治三十八年発行第二回四分利英貨公債償還のため

募集地 ロンドン及びニューヨーク 代 表 津島 寿一

(四) 英国市場における最近の外債起債状況

発行年月日	発行国	発行額	償還期限	残高
三七、五	ニュージーランド	一、二五〇千ポンド	アイスランド	三七、二二
二〇、〇〇〇千ポンド			ベルギー (注)	三八、五
発行総額		二〇、〇〇〇千ポンド		二〇、〇〇〇千ドル

表面利率	六・〇%	六・五%	五・〇%
発行価格	九八・五%	九七・五%	
償還期限	一一、五年	二一―二六年	三十五年
応募者利回	六・一七%	六・七%	

(注) この発行はユーロ・ドルを対象としたものである。

○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律

一 制定の理由

今日、わが国をめぐる国際輸出環境は、欧米諸国との競争の激化や低開発国の慢性的な外資不足等により、今後きびしさを加えていくことが予想され、日本輸出入銀行に対する資金需要は、ますます増大していくものとみられるのであるが、これらの要望にこたえ、当銀行がその業務を円滑に行っていくために資金の充実を図つたものである。

二 内容の説明

日本輸出入銀行の資金は、自己資金の外は、産投会計からの出資及び資金運用部からの借入によつて調達されているが、当銀行設立の目的にかんがみ、現在貸出平均金利は四・三%―四・四%程度にすぎず、資金の調達は、資金コストの関係上、六・五%の利息を要する資金運用部資金の借入はへらし、できるだけ出資によつて賄われることが望ましいわけであつて、今回資本金を二〇〇億円増額して、一、一八三億円にしたものである。

三 審議の概要

(一) 主なる質疑

- 1 日本輸出入銀行の資本金と借入金の構成割合が当初とは異り借入金の方が多くなつてきているが、その理由は何か。
- 2 ここ数年間の貸出実績をみると計画を一〇%程度下廻つているが、一方中小金融については非常に資金繰りが窮屈になつている。それにも拘らず三十八年度の出資金を二〇〇億円と計算したのはいかなる理由によるものか。
- 3 貸出計画に対して実績が下廻つている理由の一つとして、審査手続きの煩雑さがあげられているがその実情はどうか。資金運用を合理的に行なうための具体的な方策はどうか。

四 委員長報告

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

日本輸出入銀行は、プラント輸出金融を中心として、輸出入及び海外投資に関する金融を行なつておりますが、昭和三十八年度におけるわが国経済の基本的課題である輸出の拡大のためには、わが国をめぐる国際輸出環境がきびしさを加えております今日、同銀行に対する資金需要はますます増大するものと考えられます。同行の融資は長期低利の資金でありますので、同銀行がその業務を円滑に進めていくためには、無利子である出資金により資金の調達をはかる必要があります。したがうしまして、同銀行の資本金を二百億円増額して一千百八十三億円にしようとするものであります。委員会におきましては、昭和三十六年度に引き続き、本年度においても実績が当初事業計画を一割程度下回る見込みで

あること、融資審査の実情及び資金の運用を合理的に行なうための方策等について熱心なる質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

(以下、開銀法一部改正法の項参照).....(二二五頁)

五 参 考 事 項

(一) 昭和三十八年度事業計画及び資金計画

		(単位 億円)	
		昭和37年度	昭和38年度
事業計画	輸出金融	1,150	1,240
	輸入金融	15	20
	投資金融	85	40
	計	1,250	1,300
資金計画	政府出資金	200	200
	資金運用部借入金	610	610
	回収金等	440	490
	計	1,250	1,300

(注) 37年度は当初予定額

(二) 昭和三十七年十二月末主要勘定

(単位 百万円)	
貸付金	241,071
(輸出金融)	206,153
(輸入金融)	3,594
(投資金融)	31,324
有価証券	2,389
払込未済資金	5,500
借入金	143,952
保証債務	8,222
貸倒準備金	4,839
資本金	98,300
準備金	1,862

(三) 最近五カ年間品目別貸付状況

		(単位 百万円)					37 (4~12)	開行以来 の合計	37年12月 末残高
		32年度	33	34	35	36			
輸 入	船舶機械品他計	644	347	1,266	447	1,346	862	5,042	3,594
	造船機械品	43,026	29,925	33,934	39,485	42,217	34,245	330,349	88,909
	汽船機械品	5,416	2,967	2,433	6,742	9,195	12,081	59,911	20,617
	航空機	881	1,951	3,957	5,037	7,592	4,917	28,359	19,109
	織機	725	29	—	603	292	1,753	4,190	2,149
	通信機	534	1,989	4,636	4,846	6,355	4,747	37,570	16,360
	繊維製鋼	213	2,075	4,858	2,735	3,911	1,482	20,223	8,466
	鉄鋼	2,825	2,382	7,172	15,873	21,492	11,516	69,735	50,544
	その他	53,620	41,318	56,990	75,320	91,053	70,740	550,334	206,153
	輸 出								

投資	4,468	5,423	6,529	8,683	11,183	3,026	40,943	31,324
合計	58,732	47,088	64,784	84,450	103,582	74,628	596,317	241,071

(四) 最近五カ年間地域別貸付状況

	32年度	33	34	35	36	37 (4~12)	開行以来 の合計	37年12月 末現在
東 ア ジ ア	1,584	1,540	1,613	2,484	3,960	3,211	25,302	6,261
東南 ア ジ ア	5,459	6,074	19,530	27,489	22,306	20,588	138,039	68,341
西 ア ジ ア	538	827	1,278	9,357	10,724	2,742	27,847	15,020
北 米	4,524	4,803	3,168	766	428	40	17,359	12,076
中 南 米	7,284	8,138	15,261	19,191	23,051	14,245	120,489	61,206
ヨーロッパ	2,151	3,116	5,491	13,104	34,099	17,034	84,294	47,618
アフリカ	37,073	22,590	18,419	11,844	9,015	16,680	182,292	30,513
大洋州	119	—	25	214	—	88	697	37
計	58,732	47,088	64,784	84,450	103,582	74,628	596,317	241,071

(単位 百万円)

(五) その他

1 日本輸出入銀行の金利

- 輸出 (通常) 四% (業務方法書上四~七%)
- 輸入 (通常) 六・五% (同 四・五~七・五%)
- 投資 (通常) 七% (同 四・五%以上)

2 民間銀行との協調融資の貸付割合等

国内業者に対する輸出金融及び輸入金融については市中金融機関との協調融資を原則としており、通常七割以内となつては、現在は輸出金融は八割、輸入金融は七割とされている。

なお、海外投資及び海外事業金融については、その必要資金の七割以内に限つて融資を行なうことになつては、現在は五割となつてはいる。

3 輸出金融における融資対象品目の拡大

輸銀では、従来輸出金融についてはプラント輸出に限つていたが、三十七年七月に、鉄鋼製品または非鉄金属及び耐久消費財のうち貸付を行なうことが適当と認められるもの、又輸出契約にもとづく対価の支払条件その他の理由により貸付を行なうことが適当と認められるもの迄対象品目を拡大した。

○日本開発銀行法の一部を改正する法律

一 制定の理由及び内容の説明

日本開発銀行の貸付原資は、自己資金の外は政府借入れ、外国金融機関からの借入れ及び外貨債券の発行によつて調達

されるが、産投会計における出資財源の不足から新規の出資は殆ど期待できず、政府借入金を中心として調達されなければならぬ状態である。

現在、借入れ及び債券発行限度額は自己資本の二倍(五、五四一億円)となつてはいるが、現在のままでは昭和三十八年度における借入れ予定額八一億円を執行すると、同年度末における借入れ等の余力は一七四億円を残すのみで、著しく弾力性を欠いてくる。一方貸付及び保証限度額は、現在自己資本と借入れ等限度額との合計額(八、三二一億円)となつており、現状のままでは昭和三十八年度の貸付及び保証見込額一、三〇一億円を執行すると同年度末には二八六億円限度額を超過する計算となる。従つて、この際借入れ等限度額を自己資本の三倍に改めることにしたものである。

この結果昭和三十八年度末における借入れ等余力及び貸付等余力は、それぞれ二、九四四億円、二、四八五億円となる。

二 審議の概要

(一) 主なる質疑

開銀は産投会計から外貨債発行による資金一一八億円を借り入れることになつてはいるが、これは通産省で準備している特定産業振興臨時措置法案や自動車業界等に対する三〇億円の体制金融に振り向けようとしてはいるのではないか。今後この方向が更に強化され、自由化対策という名目を附して外貨債発行による借入金が開銀を通してどんどん流れていき、また、これら開銀融資を通して企業の合併集中化が行なわれようとしているのではないか。等の諸点について質疑がなされた。

三 委員長報告

次に、日本開発銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

日本開発銀行は、開行以来、基幹産業を中心に長期設備資金を供給し、もつてわが国経済の再建及び産業開発の促進に努めて参りましたが、貿易・為替の自由化の進展に即応して、今後わが国産業構造の高度化と質的強化のための資金需要が増大していくものと考えられます。現在、同行の借入れ及び債券発行限度額は自己資本の二倍となつており、その貸付及び保証限度額は、自己資本と借入れ等限度額との合計額となつておりますが、現状のままでは、昭和三十八年度において予定しております貸付及び保証計画が限度額をこえることとなりますので、この際、資金源を拡充するとともに、貸付等業務の拡大をはかるため、借入れ等限度額を自己資本の三倍に引き上げようとするものであります。

委員会における審査の詳細につきましては、会議録によつて御承知願います。

かくて質疑を終了し、三案を一括して討論採決の結果、いずれも多数をもつて可決すべきものと決定いたしました。

(東京港港湾区域土地造成事業外貨地方債証券特別措置法、輸銀法一部改正法と一括報告)

四 参考事項

(一) 昭和三十八年度事業計画及び資金計画

(単位 億円)

		昭和38年度	昭和37年度
資金運用	貸付	1,130	985
	(電力)	240	230
	(海運)	230	218
	(地方開発)	225	200
	(その他)	435	337
資金調達	資金運用部資金借入	758	570
	産業投資特別会計借入金	118	0
	外債発行手取金	0	101
	回収金等	254	314
	計	1,130	985

(注) 昭和37年度は当初計画実績は電力及びその他貸付けが増加して合計1,202億円となった。

(二) 昭和三十七年十二月末主要勘定

(単位・百万円)

貸付金	6,597
(貸付金)	6,584
(外貨貸付金)	1,012
有価証券	46
借入金	4,349
(政府借入金)	3,336
(外貨借入金)	1,012
外債債券	136
支払承諾	538
貸倒準備金	220
法定準備金	376
資本金	2,340

(三) 最近五年間業種別貸付状況

当初は重要基礎産業である電力、海運、鉄鋼、石炭に融資の重点がおかれていたが、その後、鉄鋼、石炭の比重が下つてきた一方昨年度からは特定機械や地方開発の比重が増している。

昭和三十七年度においては、一時低下の傾向にあつた海運、石炭や硫安向融資が不況産業対策として大幅に増加しているが、この傾向は昭和三十八年度もつづくものとみられる。

(単位 億円)

年 度	32	33	34	35	36	37
電 力	300	250	250	205	208	230
海 運	193	188	179	144	157	218
地方開発	0	0	34	70	170	200
石 炭	39	78	55	75	77	125
特定機械	20	25	28	28	71	80
硫 安	4	0	12	14	12	143
そ の 他	61	79	122	124	130	137
計	617	630	680	660	825	1,123

(注) 37年度は実績見込

(四) 開銀債の発行状況

昭和二十八年以来、電力・鉄鋼向設備資金源として重要な役割を演じてきた世界銀行借款(十九件、三億一、七〇〇万ドル)は、わが国経済力の上昇とともに困難となり、昭和三十六年度以降は行なわれていない。このため、三十五年

に外貨債券発行の途が開かれ、昭和三十六年度二、〇〇〇万ドル、昭和三十七年度四、〇〇〇万ドル計六、〇〇〇万ドルが発行された。

なお、昭和三十八年度においては発行の予定はなく、産投外債による調達分として一一八億円を借入れることになっている。

(五) 国庫納付金の推移

(単位 百万円)

26	0.
27	5.011
28	10.845
29	9.747
30	9.946
31	12.755
32	14.303
33	12.459
34	12.545
35	13.096
36	12.462

(六) 開銀による地方開発向融資は昭和三十四年度から積極的に推進されてきたが、昭和三十六年度からは資金枠も大幅に増え、対象地域も従来の九州、四国の外、中国、北陸及びこれらに準ずる地方に拡大された。

融資は昭和三十六年度においてみると産業構造高度化向が件数、全額とも過半数をしめ、地方別には九州が四〇%をしめている。又地方資本に対するもの四八%、対象企業の規模では資本金一億円未満の中小企業に対するものが四六%をしめている。

(七) その他

1 金利

八・七%

基準金利

特別金利

六・五%

右のうち、特別金利の適用を受けている業種は、電力、海運等で、開銀融資の大部分をしめている。そのため、平均金利は基準金利を大幅に下廻っているが、昭和三十八年度における平均金利も六・七四%程度とみられている。

2 延滞状況

昭和三十七年十二月末における延滞は約五〇億円で総貸付に対し、〇・八%程度であるが、この外海運については、全体としての償還期限の枠の中で内入猶予を認められているものが約四〇〇億円程度ある。

○金融緊急措置令を廃止する法律

一 制定の理由

金融緊急措置令は戦後におけるインフレの急進に対処するため、昭和二十一年二月十七日、経済危機突破総合政策の一環として公布施行された緊急勅令である。

その内容は、預金等の封鎖、融資の制限及び禁止、資金の保有方法、金融機関の範囲、債権関係の特例、その他の法令との関係及び罰則等であるが、封鎖預金については既にその使命を終え、金融機関に対する融資の制限及び禁止については経済情勢が著しく改善された今日、勅令の形をもつて資金の統制を行なうことは適当ではないと考えられるので今回この措置令を廃止することにふみきつたものである。

二 内容の説明

- (一) 金融緊急措置令を廃止する。
- (二) 措置令の廃止に伴い、経済関係罰則の整備に関する法律(昭和一九年法律第四号)別表乙号第二四号を削除する。
- (三) この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用についてはなお、従前の例による。
- (注) 経済関係罰則の整備に関する法律別表乙号には、収賄罪等の適用されるものとして、特殊の法令により設立せられたる会社、鉄道事業・電気事業・瓦斯事業その他の独占事業を営み若しくは経済の統制に関する業務をなす会社若しくは組合又はこれらに準ずるものが掲げられている。

三 審議の概要

(一) 主なる質疑

- 1 金融緊急措置令制定の目的について
政府は戦後におけるインフレの急進に対する措置であるとしているが、真の目的はこれによつて銀行の救済をはかり、また、当時の極端に劣悪であつた食糧危機に対処しようとしたものではなかつたか。
- 2 封鎖預金はどのように処理されてきたか。
- 3 金融緊急措置令の廃止法案を提出するに至るまでの経緯はどうか。
- 4 経済関係罰則の整備に関する法律違反事件の処理状況はどうか。また金融緊急措置令廃止前になした行為に対し罰則の適用を残した理由は何か。
- 5 金融機関資金融通準則の運用状況はどうであつたか。また同準則廃止後いわゆる不要不急産業に対する取扱いはいかにするのか。

(二) 附則第三項において、本法施行前になした行為については罰則の適用を残すことになつてはいるが、この点について衆議院の一部議員より削除の申し出があつた。その理由は、融資準則の廃止については既に二年前にこれを廃止したい旨の申し入れが大蔵省から法務省に対して行なわれており、これが調整に手間どつたため今日迄遅れたのであるから、罰則の適用については考慮すべき情状があるということであつた。しかしながら、経済関係の罰則については適用を残すのが通常であり、経済関係罰則整備法の前二回の改正においても同様の措置をとつてはいること、また既に罰則の適用を受けた者との均衡の問題もあり本法の廃止が行なわれるだけでも相当の情状酌量が期待されるので敢えてより一層の優遇をする特段の理由もないこと。また政府においても法の平等性の維持及び二十六名の特定の人を免訴にするために本法の廃止を提案したとみられることは政治の姿勢をただすという意味からも適當ではないとの理由からこの措置をとつたこと等を考慮して各会派ともこれをとりあげないことに固まつた。

四 委員長報告

ただいま議題となりました金融緊急措置令を廃止する法律案について、その内容、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

金融緊急措置令は、主として終戦後におけるインフレの急進に対処するため、預金等の封鎖、融資の制限及び禁止等について規定した緊急勅令でございますが、封鎖預金については、すでにその使命を終え、また金融機関に対する融資の制限及び禁止については、経済情勢が著しく改善された今日、勅令の形をもつて資金統制の道を残すことは、適當ではございませんので、今回これを廃止しようとするものでございます。

委員会におきましては、今回、金融緊急措置令を廃止することに踏み切つた経緯、同措置令が戦後における緊急金融対

策として果たしてきた役割、経済関係罰則の整備に関する法律違反事件の処理状況、罰則の適用については従前の例によることとした理由、その他、金融機関資金融通準則の運用状況等について、熱心なる質疑が重ねられました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

かくて質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上御報告申し上げます。

五 参 考 事 項

(一) 金融機関資金融通準則の廃止

この準則は、金融緊急措置令第六条及び第七条、同施行規則第十三条にもとづいて昭和二十二年三月一日大蔵省告示第三十七号として公布施行されたものであるが、戦後における経済の再建にあたり、金融機関のもつ限られた資金を重点産業部門に集中させるため、金融機関が資金を運用するにあたり自主的に守らねばならない準則を規定しており、別に産業資金貸出優先順位表が添付されている。

政府はかねてより準則の廃止を検討していたが、今回これが廃止に踏切ることになったため、その根拠法規である措置令を廃止することになったものである。しかしながら、準則の廃止に伴い今後適正なる融資が確保されるよう何らかの方策が必要とならう。

(二) 封鎖預金に関する経緯

1 昭和二十一年二月十七日 金融緊急措置令、日銀券預入令公布施行

新旧券の交換と旧券の流通禁止と関連して金融機関の預貯金を封鎖し、自後の新円払出を特殊な場合に限つたが、

これにより通貨量の減少をはかるとともに、金融機関に回収された資金の重点的な運用をはかつて再建資金を供給しようとしたものである。

2 昭和二十一年八月十一日 金融緊急措置令施行規則改正

封鎖預金の第一、第二区分の実施

3 昭和二十一年八月十五日 金融機関経理応急措置法公布施行

昭和二十一年八月十一日午前零時をもつて金融機関の勘定を新旧に分離し、新勘定に第一封鎖預金を属せしめて措置令施行規則第五条に規定する額を限度として現金支払を認め、第二封鎖預金は旧勘定に属せしめて凍結した。

4 昭和二十一年十月二十九日 金融機関再建整備法施行

本法は、同時に施行された戦時補償特別措置法に伴う金融機関の再建整備を内容とするが、あらかじめ分離凍結されていた旧勘定の整理方法、損失の処理方法が定められ、昭和二十三年三月三十一日までに最終処理を行なうことになった。

なお、最終処理の完了により、新旧勘定の区分は消滅し、これに伴い、旧勘定において切捨てられなかつた第二封鎖預金は第一封鎖預金に組替えられ、切捨ての対象となつた第二封鎖預金等は調整勘定の内部において整理されることになった。現在この勘定をもつているものは、須磨、徳島の二信用金庫である。

5 昭和二十三年七月二十一日 金融緊急措置令一部改正

第一封鎖預金解除により新円一本の体制となつた。

○北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律

一 制定の理由

北海道東北開発公庫は、北海道及び東北地方の産業の開発を促進するため、これらの地方において、鉱業・農林畜水産加工業、交通運輸業その他の事業を営む者に対し、長期資金を供給するため設けられた（昭和三十一年北海道開発公庫がまず設立せられ、翌三十二年東北が加えられた）ものであるが、これらの地方における産業開発の進展に伴い、公庫に対する資金需要は年々増加している。然し乍ら、貸出原資の大半をしめる公庫債券の発行余力も僅少（債券発行限度は資本金の二〇倍であるので現在五〇〇億円で、昭和三十七年度末における余力は八億円となる予定）となつているので、公庫の自己資本の充実ははかるとともに債券発行限度を引上げる必要が生じたものである。

二 内容の説明

現在北海道東北開発公庫の資本金は二五億円であるが、産投会計から一〇億円を出資して三五億円とする。

三 審議の概要

(一) 主なる質疑

- 1 第二次北海道総合開発計画における公庫の役割及び計画達成の見通しはどうか。
- 2 北海道及び東北両地方に対する資金の配分及び貸付実績はどうか。
- 3 公庫の出資及び融資により、北海道及び東北地方における産業の開発がどのように推進されてきたか。

- 4 その他公庫の運営及び業務の状況等について質疑がなされた。

四 委員長報告

ただいま議題となりました北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案につきまして、その内容、委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

北海道及び東北地方における産業開発の進展に伴い、公庫に対する出資及び融資の要請は年々増大しておりますが、同公庫の貸出原資の大半を占めております債券の発行高が、昭和三十七年度末においてその限度額に達する見込みでありますので、この際、公庫の資本の充実ははかるとともに、債券発行限度額を引き上げるため、産業投資特別会計から十億円を出資し、公庫の資本金を三十五億円にしようとするものであります。

委員会におきましては、公庫の運営及び業務の状況、公庫の出資及び融資によるこれらの地方の開発の進捗状況、第二次北海道総合開発計画の構想、北海道及び東北地方への資金の配分等につきまして、熱心なる質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

かくて質疑を終わり、採決の結果、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

五 参考事項

(一) 昭和三十八年度事業計画及び資金計画

事業計画

貸付金

出資

資金計画

二五二億円

三〇

政府 出資
 公庫 債発行
 資金 運用部引受
 簡保 引受
 公 募
 自己 資金
 資金 調達の推移

一〇〃
 一七五〃
 一六五〃
 三〇〃
 八〇〃
 七〇〃

(単位 百万円)

区分 年度	計	自己 資金	債券 発行高	政府 借入金	政府 出資金
31	4,589	△ 11	600	3,000	1,000
32	11,898	△ 2,502	6,900	6,000	1,500
33	14,099	3,099	3,500	7,500	0
34	14,217	2,217	6,000	6,000	0
35	15,927	4,927	6,000	5,000	0
36	18,456	4,456	14,000	0	0
37 予定	23,000	7,000	14,000	2,000	0

(注) △……事務費等持出になつた金額

③ 業務状況

1 昭和三十七年十二月末出融資残高

(単位 百万円)

業 種	北 海 道			東 部			計		
	件 数	金 額	構 成 比	件 数	金 額	構 成 比	件 数	金 額	構 成 比
1 石炭可燃性天然ガス 又はその他の未開発の 鉱物資源の利用率の 高い工業	43	1,703	4.0	73	10,311	29.8	116	12,014	15.5
2 農林畜水産物の加工 度の高い工業	(1) 148	(200) 19,915	46.4	(2) 58	(65) 4,405	12.7	(3) 206	(265) 24,320	31.4
3 鉱業及び精錬業	22	2,224	5.2	(1) 6	(40) 5,766	16.7	(1) 90	(40) 9,900	10.3
4 交通運輸業	(6) 130	(192) 7,516	17.5	29	1,135	3.3	(6) 159	(192) 7,651	11.2
5 その他主務大臣の指 定する事業	(4) 148	(195) 11,533	26.9	207	12,961	37.5	(4) 355	(195) 24,494	36.6
計	(11) 491	(587) 42,891	100.0	(3) 435	(105兆) 34,578	100.0	(14) 926	(692) 77,469	100.0

(注) 1. 業種は業務方法書の分類による。
 2. ()は出資

業種	分類	件数	金額		構成比
			百万円	%	
北海道	紙及びパルプ工業	2	11,145	25.9	
	海上運送業	4	4,695	11.0	
	甜業糖工業	2	4,612	11.0	
	窯業土石製品製造業	5	2,864	6.6	
	港湾運送業及び港湾附帯施設整備事業	4	1,987	4.6	
	苫小牧港開発事業	5	1,820	4.2	
東北	化学工業	5	1,592	3.7	
	ガス化学工業	1	8,888	25.7	
	金属鉱物採掘及び精錬業	3	4,727	13.5	
	化学工業	5	4,184	12.1	
	鉄鋼業	5	3,438	9.9	
	紙及びパルプ工業	2	1,945	5.5	
	窯業土石製品製造業	5	1,724	5.0	
甜業糖工業	2	1,200	3.4		

○外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律

一 制定の理由

外国保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第百八十四号)によれば、外国保険事業者が日本において保険事業を営む場合には、大蔵大臣の免許を必要とし、非免許のものは営業できないことになっている。すなわち、免許をうけない外国保険事業者を相手とする付保については「何人も日本において免許をうけない外国保険事業者の締結する保険契約について代理又は媒介の行為をしてはならない」と規定している。

しかしながらこの規定は、代理又は媒介をするいわゆるブローカーを対象とするところに問題があり、物件の調査、情報の提供などの代理又は媒介に至らない行為、あるいは代理又は媒介の行為をしても短期間で出国し、その後保険証券等を郵便をもつて日本にいる契約者に直送してくるような場合には現行法での規制が困難であり、さらに手紙等で日本の契約者と直接交渉して契約を結ぶ場合には何等の規制も講じえない事情である。

昭和二十四年の立法当時の状況においては、現行規定をもつて非免許の外国保険事業者が日本において活動しうる余地を一応抑制できるものと考えられていたが、最近における国際間の交通通信の発達によつて代理店ブローカー等を常駐させることなく、直接交渉することが容易な情勢下におかれ、既に損保関係において、非免許会社と契約した実例も二、三あるやに仄聞されている。

このような現行規定の不備から、かりに非免許外国保険事業者の進出を許すこととなる場合を想定すれば、いわゆるねらい射ち契約によつて当初は甘い条件で契約者を引きつけ、漸次条件をきびしくして契約者に不測な損害を与えるおそれ

があり、また嚴重な規制をうけている免許事業者と比較して有利な立場に立っている関係上、不公正な競争によって保険事業の市場を乱し、その健全な発達を阻害する結果を招来するおそれなしとしないので、今回これらの日本における事業活動を有効に規制できるような規制措置を講ずる必要があると判断されたものである。

一四〇

二 内容の説明

- (一) 外国保険事業者が免許をうけて日本で保険事業を営むためには、日本に支店等を設けて行なう場合に限定する。
- (二) 日本に支店等を設けない外国保険事業者は原則として日本にある人又は財産及び日本国籍の船舶、航空機について保険契約を締結してはならないこととする。
ただし、再保険契約、海上積荷保険、海外旅行傷害保険等及び大蔵大臣が許可するもの(地震保険等が予想される)については、保険契約を認めることとする。
- (三) 免許をうけた外国保険事業者は、日本にある人、又は財産等に係る保険契約は日本において契約を締結しなければならないこととする。
- (四) 非免許外国保険事業者が、日本にある人、財産等に係る保険契約をした場合の罰則、その他所要の規定を整備する。

三 審議の概要

- (一) 委員会における主なる質疑
1 自由化対策として為替、外資関係法の法律改正を講ずる必要はないか。自由化に伴ない外国業者の国内進出の激化が考えられないか。外国業者を整理する意向はないか。

- 2 支店等の概念は何か。またその具体的な要件は何か。供託金積立の実情、営業状況、再保険の利用状況、AIUの実態、海外進出状況はどうなっているか。

(二) 委員会における討論

委員会においては鈴木市蔵君(共)より反対討論がなされた。

○鈴木市蔵君 私たちは、この法案が自由化ということについてやはり一応先を見越した法案の一つだというふうな見地で、ずつと委員会で質問いたしました。この点について明確なお答えがなくなつて、むしろ、いや、それは当面の自由化の対策とは違ふのだという御説明でしたけれども、この辺がどうも明確ではない。おそらく、私は、やはり外資法やその他の問題との関連をもつて、すべてこれらの問題がやがて一連の法的関係として出てくるのではないかと、いう予感がしてならないのです。したがつて、こういうようなものを一つ一つこま切れに出してくるということに非常な不安を感じ、疑惑を感じるわけです。この法律それ自体は、国内の保険業者を擁護するという立場に立っているという点で、この法律自体のことについてはわかりますけれども、そういうつまり自由化問題に対する全般的な全貌的な立場が明確にならないという観点で、私たちは、一見妥当のように考えられる問題でありますけれども、その本質において不明確であるという点では、遺憾ながら賛成できかねるということなのです。

四 委員長報告

まず、外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における国際間の交通通信の急速なる発展に伴いまして、免許を受けない外国保険事業者が、日本において免許を受けたものと同様に保険事業を行なうことがきわめて容易な情勢となり、これが免許会社及び契約者に及ぼす影

警少なからざる実情にかんがみ、今回これらの非免許会社が日本における事業活動を有効に規制できるような所要の措置を講じようとするものであります。

その概要を申し上げますと、外国保険事業者が免許を受けて日本で保険事業を営むためには、日本に支店等を設けて行なう場合に限定することとし、日本に支店等を設けない外国保険事業者は、日本にある人または財産等について保険契約を締結してはならないこととするとともに、罰則その他所要の規定の整備をはかることとしております。

委員会におきましては、免許外国会社の実情、再保険契約の動静、為替自由化との関連性及び自由化に伴う影響等につきましまして、熱心なる質疑応答がかわされたのでありますが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、鈴木委員より、「本案は自由化問題と直接の関係がない旨の答弁がなされているが、この点必ずしも明確でなく、将来自由化を実施する時期において一連の関係が生じてくる予感があるので賛成できない」との反対意見が述べられ、採決の結果、多数をもつて、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

五 参考事項

(一) 衆議院における審議の概要

大蔵委員会においては、参考人として社団法人生命保険協会会長弘世現君、社団法人日本損害保険協会会長高大幹夫君より意見を聴取した。

(二) わが国の保険制度及び保険事業全般について検討するため、政府は昭和三十四年七月保険審議会に対し諮問、じ来審議会において検討を加えていたが、昭和三十八年一月「非免許の外国保険事業者に対する付保の規制に関する答申」及び「新価保険等新しい構想の保険に関する答申」がなされた。これらの答申に基づき改正案が提出され、また新種保険についても許可されることになつてゐる。

(三) 外国保険事業者の現状

- 1 現在免許会社は損保関係で日本法人二〇社、外国法人三六社、生保関係で日本法人二〇社、外国法人一一社である。
- 2 外国損保会社三六社の国籍別は英国二〇社、米国六社、香港四社、ニュージーランド二社、フランス二社、印度一社、フィリピン一社である。
なお外国生保会社一社は全部米国系である。
- 3 外国損保会社の日本における営業状況は、昭和三十七年度三月末において改入保険料三〇億八、〇〇〇万円、責任準備金一八億八〇〇万円総資産三五億七、三〇〇万円である。

なお、外国生保会社は、日本に駐留する米国軍人、軍属及びその家族等に対するドル建契約に限られているので、その詳細は不明である。

(四) 保険料率の内外比較

- 1 火災保険(普通物件)

計画は、当初普通貸付一、二六〇億円、恩給担保貸付一五七億円引揚者国債担保貸付、更生資金貸付等に一一億円を予定するほか、その他貸付として農地被買収者で生業資金の融通を他の一般金融機関から受けることを困難としている者に対し、二〇億円の貸付を行なうこととしており、その総額は一、四四八億円であった。その後、貸付規模の拡大があり現在のところ、普通貸付一、三六九億円、恩給担保貸付一三八億円その他貸付を含めて総額一、五一〇億円程度の貸付を行なう予定である。

右の計画に対し、自己資金の外、政府資金六二〇億円の供給が行なわれるが、そのうち二〇億円は、同公庫の経営基盤を一層強化するため一般会計からの出資金としている。よつて、同公庫の資本金二〇〇億円を二〇億円増額して二二〇億円とすることにしたものである。

二 審議の概要

(一) 審査未了となつた経緯

国民金融公庫法の一部を改正する法律案はこれまでに
第四十回国会 提出

衆議院継続審査、参議院審査未了
衆議院修正議決(会期末日)
参議院継続審査

第四十二回国会

参議院大蔵委員会可決、本会議上程に至らず

という経過をたどり、本案は右のような経緯の後再度国会に提出され、衆議院においては昭和三十七年六月二十九日原

案通り可決された。しかるに本院においては、職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律案の取扱いをめぐる紛糾のため、その取扱いについて話し合いがつかないまま時間切れとなつた。

三 参考事項

(一) 衆議院における審議の概要

衆議院大蔵委員会においては、廣瀬秀吉君(社)より反対の討論がなされ、本会議においては、堀昌雄君(社)より少数意見の報告があり、横山利秋君(社)、廣瀬秀吉君(社)より反対の討論がなされた。

(二) 国民金融公庫への二〇億円の出資については、所要の手續きの遅延等のため、年内に予定の支出を完了することが期し難い場合もあるので、昭和三十七年度予算補正において繰越明許費とすることが議決されている。

(三) 昭和三十八年度予算において、農地被買収者に対する調査に必要な経費として一億八、九〇〇万円が可決されたが、これは前回の農地被買収者問題調査会の調査を更に詳細にするため計上されたもので、政府としては九月末頃迄に全国の集計を終り、明年度予算編成期迄に大体の全貌が摺めるようにすることを目的としている。

(四) 昭和三十八年度事業計画

(単位 億円)

事業計画	普通貸付	1,450
	特別小口貸付	1
	恩給及び遺族国債担保貸付	170
	引揚者国債担保貸付	8
	更生資金貸付	4
	その他貸付	20
	計	1,653
資金調達	政府出資金	0
	政府資金借入金	565
	回収金等	1,088
	計	1,653

(五) 資本金及び借入金の推移

国民金融公庫の資本金は、昭和二十四年設立以来、事業の拡大に伴って年々一般会計出資金によつて増額されてきたのであるが、昭和三十一年以降本年度までは増資されていない。この間、貸出資金の調達は借入金によるものが多いが、一方においては、恩給担保貸付等の低金利（普通貸付金利は年九分であるが、特別の貸付金利は年六分または五分五厘である。）による貸出しの比率が大きくなつてゐる。従つて、同公庫としては、経理面からも資本金の一層の増額を要望してゐる。

(単位 百万円)

年度別	資本金		借入金		
	出資金	累計	借入金	返済額	残高
24年6月 (公庫発足時)	6,300	1,300			
24	500	1,800			
25	2,200	4,000			
26	3,000	7,000	2,000		2,000
27	6,000	13,000	4,000		6,000
28	4,500	17,500	7,700	3,755	9,945
29	2,000	19,500	9,100	2,125	16,920
30	500	20,000	10,500	3,860	23,560
31		20,000	14,000	5,956	31,604
32		20,000	27,000	8,213	50,391
33		20,000	25,500	12,525	63,366
34		20,000	32,200	17,588	78,978
35		20,000	34,500	23,963	89,515
36		20,000	52,500	28,813	113,202
37. 12月末			46,400	21,029	138,573

(注) 1. 他に更生資金の基金3,104百万円がある。
2. 28年度中の借入金のうち、暫定予算による短期借入及び返済がそれぞれ25億円を含む。

(六) 貸付種類別貸付残高一覧表

区分	件数	金額
普通貸付	791,100 ^件	151,534,510 ^{千円}
旧甲種貸付	923	3,576
特別小口貸付	170	5,510
遺族国債担保貸付	781	4,118
母子家庭貸付	1,672	27,914
恩給担保貸付	192,426	12,227,841
引揚者国債担保貸付	230,869	3,008,553
災害貸付	166	8,019
特別更生資金貸付	960	19,021
更生資金貸付	117,635	1,877,313
合計	1,336,702	168,716,380

(七) 農地被買収者に対する貸付要領(案)

1 貸付対象……農地改革により農地を買収された者とその遺族であつて事業資金を必要とし、その融資を他の一般金融機関よりうけることを困難とするが、成業の見込みがあり返済の確実なものとする。

2 資金使途……生業資金(小口の事業資金であつて消費資金または生活資金を含まない)とする。

3 貸付条件

(1) 貸付利率……年六分五厘

(2) 貸付限度……個人五〇万円(特定業種は一〇〇万円)

法人五〇万円(特定業種は二〇〇万円)

(3) 償還期限……原則として三年、特定業種については五年、但し、特別の場合は更に二年延長することができるものとする。

4 申込手続……申込みの際に農地被買収者またはその遺族であることを証明する書面を提出するものとする。なお、当面は公庫の支所で扱い、代理貸付けを行なわない。

5 対象企業の規模及び業種についての制限等は生業資金貸付けと同様とする。

(八) 農地被買収者問題調査会の答申

本調査会は、昭和三十五年十二月二十二日第一回会議を開き、昭和二十七年五月二十二日に至る迄十三回にわたり審議を重ねた後答申を行なつた。

1 調査の重点

旧地主の現在における生活上、生業上の問題

2 調査の概要

- (1) 被買収世帯の収入は買受世帯及び一般世帯に比べて必ずしも低くない。
- (2) 田畑・山林の所有、経営についても、他に比して比較的大きいものが多い。
- (3) 被買収世帯の世帯員で公職に従事している比率は買受世帯その他に比して、戦前にくらべ戦後もその差は必ずしも縮まつていない。
- (4) 直接の人的、物的戦争被害は、他に比してその比率が高い。

(5) 暮し向きの自己評価については、戦前の方がよかつたとする比率は被買収世帯においてかなり高いが、現在においても「中」よりも「上」の暮し向きであるとみる比率が他に比べてかなり高い。

(6) 解放農地の転売転用については、農地買収価格に比べてその価格が高すぎることに不満がある。

(7) 農地改革そのものについては「よかつた」とする比率は被買収世帯は他に比べてはるかに低い。

3 結論

政府は農地改革により農地を買収された者であつて、現状において

(1) 生活上、生業上困難な状況にある者に対し生業資金の貸付の措置を講ずる。

(2) その子弟を進学させるのに困難な状況にある者に対し、育英その他の制度の運用において配慮を加える。等必要な措置をとることが適當である。

4 なお書

農地改革が被買収者に与えた心理的影響は、なお強く残つているが、それにしても巨額な金銭を被買収者に交付することは諸般の情勢上適當でないとする見解が多かつた。

○関税暫定措置法及び砂糖消費税法の一部を改正する法律案

一 提案の理由

貿易自由化九〇%の早期達成のための手段として、従前より砂糖問題が論議の焦点となつていたところ、これに加えて、昭和三十七年秋頃より、キューバをめぐる国際紛争、ヨーロッパ諸国における甜菜糖の不作に起因した国際糖価の高

騰、これに伴う国内糖価の上昇がみられるに至つたので、物価対策の一環として、関税、砂糖消費税両税の軽減を図る必要が生ずることとなつた。

二五二

最近粗糖の国際価格は、現行関税率四一円五〇銭の算定基礎であるポンド当り三セント四五を遙かに上回るポンド当り一〇セント前後という異常な高騰を示し、これに伴い、精製糖の卸売価格も漸次上昇し、昭和三十七年十月にはキロ当り一一八円程度のものが、昭和三十八年七月現在、キロ当り一四〇円(小売価格も一四〇円のものが一六〇円台となる)を上する状況となつている。

しかも、今後世界的な砂糖市場の動きをみても、供給不足という慢性化症状から脱することは困難なため、国際価格の急速な低下を期待することはむずかしく、一方諸外国においても、国際糖価の高騰に対処して、関税、輸入付加金の軽減等の措置を実施している実情である。

本案は、これらの諸事情にかんがみ、消費者の家計に及ぼす影響を緩和するため、関税率審議会の答申(昭三八、六、六)を尊重して、昭和三十八年七月(予定)から、関税及び砂糖消費税の軽減を図るとともに、自由化対策の一環として、砂糖関税に関税割当制度を採用しようとするものである。

二 内容の説明

(一) 関税暫定措置法関係

1 粗糖関税の軽減措置を昭和三十八年七月(予定)から実施する。

(1) 粗糖関税について、左記のイ、ロを要件として当分の間、期間を指定して政府限りで減免することができることとする。

なお、政令で定められる減税額は一キログラム当り五円が予定されている。

イ 粗糖の国際価格の上昇に伴い輸入粗糖から製造される精製糖の国内卸売価格が著しく上昇する。

ロ その卸売価格が国産てん菜糖の適当と認められる卸売価格をこえ、かつその期間が相当継続すると認められる。

(2) この減免措置をとつた後、輸入粗糖から製造される精製糖の卸売価格が国産てん菜糖の適正と認められる卸売価格を下回り、かつ、その期間が相当継続すると認められるときは、すみやかにその減免措置を修正または廃止することとする。

(3) 以上の措置をとつたときは、政府はすみやかにその内容を国会に報告しなければならないこととする。

2 関税割当制度を公布の日から六カ月以内の範囲内で政令で定める日(昭和三十八年九、十月頃の予定)から実施する。

I・M・F八条国移行に伴い、砂糖の自由化実施時期の接近が予想されているが、現段階において、単純に外貨割当制度を廃止し、その完全自由化を実施することは、国内甘味資源、精製糖業界等に不測の混乱を招来するおそれがあるので、これを防止するため、当分の間、経過的措施として関税割当制度を採用し、一次税率を四一円五〇銭、二次税率を一〇円高の五一円五〇銭とする。

(二) 砂糖消費税関係

砂糖消費税の税率(一キログラム当り)を昭和三十八年七月(予定)から左の如く軽減する。

1 第一種甲類の砂糖(黒糖)については現行五円を一円に引下げる。

2 第一種乙類の砂糖(再製糖)については現行七円を三円に引下げる。

二五三

- 3 第二種の砂糖(精製糖)については現行二二円を一六円に引下げる。
- 4 その他氷砂糖、角砂糖、糖みつ、糖水等についても、それぞれ税率を引下げる。

三 審議の概要

衆議院においては、昭和三十八年六月二十八日大蔵委員会、次いで七月四日本会議で可決されたのであるが、本委員会においては、失対関係法案の強行採決に端を発した混乱から、委員会を開き審議を行なうことができず、会期終了に伴い審査未了となつたものである。

四 参考事項

(一) 衆議院における審議の概要

- 1 大蔵委員会において、有馬輝武君(社)より反対討論がなされ、本会議において、平岡忠次郎君(社)より反対討論がなされた。
- 2 大蔵委員会においては、春日一幸君(民社)提出にかかる自民、社会、民社三党共同提案の左の附帯決議を付した。
 - 政府は次の諸点につき遺憾なきを期すべきである。
 - 一 今回の粗糖関税並びに砂糖消費税の引下げ額が砂糖の卸売価格の引下げはもちろん、末端小売価格の引下げに有効かつ速かに反映するよう特段の措置を講ずること

- 二 粗糖関税の減免税に当つて基準となる国内産糖の適当と認められる卸売価格については、国内甘味資源の保護育成の方針に沿つて関係者の納得を得られるよう、これを決定すること
- 三 関税割当制度の運用については、糖価安定及び国内甘味資源の保護育成に資するよう充分に配慮すること
- 四 砂糖消費税体系の整備によつて大幅な減税が可能となるよう充分検討すること
- 五 国内産糖の自給度の向上をはかるための対策を一段と強化すること

(二) 砂糖問題の経緯

- 1 昭和三十五年十二月、関税率審議会の答申において、粗糖の自由化を昭和三十六年中に実施することを条件として、キログラム当り四一円五〇銭の関税率を四八円に引上げる構想が提示されたが、国産産糖、関連農産物対策が十分でなかつたためとりやめとなつた。
- 2 貿易自由化の進展に伴い、砂糖の自由化寄与率(約三・二%)が高いことから、昭和三十七年来再度にわたつて閣議において、確認されていた昭和三十八年四月の実施時期をめぐつて、関税率の変更を主張する大蔵省側と砂糖消費税の軽減若しくは廃止を行ないその分を関税率に振りかえ、また関税割当制度の採用を主張する農林省側との対立があつたといわれている。

大蔵省側の主張は国際価格が高騰した場合には、関税の本来の機能からして、関税の軽減を行なうべきが本筋であり、もしかりにこれ以上関税率を引上げることがあれば、世界に類のない高関税となり今後の関税交渉における立場を不利とし、また関税割当制度の適用は関税面の制限が存置されるかぎり完全な自由化と認められない懸念があるという点にあつたといわれている。
- 3 昭和三十八年三月今国会に『甘味資源特別措置法案』が提出され、国内産糖への助成保護の方向が確定されるに至

3 西 独 (自給率 八五%)

- (1) 昭和三十八年五月二十一日に白砂糖及び精製糖につき同年六月末日まで、無制限緊急輸入を行なう。
- (2) 公定価格の設定と一般財源による補填

4 フランス(自給率 一〇〇%)

過剰生産国であるので関税政策等の措置は講ぜられていないが、最近では輸出ライセンスを出すことをやや控えているといわれる。

5 イタリア(自給率 八三%)

昭和三十八年三月に一五万トンのクローバルクオーターの設定及び関税の引下げのことを閣議決定した。(税率の変更はEECの了解が必要であるので詳細不明)。

(五) 資料

年	国際価格		国内価格	
	セント / ポンド	ドル / トン	卸売価格 円/kg	小売価格 円/kg (精製上白)
三六年平均	二・六七	五八・八七	一一九・七一	一四六・二五
三七年六月	二・五四	五六・〇〇	一一九・四八	一四八・〇〇
二月	三・九六	八七・三〇	一二五・三〇	一四六・〇〇
平均	二・七九	六一・五一	一一一・〇七	一四六・八三
三八年一月	五・一九	一一四・四二	一二九・一〇	一四七・〇〇

年	二月	三月	四月	五月
需要量 (A)	五・九〇	六・四五	七・四一	九・八四
国内生産量 (B)	一三〇・〇七	一四二・二〇	一六三・三六	二二六・九三
自給率 (B/A)	一一三・二六	一三八・二四	一四〇・二七	一四一・九一

2 需給状況

(単位 千トン)

年	国内生産量				総需要量	自給率 (B/A)
	北海道	北海	奄美	沖縄		
三六	一三〇	一一二	一五〇	六六	一、五六〇	一一三・三%
三七 (見込)	一四六	一一一	一五七	六八	一、六四九	二六・九%
三八 (見込)	一六〇	一一九	一七九	八九	一、七三九	二九・二%

差引要輸入量 (精糖ベース)	(C)	一、二二二	一、二〇六	一、一三三二
輸入依存率	(C)/(A)	七七・七%	七三・一%	七〇・八%

3 昭和三十八年度減収額

関税五円、砂糖消費税五円の引下げ措置を昭和三十八年七月から実施し、かつ一〇万トンの緊急輸入分が昭和三十
八年度中に入ったと仮定した場合の減収推定額は四九億円である。

(単位 億円)

増収	減収	差引	増収	減収	差引	減収	計
三六	四九	一三	一五	五一	三六		四九

○外資に関する法律の一部を改正する法律案

一 提案理由

外資法は、日本経済の自立とその健全なる発展及び国際収支の改善に寄与する外国資本にかぎつてその投下をみると、
投下にもなる送金の確保と、これら外国資本の保護のための適切なる措置を講ずることを目的として、その第八条にお
いて、認可すべき積極的な基準と、認可してはならない消極的な基準をさだめている。

しかして、昭和三十八年二月のIMF八条国移行勧告、OECD加盟の動きなど、貿易為替の自由化が急速に進められ
ている今日、外国資本の投下のあり方しだいによつては、国内産業が支配圧迫されて、経済秩序をこら乱され、また特に
中小企業に著しい圧迫が加はり、かつまた折角芽ばえている国内技術の開発とその企業化を阻害されるおそれも多く、
且つ本年十月をもつて、期限切れとなる日米通商航海条約の改定にあつては、米国側は通商拡大法を制定した後におけ
る改定折衝として、日米間の資本移動の自由についてその範囲の拡大をもとめてくることが予想される等の事情にかんが
み、国民経済的視野からみて、不十分と思われる現行法の規定を改正し、公正適正なる外国資本の導入をはかることが必
要でなると考えるに至つたものである。

二 内容の説明

認可しない契約の経済政策の基準として、「日本経済の復興に悪影響を及ぼすものと認められる場合」と規定しているに
すぎない現行法第八条第二項第三号を、次のように改める。

- (一) 産業秩序を著しく乱すものと認められる場合
- (二) 中小企業を不当に圧迫するものと認められる場合
- (三) 日本経済の健全な発展に寄与する新たな技術で国内で開発されたものの企業化又は新技術に係る事業の育成を阻害す
るものと認められる場合

三 審議の概要

二六二
本案は、本院議員永末英一君(民社)ほか十名より提出されたものであつて、委員会において発議者から提案理由の説明を聴取したのみで、審査未了となつた。

四 参考事項

最近までの外国資本の投下状況は次の通りである。
昭和二十五年から昨年三月までの外国技術導入件数は一、六七〇件(戦前の総件数二三一一件)で、その対価支払は四億四〇〇万ドル。件数の七割は、機械、化学など重化学工業が占めております。また、同じ期間における外貨資金受入れは一五億三、五〇〇万ドルであり、最近の傾向として、
単なる証券投資でなく経営参加がふえ、また持株比率折半合弁会社がふえており、単に利益配分ではなく、輸出市場制限を条件とするものがふえている等の現象が著しくなつてゐる。

三 撤回法律案

○砂糖消費税法を廃止する法律案

一 提案の理由と内容の説明

最近における原糖の国際価格の昂騰に伴なう砂糖消費者価格の上昇が国民生活に及ぼす影響は軽視できないものがある。

り、しかもその要因が砂糖課税が高率過ぎる点にあることは明白であるから、大衆生活必需物資に対しては課税しないという原則になつて、昭和三十八年七月一日から砂糖消費税を廃止しようとするものである。

二 審議の概要

本委員会に予備付託されたが、提案理由の説明もなされなまま、昭和三十八年六月二十八日衆議院において撤回された。

三 参考事項

- 1 本案は衆議院議員有馬輝武君外八名により提出されたものである。
- 2 昭和三十八年度減収見込額は約二五〇億円である。

四 関連法律

○オリンピック東京大会の準備等に必要な資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律(オリンピック準備促進特別委員会)

一 制定の理由

日本専売公社は、昭和三十六年法律第百三十八号をもつて公布施行された「オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律」の規定に基づき、昭和三十九年に開催されるオリンピック東京大会の円滑な準備及び運営並びに大会に備えての選手の競技技術の向上のために必要な資金の調達に關し、財団法人東京オリンピック資金財団に対し、従来から協力してきたのであるが、さらにその資金調達の確保を図るため、日本専売公社が寄附金付き製造たばこを販売することができようになることとしたものである。

二 内容の説明

- (一) 日本専売公社は、本法施行の日からオリンピック東京大会の終了の日の属する月の末日までの間に限り、東京オリンピック資金財団が調達する大会の準備等に必要な資金に充てることを寄附目的とする寄附金を付けた製造たばこを販売することができる。
- (二) 寄附金付き製造たばこの名称を「オリンピックピアス」とするほか、その小売定価の最高価格は一〇本当たり五〇円、寄附金の額は一〇本当たり一〇円とする等オリンピックピアスについての所要の事項を定める。
- (三) オリンピアスを購入した者は、その購入の時において、寄附金を東京オリンピック資金財団に寄附したものとするか、寄附金の送付手続、及び小売人がその送付に要する費用は、資金財団が負担するものと定める。

三 審議の概要

- (一) 委員会における主なる質疑
- 1 オリンピアス売出し期間と販売予定数量はどうか。

- 2 オリンピアス製造価格等諸経費と専売納付金、消費税の内訳はどうか。
- 3 オリンピック終了後のオリンピックピアスの存廃について如何に予定されているか。
- 4 小売人の資金財団への寄附金の送付手数料はどうか。
- (二) オリンピック準備促進特別委員会においては、寄附金の送付手数料について、原案で資金財団の負担となつてゐるのを公社の負担とする次の修正案が準備されたが、結局同修正案は提出に至らず原案通り可決された。

修正案

オリンピック東京大会の準備等に必要な資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律案の一部を次のように修正する。

第四条第三項を次のように改める。

- 3 前二項の規定により送付する寄附金につきオリンピックピアスの販売及び当該寄附金の送付のため特に要する費用は、公社の負担とする。
- 4 小売人が販売したオリンピックピアスに係る寄附金につき前項の規定により公社が負担すべき費用の範囲は、あらかじめ公社が定める。

四 委員長報告

オリンピック東京大会の準備等に必要な資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律案について、オリンピック準備促進特別委員会における審議の経過とその結果を御報告いたします。

本法律案は、来たる昭和三十九年に開催されるオリンピック東京大会の準備及び運営並びに選手の競技技術の向上に必

要な資金に充てるため、日本専売公社が寄附金付き製造たばこを販売することができるとして定めております。すなわち、寄附金付きたばこの名称は「オリンピックアス」とすること、その最高価格は十本当たり五十円、寄附金の額は十本当たり十円とすること、このたばこを購入した者は、その購入のときに、定められた寄附金を東京オリンピック資金財団に寄附したものとすることとし、なお、寄附金の送付手続等についても規定いたしております。

委員会の審議におきましては、各委員から、オリンピックの準備に関する各般の問題、資金財団の募金計画の全貌、オリンピックに対する政府並びに民間の協力の実情、特に日本専売公社の本法実施に応ずるオリンピックへの協力態勢等について、政府、日本専売公社、東京オリンピック組織委員会並びに東京オリンピック資金財団等に対し、きわめて熱心な質疑がなされました。その詳細につきましては、会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論を省略、直ちに採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。

五 国政調査

○昭和三十八年三月八日、金融正常化問題、国際収支の問題等について、大蔵省当局、参考人日銀総裁山際正道君に対し、野溝勝君より質疑がなされた。

○同年四月十九日、静岡相互銀行に係る私的独占禁止法第十一条違反問題、相互銀行法第十条違反問題、従業員の減首問題

等について、大蔵省当局参考人静岡相互銀行社長笹野好男君及び中部相互銀行取締役木村孫三郎君に対し、柴谷要君、野々山一三君、戸叶武君、鈴木市蔵君から質疑がなされた。

○同年六月二十日 公社、公庫、公団等の役員退職手当支給基準について大蔵省当局に対し、永末英一君より質疑がなされた。

○同年六月二十五日 公社、公庫、公団等の役職員の退職手当支給基準及び給与基準、事業能率等について、大蔵省当局に対し、永末英一君、野溝勝君、木村禧八郎君、柴谷要君、渋谷邦彦君より質疑がなされた。

六 請願件名

請願件名

本国会における請願審査は、昭和三十八年七月六日(会期最終日)において、委員長及び理事打ち合せにおいて議題とし四五件を採択するよう意見の一致をみたが、委員会開会に至らず、何れも審査未了となつた。

なお、委員長、理事打ち合せにおいて採択すべきものと予定された四五件は次の通りである。

○国の会計年度改正に関する請願

○医療法人に対する法人税等減免に関する請願(外二七件)

○譲渡所得税免除等に関する請願

○音楽、舞踊の入場税撤廃に関する請願(外一件)

閣承認 第4号	閣第 49号	閣第 48号	閣第 180号	閣第 141号	閣第 97号
地方自治法第百五十六條第六項の規定に基 づき税務署の設置に關し承認を求めの件	印紙税法の一部を改正する法律	酒税法の一部を改正する法律	所得に対する租税に關する二重課税の回避 及び脱税防止のための日本国とタイとの 間の条約の実施に伴う所得税法の特例等 に關する法律	所得に対する租税に關する二重課税の回避 及び脱税防止のための日本国とニュージー ランドとの間の条約の実施に伴う所得税 法の特例等に關する法律	所得に対する租税に關する二重課税の回避 及び脱税防止のための日本国とニュージー ランドとの間の条約の実施に伴う所得税 法の特例等に關する法律
5. 13	1. 31	1. 31	6. 12	3. 11	2. 14
6. 6 共・反 数	3. 1 全会 一致	3. 7 全会 一致	7. 6 全会 一致	7. 6 全会 一致	3. 15 共・反 数
26 27	12 5 10 11	12 5 13 10 14 11	29 32	16 32	8 14 18
6. 7	3. 11	3. 11	7. 6	7. 6	3. 20
5. 28	2. 21	2. 21	6. 27	6. 27	3. 1
5. 28	2. 22	2. 22	7. 4	7. 4	3. 5
6. 8 法律 第99号	3. 15 法律 第15号	3. 18 法律 第17号	8. 2 法律 第167号	7. 24 法律 第161号	3. 27 法律 第30号

閣第 33号	閣第 32号	閣第 104号	閣第 47号	閣第 46号	番 号	件 名
昭和三十七年度産米穀についての所得税の 臨時特例に關する法律	所得に対する租税に關する二重課税の回避 のための日本国とオーストラリア共和国と の間の条約の実施に伴う所得税法の特例等 に關する法律	所得に対する租税に關する二重課税の回避 及び脱税防止のための日本国政府とグ レノ・ブリテン及び北アイルランド連合 王国政府との間の条約の実施に伴う所得税 法の特例等に關する法律	所得に対する租税に關する二重課税の回避 及び脱税防止のための日本国とタイとの 間の条約の実施に伴う所得税法の特例等 に關する法律	所得に対する租税に關する二重課税の回避 及び脱税防止のための日本国とマラヤ連邦 との間の条約の実施に伴う所得税法の特例 等に關する法律	酒税法の一部を改正する法律	所得税法の一部を改正する法律
1. 29	1. 29	2. 4	2. 16	1. 31	1. 31	提出
3. 15 共・反 数	3. 15 共・反 数	2. 14 全会 一致	3. 29 多 数	3. 29 反公・社 多 数	3. 29 公・社 多 数	採委員 決会 賛 否
4 14 18	4 14 18	5 7	(22 16 23 20 21 参考人 20)	(22 9 23 20 21 参考人 20)	(22 9 23 20 21 参考人 20)	素会 議 引 院
3. 20	3. 20	2. 15	3. 30	3. 30	3. 30	採本 決議 院
3. 1	3. 1	2. 5	3. 22	3. 22	3. 22	採委員 決会 採本 決議 院
3. 5	3. 5	2. 8	3. 22	3. 22	3. 22	採本 決議 院
3. 27 法律 第29号	3. 27 法律 第28号	2. 16 法律 第2号	3. 31 法律 第65号	3. 31 法律 第67号	3. 31 法律 第66号	月公 日布

鈴木市藏	大竹平八郎	原島宏治	野溝勝	野々山一三	木村禧八郎	戸叶武	佐野芳雄	森部隆輔	堀末治	平井太郎	日高広為	林屋亀次郎
共産	第二	公	シ	シ	シ	シ	社	シ	シ	シ	シ	シ
文京区駒込曙町一 時田方	港区芝白金三光町二九五	杉並区高円寺二ノ三八二	武蔵野市吉祥寺北町一ノ七〇三	千代田区紀尾井町一 宿舍	品川区大井倉田町三二六六	新宿区戸山町四三ノ一	千代田区紀尾井町一 宿舍	千代田区紀尾井町一 宿舍	世田谷区世田谷代田二ノ八一六	品川区南品川三ノ一五二七	千代田区紀尾井町一 宿舍	中央区銀座東六ノ五
	四四二局 三三四八 四四二局 六六八四	三二二局 一三六二	武蔵野局 七一六五 三鷹二局 七一六五	三三二局 九八五一	七七二局 四三三三	三五二局 〇四六三	三三二局 九八五一	三三二局 九八五一	三三二局 一五九二	四九二局 〇〇三〇 四九二局 〇〇四〇	三三二局 九八五一	五四二局 〇二〇九 七四五局 七四五五
六七三	五九五	七二二	五五八	五二〇	六〇六	五八八	五五七	五二八	六一六	五八七	七〇九	五〇八
横山	高橋	白井	堀友成	平林	平塚	田部谷	坂下	成清	千熊葉木	久吉保田	野馬中場	阿部

津島壽一	田中茂穂	高橋衛	川野三暁	太田正孝	青木一男	理事 永末英一	理事 渋谷邦彦	理事 柴谷要	理事 西川甚五郎	理事 柴田栄	委員長 佐野廣	委員 氏名
シ	シ	シ	シ	シ	自民	民社	公	社	シ	シ	自民	党派
千代田区二番町八	世田谷区若林町五三二	渋谷区神山町四四	千代田区紀尾井町一 宿舍	渋谷区松濤町二六	世田谷区成城町二八一	千代田区麴町四ノ七 宿舍	千代田区紀尾井町一 宿舍	目黒区中目黒一ノ七六一	港区麻布新竜土町六	世田谷区上馬町三ノ九九三	世田谷区野沢町一ノ二五六	住所
三三二局 八〇一六	四一四局 六二〇一	四六七局 八七六五	三三一局 九八五一	四六一局 八〇二八	四一六局 二〇〇七	三三二局 八二四一	三三二局 九八五一	七二二局 〇六八〇	四〇八局 六四八九	四二二局 三一七〇	四二二局 八二五五	電話
六五三	五三六	七四三	六六八	五〇二	六二一	六五二	六九〇	六二五	六七一	七一九	五三八	會話館
権名	富田	福田	中川	鈴木	村田	山田	斎藤	善昭	斎藤	松下	川瀬	秘書名

○歴代大蔵委員長名簿

歴代	国会	選任年月日	委員長	氏名	党派
一	一	昭和二、三、一〇、二二	大蔵	黒田	自
二	三	二、三、二九	大蔵	内田	自
三	七	二、三、二九	大蔵	内田	自
四	二	二、五、二五	大蔵	沼川	自
五	二	二、六、二一	大蔵	沼川	自
六	一	二、七、二四	大蔵	沼川	自
七	一	二、八、二一	大蔵	沼川	自
八	一	二、九、二一	大蔵	沼川	自
九	〇	三、〇、二二	大蔵	沼川	自
一〇	二	三、〇、二二	大蔵	沼川	自
一一	三	三、一、二二	大蔵	沼川	自
一二	五	三、一、二二	大蔵	沼川	自
一三	二	三、一、二二	大蔵	沼川	自
一四	三	三、一、二二	大蔵	沼川	自
一五	一	三、一、二二	大蔵	沼川	自
一六	一	三、一、二二	大蔵	沼川	自
一七	一	三、一、二二	大蔵	沼川	自
一八	一	三、一、二二	大蔵	沼川	自
一九	一	三、一、二二	大蔵	沼川	自
二〇	一	三、一、二二	大蔵	沼川	自

一七	三六	三六	大	大	大	大
一八	三七	三七	大	大	大	大
一九	四〇	四〇	大	大	大	大
二〇	四一	四一	大	大	大	大
佐永	竹	野	未	橋	平	英
廣	小	八	虎	郎	郎	郎
自	民	社	自	民	自	自

参議院大蔵委員会調査室

室長・専門員 坂入長太郎

主任調査員 首藤俊彦

調査員 伊藤保

同 有吉良介

同 保家茂彰

同 佐藤正弥

同 黒沢隆雄

同 宮下喜八

参事 梅津貞子

資料係
寄贈

IV
3-C

参議院大蔵委員会審議要録

第四四回 (臨時) 国会 (自昭和三八年一〇月一五日至一〇月三三日)

第四五回 (特別) 国会 (自昭和三八年一二月四日至一二月八日)

第四六回 (通常) 国会 (自昭和三八年一二月二〇日至三九年六月二六日)

参議院大蔵委員会調査室



はしがり

第四四回臨時国会は、いわゆる解散国会として昭和三八年一〇月一五日召集され、一八日には委員長の改選（自民党のみ、本委員会委員長は佐野廣君より新谷寅三郎君に更迭）が行なわれた。また同日池田勇人総理大臣、大平正芳外務大臣、田中角榮大蔵大臣より、施政方針、外交及び財政に関する所信表明がなされた。三八年初以降強力な在庫投資を契機に鉱工業生産が上昇し、経済は回復過程を辿つてきたのであるが、高度成長の結果農業、中小企業等の低生産部門との格差が顕著になるとともに、消費者物価の上昇と国際収支の低い天井という構造上の問題が表面化しつつあつた折でもあり、施政方針でもこの点をとりあげ、高度成長の結果生じたゆとりをもつて農業、中小企業への対策を強化するとともに、大企業製品の価格引下げや公共料金の抑制措置を講じて、物価問題を一両年中に解決する決意が示された。これに対して各党の代表質問も、所得増政策、物価政策の失敗という問題が中心となり、解散気構えの白熱した論戦が展開されたのであるが、一〇月二三日代表質問終了直後に憲法第七条による衆議院の解散が断行され、僅か八日間の会期をもつて幕を閉じた。この間成立したものは法律案四四件中二件のみであつて、三八年度補正予算のほか本委員会予備付託法律案三件を含め他の案件はすべて審査未了となつた。

衆議院議員の総選挙は一月二日行なわれたが、各党派の勢力分野にさしたる変動もなく終り、第四五回特別国会は一月四日に召集され、政府は同日臨時閣議を開いて総辞職を決定した。首班指名は、一月九日に行なわれて第三次池田内閣（全閣僚再任）が誕生し、翌一五日に池田総理の所信表明がなされた。この間生産の上昇と輸入の増勢が続いたために国際

収支の赤字が拡大傾向にあり、さらに物価上昇が卸売物価にも現われる等の事情から、景気の先行について警戒気運が高まりつつあり、従つて所信表明でも引締め経済の健全なる成長を基調として倍增計画の基本線を貫ぬぐが、特に農業、中小企業の革新的近代化と国際収支の均衡維持に努力する決意が表明されている。国会の審議案件としては、前国会で審査未了となつた国家公務員の給与改善等を主要内容とする補正予算と関連法律案が当初から予定され、成立をみたものは補正予算、法律案一八件中本委員会に付託された二件を含めて二三件である。

三八年の年末を控えて予算編成も煮詰まるに伴い、経済審議会が所得倍增計画のアフターケヤーについて検討を進め、金融面では日銀政策委員会が預金準備率の引上げを決定して本格的金融引締めを打出し、さらに税制調査会が三九年度税制改正の臨時答申を行なう等のあわただし動向のなかで、第四六通常国会は二月二〇日に召集され、直ちに自然休会に入つた。年明けの一月二〇日から国会は再会され、翌二一日には池田総理、大平外務、田中大蔵各大臣の所信表明があり、本格的な開放体制へ移行する局面を迎えて、開放体制化で安定成長を実現するための輸出振興措置、農業、中小企業近代化の促進、国際収支の改善と物価の安定等の施策に重点を指向する決意が陳べられた。

この通常国会は日韓問題あるいはILO国会と称され、これら懸案の案件のほかに、三九年度予算及び関連法律、開放体制転換措置等の案件が主要な審議対象と予定された。本委員会としては、年初来さらに強化された金融引締め措置すなわち日銀の新窓口規制や公定歩合の二厘引上げ措置による景気調整の進行を背景に、税法改正案、特別会計法案等の予算関係案件、開放体制移行のための立法措置等の重要案件の審査を行なつたのであるが、予算関係法案が多いので三月末までに大半の審査を終えた。しかしながら旧地主報償問題と関連する国民金融公庫法改正案、税理士法改正案は審査の調整がつかず最終日深夜まで難行してついに継続審査となつた。(最終日に本委員会委員長は新谷寅三郎君より村松久義君に更迭)

なお、提出案件は三八年度補正予算及び三九年度予算、法律案二五七件等であつて、成立をみたものは予算のほか本委員会付託法律案二五件を含め一七〇法律案等である。

本稿は、以上の第四四、四五、四六の三国会における本委員会付託諸案件について、制定理由及び内容、審議の概要、参考事項及び資料等を収録し、本委員会の審査活動の記録とするともに、今後の参考に資するものである。

昭和三九年七月

目次

第四四回国会

一 審査未了法律案	一
○農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案	一
○砂糖消費税法の一部を改正する法律案	一
○国民金融公庫法の一部を改正する法律案	一
二 関連法律	一
○オリンピック東京大会の準備等に必要資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律の一部を改正する法律	二
三 法律(案)等審査経過	四
四 参議院大蔵委員会委員名簿	五

第四五回国会

一 成立法律 九

○農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律 九
○砂糖消費税法の一部を改正する法律 一五

二 審査未了法律案 二八

○砂糖消費税法を廃止する法律案 二九

三 国政調査 二九

四 請願件名 三〇

五 法律(案)等審査経過 三〇

六 参議院大蔵委員会委員名簿 三一

第四六回国会

一 成立法律(議決・承認案件を含む) 三五

(一) 財政・会計・管財関係 三五

○国立学校特別会計法 三五

○自動車検査登録特別会計法 六〇

○食糧管理特別会計法の一部を改正する法律 六五

○公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律 七五

○国有財産法の一部を改正する法律 八一

○国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めるの件 九六

(二) 租税関係 一〇七

○所得税法の一部を改正する法律 一〇七

○法人税法の一部を改正する法律 一〇七

○租税特別措置法の一部を改正する法律 一四六

- 相続税法の一部を改正する法律……………一六一
- 昭和三十八年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律……………一六六
- 揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律……………一六九
- 物品税法の一部を改正する法律……………一七七
- 印紙税法の一部を改正する法律……………一八〇
- 納税貯蓄組合法の一部を改正する法律……………一八二

(三) 為替・関税関係……………

- 外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律……………一八七
- 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律……………一八七
- 関税率法等の一部を改正する法律……………二一七
- 自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律……………二三一
- とん税法及び特別とん税法の一部を改正する法律……………二四一
- 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署及び税務署の設置に関し承認を
求めるの件……………二四五

(四) 理財・金融関係……………

- 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律……………二五七
- 公認会計士特例試験等に関する法律……………二六三
- 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律……………二七七
- 日本開発銀行法の一部を改正する法律……………二八五
- 北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律……………二九一
- 保険業法の一部を改正する法律……………二九八

二 継続審査法律案……………

- 国民金融公庫法の一部を改正する法律案……………三〇五
- 税理士法の一部を改正する法律案……………三二〇

三 審査未了法律案……………

- 酒税法の一部を改正する法律案……………三三一
- 製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案……………三三一
- 入場税法の一部を改正する法律案……………三三一

四 関連法律……………

六

○オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に関する法律……………

三三三

五 国政調査……………

三三五

六 請願件名……………

三三六

七 決議……………

三三八

八 法律(案)等審議経過……………

三三八

九 参議院大蔵委員会委員名簿……………

三三六

○歴代参議院大蔵委員長名簿……………

三三八

第四四回国会

○農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金……………

九頁

○第五回国会要綱……………

一五頁

○改正する法律案……………

三三五

二 関連法律……………

四 関連法律

五 国政調査

六 請願件名

七 決

八 法律

第四四回国会

九 参議院大蔵委員会委員名簿

○歴代参議院大蔵委員名簿

一 審査未了法律案

第四四回国会は昭和三八年一〇月一七日に召集され、三法律案が予備審査のため付託されたが、同月二三日に衆議院が解散されたため、審査を行なうことなく審査未了となった。

○農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

(内容等については第四五回国会参照)……………九頁

○砂糖消費税法の一部を改正する法律案

(内容等については第四五回国会参照)……………一五頁

○国民金融公庫法の一部を改正する法律案

(内容等については第四六回国会参照)……………三〇五頁

二 関連法律

二
○オリンピック東京大会の準備等に必要な資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律の一部を改正する法律（オリンピック準備促進特別委員会）

一 制定の理由と内容

日本専売公社は、昭和三八年三月二五日以降寄附金付き両切り紙巻たばこ「オリンピック」を販売してきたが、最近におけるフィルター付き紙巻たばこ一般に対する嗜好の増大という傾向を反映して、「オリンピック」についても、これをフィルター付き紙巻たばこすることを要望する喫煙者が多く、このような要望にこたえとともに、「オリンピック」の販売数量の一層の増加を図つてオリンピック資金財団における資金の円滑な調達に資する必要がある、日本専売公社が「オリンピック」について、従来の両切りものほかフィルター付きのものも販売することができることとしたものである。

二 審議の概要

——委員会における主なる質疑——

- 1 オリンピアスの現在までの売行き状況。
- 2 専売公社の企業的性格にかんがみ、関係法律に弾力性をもたすような立法形態にならないか。

三 委員長報告

オリンピック東京大会の準備等に必要な資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律の一部を改正する法律案について、オリンピック準備促進特別委員会における審議の経過とその結果を御報告申し上げます。

本法律案は、財団法人東京オリンピック資金財団の資金調達に協力するため、日本専売公社より本年三月二十五日以降販売されました、寄付金つき製造たばこ「オリンピック」の種類につきまして、現在は、いわゆる両切り紙巻たばこでありますのを、最近におけるフィルター付き紙巻たばこ一般に対する嗜好増大の傾向から、オリンピックについてもフィルター付きを要望する声が少なくありませんので、この要望にこたえとともに、その販売数量の一層の増加をはかり、もつて東京オリンピック資金財団における資金の円滑な調達に資するため、日本専売公社がオリンピックについて、従来の両切りのものほか、フィルター付きのものも販売することができるようとするものであります。

委員会の審議におきましては、各委員から、オリンピックの宣伝、販売、売り上げの状況、今後の売り上げ目標、見込み等につきまして、政府、日本専売公社に対して質疑がなされましたが、その詳細につきましては会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論を省略、直ちに採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

野々山一三	木村禧八郎	戸叶武	佐野芳雄	佐野広	堀末治	岡崎真一	日高広為	林屋亀次郎	津島壽一	田中茂穂	高橋衛	川野三暁	太田正孝
シ	シ	シ	社	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ
千代田区紀尾井町一 宿舍	品川区大井倉田町三二六六	新区戸山町四三ノ一	千代田区紀尾井町一 宿舍	世田谷区上馬町一ノ七六四	世田谷区世田谷代田二ノ八一六	渋谷区南平台町四〇	千代田区紀尾井町一 宿舍	中央区銀座東六ノ五	千代田区二番町八	世田谷区若林町五三二	渋谷区神山町四四	千代田区紀尾井町一 宿舍	渋谷区松濤町二六
三三一局 九八五一	七七一局 四三三三	三五一局 〇四六三	三三一局 九八五一	四二一局 八二五五	三二一局 一五九二	四六一局 四三八四	三三一局 九八五一	五四一局 〇二〇九 七四五五	三三一局 八〇一六	四一四局 六二〇一	四六七局 八七六五	三三一局 九八五一	四六一局 八〇二八
五二〇	六〇六	五八八	五五七	五三八	六一六	七三三	七〇九	五〇八	六五三	五三六	七四三	六六八	五〇二
平林	平塚	田部谷	坂下	川瀬	千熊葉木	那須原	野馬中場	阿部	権名	富田	福田	中川	鈴木

野溝勝	原島宏治	大竹平八郎	鈴木市藏
シ	公	第二	共
武蔵野市吉祥寺北町一ノ七〇三	杉並区高円寺二ノ三八二	港区芝白金三光町二九五	文京区駒込曙町(時田方)
武蔵二局 七一六五	三一一局 一三六二	四四二局 三三四八 四四二局 六六八四	九三八局 七九二〇
五五八	七二二	五九五	六七三
堀成江	堀口	高橋山	横山

(注) 一〇月二日永末英一(民社)辞任、会期中、補欠選任は行なわれなかつた。

第四正回国会

一 成立法律

○農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律

一 制定の理由

昭和三八年四月から六月にかけて長雨等があり、麦の被害が全国的に異常発生し（特に西日本及び関東の被害が大きい）、ために農業共済再保険特別会計の農業勘定における再保険金の支払財源に多額の不足を生ずるに至つたので、その不足を補てんするため、一般会計から繰入金をする必要が生じたものである。

二 内容の説明

- (一) 農業共済再保険特別会計の農業勘定における再保険金の支払財源の不足をうめるため、昭和三八年度において、一般会計から、八八億一、〇〇〇万円を限り、同勘定に繰入れ得ることとした。
- (二) 右の繰入金は、将来、農業勘定において決算上の剰余を生じた場合、再保険金支払基金勘定に繰入れるべき金額を除いた残余から、一般会計に繰り戻すことになっている。

三 審議の概要

10

——委員会における主なる質疑——

- 1 農業経営は従来の米麦中心から、果樹そ菜等の成長作物へ転換しつつあるが、これらの成長作物を農業災害補償の対象とすることについて、どのような検討がなされているか。
- 2 池田首相は農業・中小企業に革命的施策を講ずると言明しているが、農業災害補償制度はどのように改善されるのか。
- 3 農産物は生産者価格が低いのに対し消費者価格が不当に高い。かかる事情の下では、流通機構を整備することによって農家所得を向上させるか、補償制度を拡充して農家所得を保障するという方法が必要であるがどう考えるか。また生産者も消費者も参画できないままに置かれている中央卸売市場の運営についても改善の意思があるか。
- 4 被害の適確な査定は多くの費用と労力を駆使しても困難であり、農業災害補償制度は通常の保険の概念では律し得ない補助金あるいは補償金という制度になっているが、根本的に再検討すべきではないか。
- 5 耕作者が主張する減収額も判明せず、それを下廻る線で被害を査定し、一般会計からの繰入額を決めるのは不合理ではないか。

四 委員長報告

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案について申し上げます。本年の四月から六月にかけての長雨等により、麦の被害が異常に発生したため、農業共済再保険特別会計の農業勘定の

再保険金の支払いが増加し、多額の財源不足を生ずることが見込まれますので、本案は、その不足を埋めるため、昭和三十一年度において、一般会計から八九億一、〇〇〇万円を限り、この特別会計の農業勘定に繰り入れができることにしようとするものであります。なお、この繰り入れ金については、後日、農業勘定に決算上の剰余が生じた場合に、再保険金支払い基金勘定に繰り入れらるべき金額を控除した残余から、一般会計に繰り戻すことにいたしております。

委員会におきましては、「池田首相は農業等に革命的施策を講ずると言っているが、農家の所得を補償するため農業災害補償制度について具体的な改善策があるか」「果樹等の成長農産物を制度の対象とすることについての検討はいかになされているか」「損害の査定等を見ても、通常の保険の概念では律し得ない制度であり、基本的に再検討すべきではないか」「農家が申告する被害額さえ明確にされず、一般会計からの繰り入れ額を決定するのは不合理ではないか」等の諸点について質疑がなされましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終わり、討論に入りましたが、別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

五 参考事項

- (一) 一般会計から繰入れることとした理由
農業勘定においては、その経費支弁のため必要がある場合、勘定の負担において借入金をして措置する建前となつているが(第八条)、再保険金の支払いが多額に及び、かつ償還計画が樹立し難い等のため、一般会計からの繰入金によつて措置することとされたのであり、従つて後日農業勘定から一般会計に繰戻す条件が附されたものである。
- (二) 一般会計からの繰入金八八億一、〇〇〇万円の積算基礎

(三) 再保険金支払財源を一般会計から繰入れることとした理由は、(一)に述べた通りであるが、借入金によつて処理されたのは、昭和二二年度六億一、〇〇〇万円、昭和三三年度一〇億九、〇〇〇万円に過ぎず、昭和二四年度以降は次表の通りの繰入れ及び繰戻しがなされている。なお昭和二二年度の借入金は、借入先が日本銀行(四億三、〇〇〇万円)及び資金運用部(六億六、〇〇〇万円)であつて、昭和二三年度の借入金は、借入先が日本銀行(四億三、〇〇〇万円)及び資金運用部(六億六、〇〇〇万円)であつて、いずれも昭和二七年度に償還されている。

年度	一般会計からの繰入額	一般会計への繰戻額	差引	残高	備考
二四	一、二九一、三五二	〇	一、二九一、三五二	二四、四、二五法	三一号
二五	一、八〇二、八一三	〇	三、〇九四、一六五	二五、三、二九	二九
二六	〇	〇	三、〇九四、一六五		
二七	七二七、八七五	〇	三、八一二、〇四〇		二七、三、三一
二八	八、五〇〇、〇〇〇	〇	一、二、三一二、〇四〇		二八、一、九
二九	六、七〇〇、〇〇〇	〇	一九、〇一二、〇四〇		二九、三、三一
三〇	〇	〇	一九、〇一二、〇四〇		三〇、三、三一
三一	〇	〇	一九、〇一二、〇四〇		
三二	〇	一、六九二、九七三	一七、三一九、〇六七		
三三	〇	九三二、三二六	一六、三八六、七四一		
三四	〇	一、一九二、六一〇	一五、一九四、一三一		
三五	〇	五、一四四、七〇〇	一〇、〇四九、四三一		
三六	〇	七五〇、二六三	九、二九九、一六八		
三七	〇	二、一九八、〇二三	七、一〇一、一四五		
計	一九、〇二二、〇四〇	一一、九一〇、八九五	七、一一一、一四五		

(千円)

(四) 昭和三八年度補正予算に計上されている一般会計からの本特別会計への繰入金は、再保険金支払基金勘定への繰入れ……………一、〇〇〇、〇〇〇千円
農業勘定への繰入れ……………

再保険金の増加……………八、八一〇、〇〇〇
三七年産農作物共済掛金国庫負担不足分の繰入れ……………八〇四、〇二四
計……………一〇、六一四、〇二四

であるが、農業勘定においては、さらに再保険金支払基金勘定から一〇億円を受入れ、再保険金の増加八六億二、三二七万三、〇〇〇円と予備費の増加一九億九、〇七五万一、〇〇〇円を歳出にたてている。

なお、一般会計からの再保険金支払基金勘定への繰入れについては、既に本特別会計法第二条ノ二に規定があり、また共済掛金の国庫負担分の一般会計からの受入れについても、本特別会計法第三条に規定があり、ともに立法措置を必要としない。

○砂糖消費税法の一部を改正する法律

一 制定の理由

昭和三七年来、キューバをめぐる国際紛争、ヨーロッパ諸国における寒波による甜菜糖の不作等に基因した国際糖価の高騰は、必然的に国内糖価の上昇を招来するに至つた。

すなわち、昭和三七年一〇月頃の国際価格は現行関税率の算定基礎であるポンド当り三セント四五を下回る二セント台

であつたものが、昭和三八年五月には一二セント台に達する異常な高騰を示し、その後八月には五セント台に下つたものの再び騰勢に転じ、一月に入ると一〇セント台を往來している実勢であり、これに伴い、精製糖の卸売価格も昭和三七年一〇月頃にはキロ当り一一八円程度のもものが、一月末には、一六〇円台を上下し、小売価格も一八〇円乃至一九〇円となつた。

このような糖価の高騰は、災害等による一時的な異常現象であらうとも解されているが、基本的には世界の砂糖消費量が毎年約二〇〇万トンづつ増加するのに対し、生産面において横ばいなため起る慢性的な供給不足に基因するものと思われるので、ここに、二年間に国際価格の急速な低下を期待することは困難といわざるをえない状況である。

本法は、このような砂糖市場の動きにかんがみ、消費者の家計に及ぼす影響をできるだけ緩和するため、砂糖消費税の軽減を図ろうとしたものである。

二 内容の説明

砂糖消費税の税率を公布の日(昭和三八年二月二〇日)から左の如く軽減した。

(一キログラム当り)

区 分	改正前税率	改正後税率
(一) 砂糖		
黒糖	五円	一円
再製糖(第一種甲類)	七円	三元
再製糖(第一種乙類)	七円	三元
再製糖(第二種)	二元	一元六円

区 分	改正前税率	改正後税率
氷砂糖	二七円五〇銭	二〇円五〇銭
角砂糖	三三円五〇銭	二五円五〇銭
(二) 糖み	五円	三元五〇銭
第一種	一一円五〇銭	八円五〇銭
第二種	五円	三元五〇銭
(三) 糖水	三元	二元
第一種	三元	二元
第二種	一元六円	一元二円

なおこの引下げ措置による昭和三八年度減収推定額は一〇億七、一〇〇万円である。

三 審議の概要

(一) 委員会における主なる質疑

- 1 生必物資である砂糖の高騰は国民生活に重大な脅威を与えている。この原因は国際糖価の高騰も関係があるが、特にわが国の消費税、関税の高位が主たる原因となつているから五円程度の引下げでは効果がなく、全面的に撤廃の方向にもつていくべきではないかとの質疑に対し、五円程度の引下げでも八〇億円の財源を要すること、また五円以上大幅に引下げると黒糖と各砂糖間の税格差がなくなり生産取引に影響を及ぼすこととなるとの答弁があつた。
- 2 消費税の引下げが実際に小売価格に反映するかどうか疑問である、当局は行政指導によつて実効を期すといつていゝるが、具体的にはどのような方法でおこなうのかとの質疑に対し、具体的手段としては精糖業者の溶糖量等についての確な報告をとり生産面から供給不足のないよう指導したり、あるいは精糖業者等が売り惜しみをしないよう業界を

指導するとの答弁があつた。

3 第四三国会に關稅、砂糖消費税をあわせて引き下げる案を提出したのに、今国会では砂糖消費税だけの引下げ措置を講じているのは如何なる理由か、また甘味資源特別措置法案等がおくられて提出されるに至つた理由は何か。

国内生産者の保護を消費者の負担でまかなつていふように思われる、甘味資源の生産振興と消費税等に関連した消費者利便との調整をどのように考へているか。

4 遅れるものと予想された砂糖の自由化を急に九月から実施した理由、一〇万トンの緊急輸入をよした理由、原糖の輸入状況。

(二) 委員会における討論

柴谷要君(社)より反対、渋谷邦彦君(公)より賛成、大竹平八郎君(第二)より賛成、須藤五郎君(共)より反対の討論がなされた。

○柴谷要君 私は日本社会党を代表して、ただいま上程されております砂糖消費税法の一部を改正する法律案に反対するものであります。

本法律案が上程されましたが、何よりも最近の諸物価の相次ぐ値上がり、中でも砂糖の消費者価格の高騰が異常なものがあり、この八月ごろには白糖袋詰めキロ当たり百七十円程度のもが現在は百九十円以上に値上がりし、大衆生活、特に低所得者層の家計を圧迫し、重大な影響を与えております。現状はもはや無視し得ないものがあります。政府としては、これらの現状より見て、当然に砂糖消費者価格を大幅に値下げし、消費者の負担を軽減するための措置をはかる任務があるのであります。これはまさに国民の悲願とさえなつておるのであります。

砂糖消費者価格の高騰の原因は、一つには最近の原糖の国際価格の騰貴にあることは否定できませんが、何よりわが

国の砂糖に対する課税が国際的に見ましても高率に過ぎる点にありますことは明らかであります。砂糖に対する現行税負担は、御承知のとおり、関税がキロ当たり四十三円六十八銭、消費税が二十一円、計六十四円六十八銭となつております。まさに世界一の高税率でありまして、諸外国では、たとえばイギリスにおきましては、逆に補助金を出して小売り価格の調整をいたしておるのであります。しかるに、政府は国民の痛切な値下げの要望に対して、わずかに砂糖第二種消費税五円引き下げを軸とする減税によつて表面を糊塗しようとしているにすぎないのであります。砂糖が日常生活から見まして必需品となつており、幼児のミルクから子供のおやつに至るまで広範に使用されておるものであり、しかも、支出の所得逆進度のきわめて高い品目であり、低所得者層ほど実質的な負担率は重くなつていく性格のものであります。砂糖消費税が設置されましたのは、戦費調達のための必要から、ぜいたく品税的な性格において課税が高率となつていた実情から考へましても、もはや砂糖に対する高率課税はその論拠を持たないと言わなければなりません。

ここで、私はこの際、二つのことを特に申し上げたいのであります。

第一には、大衆生活必需品物資には税金をかけないという原則に立つて砂糖消費税は撤廃すべきであります。そして消費税分を確実に小売り価格の引き下げに反映させることにより、当面の砂糖小売り価格の上昇に苦しむ大衆生活の安定に資すべきであります。

第二に、国民の悲願である物価高騰を抑制するためには、何よりも政府が率先して上昇ムードの根幹である高度成長政策を転換するとともに、公共料金の値上げ阻止、独占的大企業製品の価格規制と合わせて、大衆生活必需品物資の間接税を引き下げることに、物価抑制、値下げへの方向を強力に推進することが必要であります。しかるに、政府は、物価抑制には何ら有効な策を講じようとせず、かえつてみずから公共料金の値上げ等によつて物価上昇ムードの先駆的役割りすら果たしているのであります。明年度の減税方針にも間接税の減税は全く無視され、かえつてガソリン税等の

引き上げが行なわれようとしております。このような政府の物価、減税政策に強く反省を求めなければならないと思うのであります。

二〇

このような立場から、本法律案に反対するとともに、政府はこの際思い切つて、砂糖消費税撤廃による減収を、三十八年度は四十五億円程度でありますので、他財源によつて補てんすべきであることを強く要請して、討論を終わるものであります。

○渋谷邦彦君 私は公明会を代表いたしましたして、本法律案に対し、不本意であります。賛成の意を表します。

ただし、先ほどの質問を通じて申し上げましたように、国民生活の安定という観点から、甘味資源についての強力な総合対策を早急に樹立してもらいたい。次に、できるだけ早い機会に消費税の撤廃に踏み切つていくべきであるという強い希望意見を申し添えまして、討論を終わります。

○天田勝正君 私ども民社党は、砂糖消費税の一部を改正する法律案に反対をいたします。

その反対の理由の第一点は、糖価の国内の上昇がきわめて異常でありまして、消費者の家計をはなだ圧迫しているのであります。国内糖価の上昇は、言うまでもなく、キューバ事件以来、あるいはヨーロッパの各国におけるてん菜糖の生産の不作等が原因であります。特に今後におきましてもとうていこの状態が一兩年においては明るくなる見通しはないのであります。それは最近の国際糖価の趨勢を見れば明らかであるのであります。これがわが国の糖価に自然に反映いたしましたして、三十四年以來しばらくはキロ当たり百二十二円程度で安定しておつたのであります。最近では、質疑において明らかになりましたように、百九十円から二百円というような小売り価格を示すに至りました。したがいまして、今日の消費者糖価からすれば、おそらく五円程度の引き下げでありましたならば、その五円程度の引き下げはそのまま消費者価格に好影響をもたらすといつても、家計についての影響というものはほとんど名目的にすぎない結果になるのであります。

その第二点は、国内糖価の値上げを抑制するためには、砂糖消費税の大幅な引き下げあるいは撤廃をあわせて考慮しなければならぬ。ところが、先ほどの質疑を通じて明らかになつたのであります。私は少なくともこの課税を一時的に停止する措置を通常国会で講じたいという答弁を実は期待いたしておつたのであります。これを撤廃しないまでも、しばらく停止するくらいのことはいかんと期待いたしておりましたが、その答弁は得られません。そして税金全体を見ますと、さきに渋谷委員から指摘されましたように、関税、消費税を合わせますと、六十四円六十八銭に相なるのでございまして、これは現在の小売り価格百九十円に対比いたしますならば、三四％に相なります。このことは二級清酒の税金に該当するのであります。もちろん酒そのものがすべての場合に奢侈品とは申し上げませんけれども、しかし家計においての必要度は当然砂糖のほうが高いにきまつております。それがこのように二級清酒に該当するような高税金でありまして、これは何といつても是正すべきであると存じます。

さらには、一昨年秋に比べまして、小売り価格は平均五十円をこえる値上げでありますから、今日物価抑制から見ますならば、この五十円の引き下げるといふめどによつて行なわなければなりませんけれども、いま政府の考えている考え方によつては、とうていこれは期待できないのであります。さらにまた、国内甘味資源の保護の観点からも万全を期さなければなりません。現在提出されている関連の法律も、まことにあわてふためて提出してまいつたということとは明らかでございます。

私どもは、今日の砂糖消費税そのものが、そもそも明治三十四年にできたのであつて、これは北清事件の戦費をまかなうためにできた結果が今日もずっと引き続いて行なわれている。でありますから、もしこの種の税制をつくるにしても、抜本的に改善しなければならぬと存しておりますが、その期待は今日においてはとうていいれられそうもありません。

二二